

令和 6 年 9 月 9 日 (月)

(第 1 日目)

令和6年第4回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和6年第4回苓北町議会定例会は、令和6年9月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めまして、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から令和6年第4回荅北町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、錦戸俊春君。1番、田嶋健司君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

6月8日、荅北町福祉レクリエーション大会に出席しました。

6月22日、JAれいほく通常総会に出席しました。

7月11日、荅北町青少年育成町民会議総会に出席しました。

7月21日、荅北じゃっと祭天草荅北ペーロン大会に高戸副議長ほか議員とともに出席しました。

7月23日、八代市で開催された八代・天草シーライン建設促進市議会議員連盟総会に出席しました。総会では規約改正が提案され、名称が「八代・天草シーライン建設促進市議会議員連盟」から、「八代・天草シーライン建設促進議員連盟」に変更となりました。

7月28日、長崎ペーロン選手権大会に出席しました。

7月29日、牛深総合センターで開催された天草・出水県際交流促進協議会総会及び

天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席しました。

7月31日、天草森林組合で開催された天草森林組合通常総代会に出席しました。

8月2日、町議会議員8人で上京し、山崎町長、JAれいほく瀨石組合長とともに、熊本県選出国會議員への要望活動を行いました。

8月5日、松島総合センターで開催された天草地域国県道路整備促進期成会総会に倉田建設経済環境常任委員長とともに出席いたしました。また、役場大会議室で開催された熊本県民体育祭天草大会選手団結団式に出席しました。

8月25日、八代市で開催された熊本県消防操法大会に出席しました。

8月26日、第4回天草広域連合議会定例会に出席し、新ごみ処理施設整備・運営事業を受注した企業グループとの契約解除に伴い、企業グループに対する損害賠償請求権の放棄と、和解に関する件について審議しました。新ごみ処理施設につきましては、明日の全員協議会で執行部から説明がなされる予定です。

8月27日、オンラインで開催されました熊本県町村議会議長会主催の、正副議長研修会に高戸副議長とともに参加しました。

苓北町教育委員会から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が提出されました。

また、苓北町監査委員から、令和5年度、令和6年5月分、令和6年度、令和6年5月、6月、7月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、7月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

7月7日（日曜日）苓北町消防団の夏季訓練を、苓北町農村運動広場で実施いたしました。今回は山林火災等を想定し、中継送水訓練を中心に行いました。

次に、7月11日（木曜日）には、熊本天草幹線道路の整備促進に係る要望活動を熊本河川国道事務所、九州地方整備局及び自由民主党熊本県連、公明党熊本県本部に出向き、行いました。

また、7月30日（火曜日）には、国土交通省及び財務省、並びに熊本県選出の衆議

院議員及び参議院議員に対し、要望活動を行いました。

次に、7月20日（土曜日）と21日（日曜日）の両日、第36回苓北じゃっと祭が開催され、20日には餅投げ、花火大会や出店、熊本丸体験航海。21日には、天草苓北ペーロン大会が21チームの参加のもと、開催されました。また、大会には友好姉妹都市である唐津市のほか、長崎市と兵庫県相生市からも選手及びご来賓の皆様に参加をいただきました。

次に、7月28日（日曜日）には、長崎市で開催された、令和6年度長崎ペーロン選手権大会に苓北町から選抜チームを編成し、出場いたしました。惜しくも予選敗退となりましたが、長崎市をはじめ、参加されたチームとの交流の輪を広げることができました。

次に、8月2日には、野崎議長をはじめ、町議会議員の皆様、JAれいほく濱石組合長と上京し、農林水産省、並びに衆議院及び参議院の両議員会館において、熊本県選出の国会議員5名の方への要望活動を行いました。今回は、食料、農業、農村政策、国土強靱化施策、過疎地域振興施策、半島振興施策の重要課題について、要望・意見交換を行い、特に、農林水産省では、坂本農林水産大臣へ、地方の小規模自治体の農林畜水産業の厳しい実情を訴えてまいりました。

次に、8月10日（土曜日）と11日（日曜日）の両日、坂瀬川地区総合グラウンドと苓北町麟泉運動公園において、第2回苓北町長杯ジュニアサッカー大会を開催いたしました。大会には、友好姉妹都市である唐津市のジュニアサッカーチームのほか、九州各地から計16チームの参加があり、唐津市のソルニーニョFCが優勝されました。

次に8月25日（日曜日）には、八代市で開催された第35回熊本県消防操法大会小型ポンプの部に、苓北町消防団を代表して、志岐地区の第2分団が出場いたしました。

次に、9月1日（日曜日）には、今年度新たに、天草市、苓北町及び両市町の観光協会が連携して実施するレンタサイクル実証事業の出発式を実施いたしました。富岡港船客待合所と下田温泉ふれあい館ぷらっとにサイクルステーションを設け、E-BIKEと呼ばれる電動自転車各10台ずつの有料レンタルを来年1月31日まで行います。富岡城をはじめ、町内周遊や、西海岸観光に利用いただくよう周知を図ってまいります。

次に、9月7日（土曜日）、8日（日曜日）の両日、苓北町麟泉運動公園において、れいほくシニアサッカーフェスティバル2024を開催いたしました。本大会は60歳以上の方の大会でございます。大会には、県内から4チームの参加があり、熊本市の熊本オールドキッカーズ&県庁シニアチームが優勝をされました。

次に昨日、9月8日（日曜日）には、茂木地区において、茂木地区とのソフトボールならびにグラウンドゴルフ交流会を実施をしたところでございます。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

まず、大型ごみ収集の実施についてのお知らせです。9月7日（土曜日）から、11月9日（土曜日）まで、町内行政区を9グループに分けて、大型ごみの収集を実施します。詳細な日程、時間等につきましては、随時水道環境課からお知らせをいたします。

次に、熊本県民体育祭天草大会が、天草2市1町の各会場で、9月14日（土曜日）と15日（日曜日）及び、翌週の21日（土曜日）と22日（日曜日）にかけて開催をされます。苓北町からは7競技9種目に出場いたします。なお、苓北町では、14日に農村運動広場において、男子ソフトボール競技が21日と22日に、坂瀬川地区総合グラウンドと麟泉運動公園において、サッカー競技がそれぞれ開催されますので、皆様の応援をよろしくお願いいたします。

次に、9月23日（月曜日）に、体験型マリンスポーツの普及を目的に、富岡海水浴場で「SUP体験会 in とみおか2024」が、あまくさ苓北観光協会の主催により開催をされます。

次に、各地区の町民体育祭ですが、9月29日（日曜日）に、坂瀬川地区が坂瀬川公民館グラウンドで、10月6日（日曜日）に、志岐地区が志岐小学校グラウンド、富岡地区が富岡小学校グラウンドで、それぞれ開催予定となっております。

次に、10月5日（土曜日）に、今年1月1日の能登半島地震を教訓として、大規模な地震で橋が落下するなどして通行できなくなり、天草地域全体が孤立する事態を想定した大規模防災訓練となる熊本県総合防災訓練（図上訓練）が、熊本県が実施主体となって、天草全域で実施されます。苓北町においては、この図上訓練に併せて住民避難訓練を実施します。また、12月19日（木曜日）には、実際に関係機関が出動する実動訓練が実施されることとなっております。

次に、10月10日（木曜日）から14日（月曜日）までの5日間、苓北町5窯元、天草市天草町2窯元が参加して、第35回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催をされます。なお、開会式は10月10日、午前10時から、内田皿山焼窯元で開催をされます。

次に、10月13日（日曜日）に、志岐小学校創立150周年記念式典が志岐小学校体育館で開催をされます。第1部で記念式典、第2部で学習発表会、第3部で人文字ドローン撮影が予定をされております。

次に、敬老会の日程であります。10月17日（木曜日）に、志岐地区は志岐小学校体育館で、富岡地区は富岡公民館で実施をし、翌10月18日（金曜日）に、坂瀬川地区は坂瀬川小学校体育館で、都呂々地区は都呂々公民館で、それぞれ午前10時から開催をいたします。

次に、10月19日（土曜日）午前10時から、天草市民センターにおいて、熊本天草幹線道路早期完成を求める天草島民集会在開催をされます。

次に、10月27日（日曜日）に、百間土手特設ステージにおいて、富岡城お城まつ

りが開催されます。

次に、11月2日（土曜日）、午後2時50分から、苓北町町民総合センター前をスタート、苓北町麟泉運動公園をゴールとして、ハーフマラソン、10キロ、4キロの3つのコースで、第12回苓北夕やけマラソン2024を開催をいたします。なお、今回もゲストランナーの参加も予定をされております。

次に、苓北町火災出動訓練のお知らせであります。11月10日（日曜日）午前8時30分から、富岡小学校の建物火災を想定した消火活動、避難誘導、人命救助等の火災出動訓練を実施をいたします。これらの訓練を通して、消防と学校等との相互協力体制の確立と、防災意識の高揚を図ってまいります。

最後に、11月17日（日曜日）に、関東ふるさと苓北会総会が、東京都千代田区のスクワール麴町にて開催予定となっております。それぞれの行事につきましては、議員皆様方には大変お忙しい中とは存じますが、ご出席、ご声援をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

それでは、通告1番、錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） おはようございます。通告1番、8番議員、錦戸俊春です。先に通告しておりました2件について質問をいたします。

まず初めに、苓北町就学支援金制度の充実について質問をいたします。高校入学準備補助金の見直しはできないかということです。

苓北町子育て支援施策として、諸々の取り組みがされていることについては感謝されています。

高校入学準備補助金については、町内の高校入学者の保護者の方は大変喜ばれていることと思います。現行では、一部の方のみ（天草拓心高校マリン校舎入学者のみ3万円）の支給となっておりますが、高校入学する際は、どこの高校に入学するのも多額の費用がかかると思います。天草拓心高校マリン校舎入学者のみの入学者ではなく、私は高校入学者全員への入学祝金として、同等の祝金を支給することが出来ないかと思ってい

るところでございます。

町内の高校入学者への祝金という意味もあると思いますが、自分の将来を決め、それぞれの高校を選択され、勉学に励まれていかれるわけでございます。

同じ町民であり、公平公正に欠けるのではないかと考えております。私は、高校入学者全員に同等の高校入学準備補助金を支給すべきと思いますが、お伺いをいたします。

次に、苓北町奨学金貸付制度を、学費軽減施策として、学費軽減補助金制度にできないかと考えているところでございます。

苓北町として、奨学金貸付制度があることには感謝をされていることと思います。

苓北町奨学金貸付金を借入して就学し、高校・大学を卒業し、返済義務が生じるのは言うまでもありません。また、返済免除要件に該当した場合には、当然のこと返済が免除されることとなります。

奨学金貸付金を借り入れせずに、自費で学業に励み、技術・資格などを習得し卒業して、苓北町奨学金貸付金制度の返済免除制度に該当した場合にあっても、何の恩恵もないこととなります。苓北町奨学金貸付金、借り入れをした人も、借り入れしなかった人も同じ町民であり、公平公正に欠けるのではないかと考えているところです。

学費軽減補助金、これは仮称ですけども、として高校在学期間（3年間）は、奨学金貸付金程度の金額を支給する。大学在学は現行のとおり、奨学金貸付けとすることはできないかと考えているところです。

今後、少子高齢化が進み、人口減少が生じると思います。魅力あるまちづくりのために、また、苓北町子育て支援策として考えられないかと考えております。

多額な金額になり財源が心配されますが、ふるさと納税寄附金を、子育て支援補助金として充当するなどと思いますが、お伺いをいたします。

次に、農作物の鳥獣被害防止施策について質問をいたします。

防護施策として、電気柵の補助金が施行されており、被害防止対策として施工されていますが、近年の鳥獣被害（イノシシによる被害）は、年々増加傾向にあるのではないかと思います。

ここ近年は、異常気象で気温が上昇し、乾燥状態が続いた場合、電気柵では電流は流れていても、地面が乾燥状態であり、アースが効かない状況にあります。

防護柵の補助は出来ないかと考えております。熊本県では、団体に防護柵を施工する場合は、現物給付がなされ、受益者が施工することで、補助がなされております。苓北町も独自で同等の対応ができないものかと考えているところです。

また、近隣の市では、防護柵補助制度もあり、農作物の鳥獣被害防止施策としてできないかと考えているところです。お伺いをいたします。

答弁をいただき、その後自席で再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の「苓北町就学支援金制度の充実について」、2点の質問をいただきました。

1点目の「高校入学準備金補助金の見直しは出来ないか」についてでございますが、苓北町では、町内に立地する天草拓心高校マリン校舎への入学を奨励することを目的に、町内の中学校からマリン校舎へ進学する高校入学生の保護者に対して、高校入学生1人について3万円を助成しているところであります。

県立高等学校の現状につきましては、少子化の影響により、熊本市以外の地域での定員割れが進行している状況にあります。このような状況を踏まえ、県教育委員会においては、本年4月24日に県立高等学校の現状と課題を踏まえつつ、今後の県立高等学校のあり方及び取組の方向性について検討するため、「県立高等学校あり方検討会」を設置し、これまで2回の検討会が開催をされているところであります。

検討会においては、県立高等学校の学校規模・学校配置等の考え方、県立高等学校の更なる魅力化に向けた今後の取組の方向性、その他県立高等学校の在り方に関し、必要と認める事項などについて協議していかれることとなっております。今後は、県内24か所程度で、地域意見交換会も予定されているとお聞きをしております。

高校が地域に与える影響は非常に大きく、地域人材の育成や地域振興など、高校が存続し活性化することにより、生徒や若者の意欲や能力、肯定感が醸成され、地域の活力が増していきます。

町では、これまでも天草拓心高校マリン校舎生徒の皆さんに、地域の課題を解決する様々な取り組みを行っていただいております。令和6年度からはマリン校舎魅力化推進事業の取組を始めたところであります。今後、多様性の高い魅力ある地域の高校となることを願っているところでありますが、県立高等学校あり方検討会でのマリン校舎の学級減を伴う学科改編などを大変危惧しているところでもあります。

天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成につきましては、只今申し上げましたとおり、町内に立地する天草拓心高校マリン校舎の入学者を確保し、活性化を図っていくための制度と考えております。なお、議員ご質問の、高校入学者全員に、同等の高校入学準備金補助金を支給することにつきましては、昨年度、苓北町子育て支援対策会議において協議をいたしました。本年度から、保育料の完全無償化を始めとして、出会いから結婚、妊娠・出産、保育、教育、住まい対策まで、総合的な子育て支援対策を講じていくこととした結果、所要の財源が必要となりますので、採択を見送ったものでございます。

次に、2点目の「苓北町奨学金貸付制度を、学費軽減施策として、学費軽減補助金制

度に出来ないか」についてでございますが、学費軽減補助金（仮称）として、高校在学期間は、奨学資金程度の金額を支給するとした場合、苓北町奨学資金貸付額は、高等学校奨学生の場合、月額1万2,000円以内であり、3年間の貸付額は1人当たり最大43万2,000円となります。現在、1学年平均約50人程度でありますので、1学年当たり、2,160万円の費用が必要となります。

多額の財政措置が伴いますので、ふるさと納税寄附金を充当するとしても、事業実施には大変厳しいものがあると現時点では考えているところであります。

なお、高校生等への修学支援については、平成26年4月以降の入学者が対象となる「高等学校等就学支援金制度」がございます。ご家庭の教育費負担軽減を図るため、国による授業料支援の仕組みで、国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒が対象となっております。

また、熊本県では、国公立学校、私立学校に在学する世帯で、生活保護受給者世帯や非課税世帯、家計急変世帯に対しましては、教科書費やPTA会費など、授業料以外の教育費の負担を軽減する「熊本県奨学のための給付金」制度がございます。

現状、高校生等に対する支援制度は、国・県の制度が充実しておりますので、中学校での進路選択の際、保護者や生徒に対して、制度の周知を図るように努めてまいります。

次に、2項目目の「農作物の鳥獣害被害対策として、苓北町も独自の防護柵補助制度」の質問についてでございます。

苓北町では、有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、苓北町鳥獣害駆除対策協議会を関係団体で組織し、現在個体群の管理、侵入防止対策等の事業を実施をいたしております。

昨年度の苓北町管内でのイノシシ捕獲頭数は、844頭で令和4年度の919頭から75頭減少はしておりますが、捕獲事業を開始してから約26年間で2番目に多い捕獲頭数でございます。

また、昨年度のイノシシ防護柵につきましては、国の鳥獣被害防止対策総合事業を活用し、坂瀬川嫁入川地区において、金網柵施工延長890メートルを資材費を支給し、受益者の直営施工で整備をいたしております。

国の鳥獣被害防止対策総合事業の補助要件は、原則、受益戸数3戸以上の共同実施の要件がございますが、地形的理由から連続しない柵でも、整備地区全体として受益戸数3戸以上であれば整備可能となっておりますので、まずは、町といたしましては、国からの補助がある本事業の活用を推進しているところでございます。

また、苓北町独自の単独費による補助金として、イノシシ等の有害鳥獣による被害を防止するため、対象面積2アール以上の農地等に、電気柵等のイノシシの防除施設を設置する場合についての資材購入に要する経費に応じて、1農家当たり、4割から5割の

補助率で、上限額3万円の範囲で助成するイノシシ等有害鳥獣防除施設補助事業を実施をしております。

昨年度の実績は、28戸に56万5,000円の助成を行っております。

また、中山間地域等直接支払交付金、及び多面的機能支払交付金の協定農用地につきましても、当該事業の中でも取り組みを実施されている地域もございます。

鳥獣被害防止対策につきましては、まずは有利な国の助成事業を活用しながら、個体群の管理、侵入防止対策、生息環境管理の3つを柱にした、農作物の被害防止対策に今後も努めてまいります。

以上、錦戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） それでは再質問をさせていただきます。まず高校入学準備補助金についてですが、答弁にありましたけれども、少子化の影響により、定員割れが進行している状況で、今後の在り方について危惧されていることは理解出来ます。また、高校で地域に与える影響は非常に大きく、地域人材の育成や地域振興など、高校が存続し、活性化することにより、生徒や若者の意欲や能力・肯定感が醸成され、地域の活性化が増えていきますということも、これも私はそのとおりであると思っております。私が言いたいのは、町内への高校の入学祝金という意味もあるかと思いますが、自分の将来の進路を決め、それぞれ技術・資格などを習得する目的を持たれて高校に、また、それぞれ専門課程を専攻され、勉学に励まれているところでございます。私は同じ町民であり、公平公正に欠けるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の件ですけれども、この件につきましては先程回答いたしましたとおり、本制度につきましては、町内に立地するマリン校舎への入学を奨励するということがまず第1の目的でありますので、現時点では、マリン校舎入学者に対し支援を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） そうすると、いわゆる町民として考えた場合ですよ。いわゆる町民の保護者、子どもたちの立場で考えた場合に、公平公正の立場は考えられないでしょうかということなんですけれども。これはどんなですかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 議員おっしゃることは分かりますけれども、日本国憲法の中にもですね、教育を受けさせる権利、そして義務がございます。そういった中にやはり、教育というものはですね、親の責任で教育を実施していくというようなことも考えられます。そういった中でもありますけれども、先程から申しますように、この補助金の目

的につきましてはですね、拓心高校の生徒を確保するという意味で対策をしているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） 私の考えとちょっと相違があるようですけれども、これはやはり親御さんに教育、これはもう当然分かります。本人の努力も分かります。しかしやはりですね、同じ立場で考えればですよ、町のいわゆる町民として考えた場合には、ちょっと疑問視するところがあるわけですが、結果がそういうことで、町長が判断されるならばでしょうけれども、そこでですね、昨年度に苓北町子育て支援協議会において協議がなされたということですが、高校入学者全員への祝金の支給という話はどこでは出なかったんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 検討内容としましては、通学支援という形での検討をさせていただいております。通学の支援ですね。町内から天草管内の高校に通う生徒さんのみを対象とした、通学支援という形で検討をさせていただきました。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） その話が出なかったということで理解していいですかね。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） こちらからの子育て支援対策会議の中での提案としましては、何ができるかというふうなことで、町内から天草管内の高校へ通われる方の通学支援についてのみ検討をさせていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） 検討じゃなくて、要するにその協議会の中でですね、やはり全員にも支給するべきではないだろうかという話が出なかったんでしょうかということ。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 一応、全員という形では出ておりません。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） 天草拓心高校マリン校舎の皆さん以外に、子育て対策支援事業で同じ住民であるということですね、出すとすれば財源はですね、その8名にはもう支給して、今年度についてはですね、8名支給されておりますので、あと残りの方が支給されたとしても、130万かそこらへんじゃないかなと。財源的には思いますけれども、この財源をやはり使ってですよ、平等性も持たせたほうが私はいいいんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺のお考えをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 議員のおっしゃることも十分理解できますが、現時点ではですね、先程の答弁にもありましたように、一応マリン校舎さんの存続のための部分ということでの補助金制度ということで理解をしております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） お互い意見が食い違って、これはそのまま平行線に行くと思いますけれども、今後ですね、私はやはりもう公平公正であるという、やっぱマリン校舎がですね、そういう存続も分かりますけれども、やはりそれは別な角度でやはり考えて、こういうふうなこの補助金については、やはり同等な扱いをするべきだと私は思いますけれども、今後検討していただければと思いますけれども、検討される余地はないということですかね。お伺いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程もお答えしましたけれども、昨年度もですね、子育て支援の対策会議の中では、他の高校、例えば天草地域内の高校に通われる生徒さんをどうするんだという意見も出ました、当然。ただその中ではですね、やはり子育て支援全般に係る財源等も含めて考えた場合にですね、なかなか今のところは厳しいという状況でございますので、その点につきましては今後もですね、財源の確保に努めながら、子育て支援対策の充実については、検討、強化をしまっている予定でございますので、その中でもですね、また協議をしてみたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） ぜひ公平になるような施策で取られるように、ぜひお願いをしたいと思います。

次に学費軽減施策の件ですけれども、私が言いたかったのはですね、苓北町奨学金貸付金制度を活用して勉学に励み、その免除対象となった人と、自費で勉学に励んだ人との不公平が出てくるのではないかなと思っていますところ。そこで思い切った貸付金制度ではなく、学費軽減施策として、補助金制度ができないものかと思ったところです。

その補助金制度には多額の財源が必要になりますが、子育て支援財源には、先程も言いましたけれども、やはりこのふるさと納税寄附金をもっと増額になるように頑張っていて、ふるさと納税寄附金を充当して、町民の高校生に平等にするならば、町内に残る人のみの支援ではなく、町外にて頑張る人とか、その方々もその意義をよく理解されて、郷土苓北町に対する思いを深く感じられることと思います。今、今後検討できないだろうかと思っていますところですけどもいかがでしょうか。財源が非常に厳しい。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の件ですけども、まず奨学資金の貸付制度、これにつきましてはですね、やはり先程日本国憲法のことを言いましたけども、教育を受ける権利と

義務ということの中で、就学が困難な家庭に対して奨学金を支払うという制度でございますので、この点はまず奨学資金の貸付制度自体をもう一度ご理解をいただければというふうに思います。そういった中でですね、やはり先程の1件目の件とも同じと言いますか、同等の取扱いになろうかと思えますけれども、今後ですね、やはり茶北町出身の子どもたちが町内で、あるいは国内で、あるいは世界で活躍する人材を育てるためにはですね、当然そういった子どもたちの将来のために財源を使うということは必要であろうかと思えます。ただ、その中でですね、やはり先程から申しましたように財源的な部分がございますので、これにつきましては、ふるさと納税制度等も含めて、財源の確保に努めながら頑張りたいと思っております。ただ、ふるさと納税につきましてもですね、5年度は幾分確保することができましたけれども、今年度になりましてまたちょっと逆にですね、厳しい状況等もございますので、こういったところも勘案しながら、とにかく町として財源の確保に努めたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） 検討方よろしく願いいたします。

次に、農作物鳥獣被害防止施策についてですけれども、この農作物の鳥獣被害防止施策は先程の質問の中でも言いましたが、電気柵で防護できないのはもう現実にあるわけですよ。防護柵、こう金網でも、ここはもう実例ですけれどもですね、その金網のいわゆる鋼線、針金をですね、どうやって切るのか分からないんですけども、イノシシが切ってですね、そして破損させて侵入したケースもございます。効果的には、この電気柵よりも防護柵、いわゆる金網の方が、効くようでございますので、そちらのほうの補助もあればと思っております。

答弁の中で、国の補助要件は原則受益者3戸以上の共同実施要件であるが、地形的理由から連続しない柵でも、整備地区全体として受益者戸数3戸以上であれば整備可能となっているとのことですが、隣接での、いわゆる隣接地、その一画の一団のですね、土地ではないかなと思えますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程の国の補助事業の3戸以上の要件につきましてのご回答ですけれども、これは隣接していなくても、山間部ではですね、山を挟んだ飛び地であっても、囲んだ部分で3戸以上あればいいというところで要件になっておりますので、そのように私ども理解しておりながらその補助事業を実施しているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） すいません、そしたらもう要するに1迫離れても、それは3

戸、1、2、3でも3戸以上という考え方でいいということですか。そういう一団の中ではなくて、そして、各個人ではできないけれども、3人の名前で申請すればできますよという理解になるわけですかね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） この補助事業につきましては、地域で、全体で協働した防除というところの中で、例えば志岐山地区で離れた地域に農地を持っていらっしゃる、個別の3人で、みんなで一緒にしようよっていうところであればOKということで理解をしております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） それぞれ、ここはAさんの土地、ここはBさんの土地、ここはCさんの土地でも、3戸という理解ということですね。はい、分かりました。もうそうであれば、その県のほうに申請して、現物支給していただいて実施ができるという理解でいいということによろしいですね。はい、分かりました。それでは私の質問はこれで終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで錦戸俊春君の一般質問を終わります。

通告2番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） おはようございます。通告2番、9番議員、高戸幸雄です。

議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

さて、9月に入り、昼間は残暑が厳しいものの、朝方は少し涼しい感が増してきたように思えてなりません。先月29日に天草地方を北上した台風10号による影響は少なかつたものの、10月頃までにはまだまだ油断ができません。自然災害に対し即座に対応すべく、体制を引き続き保つ必要があるかと思えます。

なお、本定例会は令和5年度決算審査も主たるものでございます。地方自治体は二元代表制の仕組みになっております。その議員である私たちは、令和5年度実施された事業に対し、確かな検証を行う必要がございます。積極的に、真摯な態度で委員会に臨みたいと思います。

今回私は、1つ目に、県道286号都呂々宮地岳線法面被災に伴う取り組みについて。2つ目に、畜産業に対し引き続きの支援策を。3点目に、国民健康保険税税率の改正に伴う周知について。以上の3点について質問を行いたいと思います。

それでは早速、最初に、県道286号都呂々宮地岳線法面被災に伴う取り組みについて。

まず、質問をなすにあたって、私は、本事業は県道であるため、管理者はあくまでも熊本県ということを知った上での質問となりますが、ご理解をいただきたいと思います。

ます。

さて、まず当該被災箇所は、既にご存じのこととは思いますが、都呂々ダム管理事務所入り口付近から上流へ900メートル左側法面のコンクリート吹付でクラックが発生し、応急対策として、青のビニールシートで被覆をし、雨水流入による被災拡大の防止策が図られたものの、その応急対策後数年が経過し、シートは剥がれ、現在、見るに耐えない悲惨な状況でございます。原因については、いろいろな要因があろうかと思いますが、要因の1つに、まず、本路線は、都呂々ダム関連の県道改良事業によって施工されたものと考えられます。都呂々ダムが1990年3月、付近の光岩トンネルが1987年3月竣工となっておりますので、被災当時からでも30年は経過しているものと考えられるところでございます。本路線は、都呂々木場地区で暮らす住民にとっては、社会生活を送る上で、最重要路線であります。そのため、私たちは、たとえ管理者が熊本県とはいえ、その機能を維持するため、苓北町として最大限の努力を図る必要があろうかと思うところでございます。

また、本被災箇所は高いところで20メートルを超えるのではないかと思います。最近見られる豪雨によって、大規模な崩落が発生した場合、県道越しに都呂々川に土砂が流入した場合、都呂々ダムにも影響を及ぼすと考えるところでございます。よって、早急にその対策を求めます。現在の熊本県との取り組み状況についてお伺いをいたします。

次に、畜産業に対し、引き続きの支援策を求めるものでございます。

さて、畜産業に対し、ほかの産業同様、新型コロナウイルス感染症対策に伴う交付金等を充当し、各種補助事業が実施され、一定の成果はあったものと思っております。しかしながら、飼料及び生産資材の価格高騰が畜産農家の経営を圧迫している厳しい状況は、依然として続いているようでございます。

このことについては、実際に子牛生産者として従事しておられる町長自らが一番理解されていると解するところでもございます。

畜協でも、畜産の将来性等を鑑み、昨年10月からは、子牛のセリが熊本市場へと統合をされました。本町では、早速家畜輸送費補助金で対応され、生産者の人々から感謝されているようでございます。また、経営所得安定対策に関わる水田活用の直接支払交付金としてのWCS用稲の栽培については、取組農家以上に面積が増加しており、交付金額も年々増加の傾向となっているようでございます。昨年は、ロールラッピングの資材が高騰し、その対応策として一部を補助金で対応していただきました。本事業は、粗飼料を必要とした畜産農家と稲作農家の経営安定がまさにマッチングした取組かと思えます。また、水田の荒廃地対策の有効利用としての対策にも、一定の成果を上げていることも事実でございます。

よって、引き続きの支援を求めますが、いかがですか。見解をお伺いしたいと思

います。

最後に、国民健康保険税税率の改正に伴う周知について。

さて、いよいよ来年度、令和7年度から国保税算定にあたっては、標準保険料税率の改正が実施されると思います。

医療費分の応能割・令和6年度10.0%がなくなるわけでございます。

改正説明時に、税制改革の考え方として、応能割・資産割を3か年・令和5年から令和7年度、段階的に廃止し、標準的な賦課方式に移行するとの説明でございました。資産割を用いているのは4町のみであるとの補足説明文も出されたところでございます。この資産割については、以前から、税の二重課税ではないかとの意見が多数を占めているのも事実でございました。私は、国民健康保険制度は、そもそも加入者全体で相互扶助の精神にのっとり成り立っている制度ではないかとの主張を持っており、資産割廃止に対しては、検討を願うという立場でしたが、県全体が標準的な賦課方式に移行するとしたならば、やむを得ないと解するところでもございます。

熊本県が先に発表した標準保険料・税については、2024年は、本町・苓北町では、100,161円で、2023年の93,733円と比較したときに、6,428円アップしたものの、2024年122,205円、2023年116,643円の熊本県平均額からすると、いずれも低いわけでございます。

この国民健康保険制度が恒久的に、かつ健全な資金計画によって運営されることを望み、加入者に対しての周知に努めることを望みますが、いかがでしょうか。

以上で私の最初の質問を終わります。答弁を受けた後、自席にて、一問一答方式により再質問を行いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の「県道286号都呂々宮地岳線法面被災に伴う取り組みについて」でありますが、本法面につきましては、最大高さ約40メートルで、モルタル吹付工が施工されており、議員ご指摘のとおり、施工から長年が経過し、劣化が進んでおり、中段ほどの位置に複数のクラックが発生をしております。

町といたしましても、状況を確認し、管理者である熊本県に対して、これまでも対策工の要望を行ってきておりまして、昨年度からは公文書書面による要望も行っているところであります。

先日、天草広域本部土木部へ再確認いたしましたところ、「まずは法面クラック部分の補修を行い、今後、法面の詳細調査に取り組んでいきたい」との回答でございました。

町におきましても、熊本県に対し、早急な対策工事の実現に向け、引き続き要望を行ってまいります。次に、2項目目の「ロールラッピング資材が高騰し、昨年度に引き続

く支援について」でございますが、苓北町の農畜産業の現状につきましては、議員もご承知のとおり、農業者の高齢化や後継者不足、飼料及び生産資材の価格が高止まりしている状況の中で、7月の熊本家畜市場における子牛セリ市では、苓北町からは16頭が取引され、1頭当たりの平均価格は50万8,000円という取引結果でございました。

昨年7月の天草家畜市場の結果と比較しますと、1頭当たり3万7,000円高くなっている状況ではございますが、肉用牛子牛の生産条件や需要事情等を考慮し、肉用子牛生産の安定確保を図ることを目的として定められております、肉用子牛生産者補給金制度の1頭当たりの保証基準価格である56万4,000円を5万6,000円下回る結果でございますので、昨年の第2四半期から、引き続き下回った状況が続く中で、子牛生産者補給金による補填が実施をされているところであります。全国的にも安価取引で非常に厳しい状況が続いておりまして、特に雌子牛は去勢子牛と比較して10～15万円ほどの価格差がありますので、町といたしましては、優良家畜の導入助成や、EBL陰性牛助成、昨年度から新たに、セリ市場が遠距離になったことに対する熊本県家畜市場までの輸送に要する経費についての支援を本年度も継続して実施しながら、畜産業経営者の支援を行っているところでございます。

議員ご質問のロールラッピング資材の高騰に対する、昨年度に引き続く支援につきましては、昨年度事業により、総事業費約353万円に対し、約3分の2に当たる234万4,000円の補助を26経営体を実施し、畜産経営を取り巻く厳しい状況の改善に向けた、臨時的な支援を実施をいたしました。

このような中、本年度は、国県においても肉用子牛生産者補給金制度に登録済みで、令和6年4月から令和7年3月に販売または保留された子牛を対象として、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格、56万4,000円を下回った場合に、平均売買価格との差額が交付されるほか、販売された和子牛を対象として、さらに飼養管理の取り組みによって、発動基準別に、1頭当たり1万円から3万円の生産者への奨励金を交付する優良和子牛生産推進緊急支援事業が実施をされております。

従いまして、今年度は、このような事業の活用を推進しながら、畜産経営事業者の支援を行うとともに、今後も農畜産経営の実情や各種農畜産業団体の意向を調査し、効果的な国県の支援策につなげられるよう情報収集に努め、より多くの農畜産業者の経営の安定が図られる取り組みについて、さらに研究してまいりたいと考えております。

次に、3項目目の国民健康保険税税率の改正に伴う周知についてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、これまで各市町村が保険者となって運営しておりました国民健康保険制度は、小規模自治体にとっては、被保険者数が少数であること、また、医療費等の急激な伸びなどにより、不安定な財政運営となっていたことなどもあり、平成30年度の国民健康保険制度の改革によりまして、都道府県を保険者に加え、財政的役割

を担わせたことで、公的資金が大きく投入されることによって、不安定であった市町村の国民健康保険は、財政運営の健全化が図られてきたところでございます。

さらに、熊本県では令和9年度から納付金算定ベースでの統一、そして、令和12年度からの完全統一に向け、各検討部会において作業が進められているところでございます。

熊本県内の統一化に向けましては、医療環境の格差や1人当たり医療費の格差、保険税の収納率の格差、保健事業の内容なども含め、税率の統一に向けた問題・課題等もございまして、苓北町におきましては、国民健康保険税の算定方法及び税率等を段階的に見直す方針について、令和4年3月の議会全員協議会の中で、経緯等をご説明いたしまして、令和4年度から国民健康保険税の改正を行い、令和5年度及び令和6年度の国民健康保険税の改正につきましては、令和5年3月の議会全員協議会及び令和6年3月の議会定例会において、事前にご説明をさせていただいたところでもございます。

ご質問の加入者等に対する周知の件でございますが、毎年6月の納税通知書により、個別に税率等の周知を行うとともに、毎年、広報れいほく5月号におきましても、国民健康保険税の税率改正についての周知も行っているところでございます。引き続き、制度の改正について周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、高戸議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それでは早速、再質問を行いたいと思います。

順番は違いますけれども、最初に国民健康保険制度の関連事項について質問を行いたいと思います。

国保税税率改正に至った経緯等を縷々説明をしていただきました。従来の保険者であった市町村に、急激な医療費等の伸びから不安定であった財政運営の改善を図るうえから、平成30年度制度改革において、都道府県を保険者に加えることによって、財政健全化を図られたということでございます。本町苓北町では、平成28年度、急激な医療費増に対応すべく、財政運営の緊急策として、熊本県広域化等支援基金から財政資金を受け入れるという苦い経験を持っております。この苦い経験を活かすためにも、今後計画されている賦課方式が的確に移行できることを願うところでございます。ところで、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、国の支援がなくなりましたが、国保財政の運営に影響はないのでしょうか。いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことによる、町の国保財政運営への影響についてのご質問でございますが、国保の医療費の内訳につきましては、毎年主な原因をです、レセプト等で調査をいたしまして、令和

5年度においてはですね、新型コロナウイルスに関しましては、入院、外来及び調剤におきまして、医療機関の受診の履歴がございました。費用額の負担はですね、若干ございますが、町の国保の財政運営においては、さほど影響はないものと考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 8月31日のですね、郷土紙に、厚労省30日報告で、全国約5,000の定点医療機関から、8月19日から25日に報告された新型コロナウイルスの新規感染者数がわずかに増えたとの報道がされております。現在当町では、その患者数の把握はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 新型コロナウイルス感染者の現状把握についてのご質問でございますが、新型コロナウイルスの感染者数は、先程高戸議員がおっしゃるとおりですね、熊本県内、天草管内では、7月の中旬から下旬にかけて、感染者が増加しております。ただし、8月以降はですね、減少をしている状況でございます。感染状況につきましては、熊本県内の感染症情報がですね、毎週金曜日に福祉保健課の健康増進室の方に情報提供ががございます。そこで、その週の天草保健所管内の感染者数は把握することができますが、苓北町の感染者数は把握することができません。なお、この情報はですね、定点医療機関からの情報でございますので、実際の感染者数より少ない数値と私どもは認識をしております。

苓北町といたしましては、引き続き熊本県内、天草保健所管内のですね、感染状況を鑑み、状況把握をしながらですね、感染予防の周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それからですね、以前は年末年始にかけて、インフルエンザの患者さんが増加をよくしておりました。このことが国保運営にですね、大きな影響を及ぼすと聞いたことも事実でございます。今後とも、新型コロナウイルス並びにインフルエンザ等々の感染症については、健康指導に努力されることを切に願うところでございます。

次にですね、県道286号都呂々宮地岳線の法面被災に伴う再質問を行いたいと思っております。

被災箇所から下流側100メートル付近にですね、町道濁淵1号線がございます。その頂上付近は、細かい砂や砂粒で形成されているようでございます。地元では通称、大砂子と言われているようです。この砂子という言葉は、山間部において砂質土の地域を示す通称だそうでございます。また、大砂子とは、特に広範囲にわたる砂質土の地域を

示されていると言われております。なお、町道濁淵1号線から50メートル下流では、県道沿いに土砂止めとして、高さ1.2メートルのポケット式擁壁が50メートルにわたって施工されております。当該箇所は過去数回にわたり、土砂が法面を通じ県道に流入したため、県道への流入防止策として工事が施工されるとお聞きをしているところでございます。答弁を受けた中で、法面の最大高さは40メートルとなると、私が考えていた以上に、広範囲に土石流が発生した場合には、大きな流量になるのではないかと思います。大きな流量が都呂々川に県道越しに入った場合には、都呂々ダムの経営そのものにも影響するんじゃないかと思いますが、総体的にどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 只今議員がおっしゃいました法面クラック箇所はですね、周辺の土質、それが砂と言いますか、砂質土の地形であるということ。それから、それに伴っての県道沿いですね、すぐ近くに土砂止めの擁壁、これが設置されていることは、町の方でも現地の方で確認をしております。ご指摘のとおり、高さを県に聞いたんですけども一番高いところでは施工高が40メートルあるということで、面積も広いので、万が一崩壊した場合には、県道はもちろんですけども、河川、それからその下流にありますダムにも影響がですね、可能性があると考えますので、先程おっしゃいました、この大砂子、要するに、周辺の土質、それから今の法面のクラック、よく見ますとですね、そのクラックもちょっと点在というか、そういう、している面もありますので、そういったことも含めまして、今後熊本県に対しまして、法面調査の詳細な調査を行われるということですので、その際の貴重な参考材料として、情報提供を行っていきたくて考えております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 早急にですね、せめて抽出調査といいますかね、その点については行う必要があろうかと思えます。そうしないともう40メートルの高さですから、莫大ですね、土石が都呂々川に入った場合には大きなことになりかねませんので、よろしく願いいたしたいと思えます。

最後にですね、畜産業に対する引き続きの支援策ということで再質問を行いたいと思えます。

実は私は、昨年も今回と同様な一般質問を行っております。それぞれですね、畜産農家にとっては一番今が厳しい正念場の状況であると、今その状況を乗り切るために支援をお願いしたいと趣旨の質問を行いました。そしてまた、今回のこのような内容の質問でございます。答弁にあるように、飼料及び生産資材は依然として高止まりの状況であり、経費が増大しております。その理由の1つには、確かに円安が大きな原因でなっ

ていることも否めない事実でございます。子牛価格については各種の補填が実施され、いろんな支援がなされているようでございますけれども、やっぱ生産者、農家の厳しい状況は変わりございません。このことは先程申しましたけれども、町長も十分お分かりだろうと思います。そしてまた、畜産農家で形成されております畜産部会においても、いろんな話があつてるようでございます。そういった畜産農家の方々ともですね、引き続きお話し合いを持ちながら進めていただきたいと思います。

昨年までは新型コロナウイルス感染症対策での交付金を充当した、各種の支援策をしていただきました。今改めてですね、本町、苓北町の基幹産業でございます畜産業に対し、引き続き支援策をお願いしたいと思いますけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 繰り返しになりますけれども、今、高戸議員おっしゃいますように、依然として厳しい状況にあります。畜産業をはじめ、苓北町の農林水産業を底支えしていくために、引き続き町としても支援を行ってまいりたいと思つているところで

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 最近ですね、志岐地区の圃場整備の中を見てもですね、飼料稲の作付が増加の傾向にございます。農業を守るという政策的経費として、各種補助金を継続するというお考えはどうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程も申しましたように、当然苓北町の第一次産業が農林水産業、畜産業でございますので、これを守っていく必要があるかと思つます。そのための施策についても、来年度の予算等の内容につきましても、今から情報収集に努めているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 農林、農畜産業に対する苓北町の姿勢、本気度が今試されようとしている現状でございます。どうか、町長の姿勢、その現在の農業に対する判断に、来年度予算に期待をしておきたいと思つます。以上で私の今定例会における全ての一般質問を終わりたいと思つます。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで、11時5分まで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

通告3番、倉田明君。

○7番（倉田 明君） 通告3番、倉田です。

通告の3件について質問をさせていただきます。

最初に南海地震、いわゆる南海トラフ地震についての対応ということで質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、去る8月8日午後4時43分頃、宮崎県南部で震度6弱の地震が発生し、苓北町では震度3でございました。震源地は日向灘で、震源の深さは約30キロ、地震の規模はマグニチュード7.1と推定されております。

今回の地震は、南海トラフ巨大地震の想定震源地内で、気象庁は、有識者で構成する評価検討委員会を臨時で開催。発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとして、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表されました。

政府は、最大規模の地震が発生した場合、関東から九州にかけての広範囲で強い揺れと、関東から沖縄にかけての太平洋沿岸で高い津波が想定されるとして、同日17時15分「南海トラフ地震臨時情報」を発表され、1週間後の8月15日17時をもって、解除されておりますが、引き続き住民に備えの再確認を求められております。

報道によりますと、この南海トラフ巨大地震とは、駿河湾から日向灘沖の海底に伸びる溝状の地形に沿って発生する地震で、おおむね100年から150年間の間隔で起き、政府の地震調査委員会では、マグニチュード8から9クラスの地震が、30年以内に起きる確率を70%から80%と算出されております。九州から関東の太平洋沿岸の広範囲で被害が想定され、政府は2012年、最大32万3,000人が死亡するとの想定を公表されております。

内閣府の「防災対策の推進地域」には、1都2府26県、707市町村が指定されております。熊本気象台は、マグニチュード9クラスの場合、苓北町は震度4、最短で地震発生から約2時間後に3メートルの津波が到達する恐れがあると言われております。この場合、町内でその対象となる住宅はどの程度なのか。また「苓北町建築物耐震改修促進計画」の最近の状況について、お尋ねをいたします。

今年元旦に発生しました能登半島地震、そして、今回の宮崎県南部地震が相次いで発生しておりますが、これらに対し、苓北町として「苓北町地域防災計画」等に基づき対応されると思われませんが、今回の件に対し特に注意すべき案件、また、新たに対応すべき点があるのか、町長にお伺いをいたします。

次に、相生ペーロン祭への苓北町選手団の派遣についてでございますが、ペーロンが

荅北町に伝わったのは1673年、長崎からと荅北町史に記されております。近年、本町でペーロンが本格的に復活し開催されたのは、平成元年からで、今年、第36回大会が去る7月21日に行われたところであります。

また、この大会は過去4回中止されております。それは平成3年の長崎普賢岳の大爆発の年と、令和2年、3年、4年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく中止となりましたが、昨年からまた再開されております。

この間、姉妹都市であります唐津市、長崎市など、ペーロンを通し交流を深めてこられました。また、平成22年度からは、兵庫県相生市の相生ペーロン祭には、荅北町当局及び荅北町ペーロン協会など、関係者が交流観戦をいたし、市長、町長など、関係各位の方々も行き来いただいているところがございます。また、相生ペーロン祭には、長崎市や高知県須崎市のチームも参加が続いております。つきましては、来年度の荅北町選手団の派遣について、町長の見解をお伺いいたします。

最後に「熊本県立青少年海の家」、これ仮称でございますが、この誘致についてお尋ねをいたします。

自然環境の中で、集団宿泊や野外体験活動を通し、青少年の心身の健全育成等を図る目的で、熊本県内には国立・県立・市立などの青少年の家があります。また、利用者は、青少年団体、部活動や勉強合宿、子ども会や家族での宿泊やキャンプ、婦人会や老人会などの各種会合、企業や各種学校の研修・会議、各種団体の宿泊や日帰り等にも利用されているようでございます。

国立「阿蘇青少年交流の家」、これは昭和38年設立で今年60周年、県立では「天草青年の家」は昭和48年に設立され今年で50年、「菊地少年自然の家」これは昭和53年設立で、今年46年、「豊野少年自然の家」これは昭和59年設立で40年、「あしきた青少年の家」は、昭和63年設立で今年36年を迎えられますが、現在、これら県立の施設は、指定管理者が運営されているようです。また市立では熊本市の「金峰山少年自然の家」は老朽化のため、今年1月現地で起工式が行われ、来年開所の予定となっているようです。

ちなみに、「天草青年の家」の近年の利用状況については、平成30年度は43,172人で、令和3年度15,626人、令和4年度23,424人。令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染防止等で受け入れを自粛されたということで減少し、現在は回復しつつあると思われます。

これら県立の施設は、用地から建物まで新設されたようで、最近作られた「あしきた青少年の家」これは土地面積、125,443平方メートル。建築面積1,755平方メートル。延べ面積2,847平方メートル。地上3階、総工事費39億5,700万円の中には体育館もあります。

今回、私が提案する県立「苓北青少年海の家」の誘致につきましては、現在、町内4小学校が統合に向け協議されております。また、この誘致の件につきましても、いろいろと考慮する期間等を要するものと考え、早期に取り上げさせていただきました。

そこで、苓北町立小学校が統合がなされた場合、富岡小学校の校舎を必要に応じ改築などを行い、併せて自然の海、山と歴史等にふれあい、周辺資源を最大限に利活用することにより、地域活性化にも繋がるものと思われまます。幸いにも苓北町には九州大学附属天草臨海実験所、また、県立天草拓心高校マリン校舎もあります。

今日までの「県立青少年の家」設置につきましては、県条例に基づき設置されていると思われまますが、今回の提案については、従来の方式と異なる部分がありますが、新たな取り組みとして評価いただけるんじゃないかと思うところがございます。

町として、学校統廃合後の富岡小学校の利活用が特段なく、町の考えに沿うものであるならば、県に打診され、誘致するお考えはないか。町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

1項目目の、南海トラフ地震についての対応についてのお尋ねの、まず1点目の3メートルの津波が到達した場合の、町内でその対象となる住宅はどの程度か、というふうなご質問でございます。

苓北町洪水等ハザードマップに掲載をしております津波浸水想定区域内の住宅は、出来町区19戸、八区3戸、紺屋町区3戸、坂瀬川の松原区2戸の、計27戸となっております。

なお、これはあくまでも、通常海面高時での数値でありますので、潮位が高い状態と重なった場合には、さらに増えることも想定しておかなければならないと認識をしております。

次に、2点目の「苓北町建築物耐震改修促進計画」の最近の状況につきまして、本計画につきましては、平成21年5月に建築物耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的に策定をされ、その後、平成28年3月に国の基本方針が改正されたこと及び平成28年4月の熊本地震、並びに平成30年6月の大阪北部地震等の大規模地震が発生したことを受け、直近では、平成31年4月に改正を行っております。この市町村の計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条の規定によりまして、都道府県耐震改修促進計画に基づき、定めるものとなっております。現在の計画は、熊本県の直近の計画に呼応した計画・改正となっております。今後、熊本県の計画の改正がなされた場合は、町の計画も改正するということとしております。

次に、3点目の南海トラフ地震に対し、特に注意すべき案件や、新たに対応すべき点

はあるのかとのお尋ねについてであります。国は「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準」として、地震に関する基準、津波に関する基準、過去の地震による被害、及び防災体制の確保等の観点の4つの基準に基づきまして、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進する必要がある地域として、全国707市町村を「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定をし、苓北町も3メートル以上の津波が予想される地域として、この推進地域に指定されております。

このような中、本年8月8日に、日向灘を震源とする最大震度6の地震を受け、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）が初めて発表をされました。

突発的な大規模地震の発生に備えた対応としては、まずは命を守る行動が重要となりますので、そのためには、1つ目に「日頃からの地震への備えの再確認」として、避難場所・避難経路の確認、家具の固定、食料や水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等の非常用持出品の確認、家族との安否連絡手段の確保、などが挙げられます。

特に津波からの避難については、海から遠くて高い場所へ早く避難し、引き返さないという行動がポイントと言われております。

次に、2つ目に「揺れを感じたらすぐに避難できる態勢の準備と身の安全確保」としまして、すぐに避難できる態勢での就寝、非常持出袋の常時携帯、緊急通報の取得体制の確保、できるだけ安全な場所での生活、危険なところにできるだけ近づかないなどが挙げられます。

このほかにも、内閣府の防災情報によりますと、ハザードマップの確認、高い場所に物を置かない、窓ガラスの飛散防止対策、火災報知機の電池切れがないことの確認などが挙げられております。

このような事項を含めて、町民の皆様を引き続き、日頃の準備態勢等の周知を行ってまいります。

本年1月に発生をしました能登半島地震では、道路などの交通網の寸断が救助や支援の妨げとなっております。このことを受け、熊本県が実施主体となって、地震により津波が発生し、橋が落下するなどして通行ができないケースを想定し、市町村、防災関係機関等が連携し、適切な役割分担と実効性のある対応方策を確認することにより、災害対応能力及び地域防災力の充実・強化を図ることを目的に、本年10月5日に熊本県総合防災訓練の図上訓練として初動対応や孤立地域対応、住民の避難行動などの訓練が実施をされる予定です。また12月19日には、天草地域孤立対応訓練及び水俣沿岸・内陸地域孤立対応訓練として、大規模な実動訓練が実施される計画となっております。

苓北町でも、10月5日の熊本県総合防災訓練の冒頭に住民避難訓練を実施し、地震発生の際に、個人個人が身を守る基本的な行動をとるシェイクアウト訓練と住民避難訓練を行い、地震発生直後の町民の行う基本的事項の習得、及び防災意識の高揚を図って

参る計画としております。

なお、9月5日の木村知事のコメントによりますと、今回10月5日の図上訓練は、訓練シナリオは全てブラインド型として行われるということで、何が起こるかわからない状態での訓練実施となります。訓練を通して、いろいろな課題が新たに出てくることも考えられますので、町といたしましても、今後の対策にこの訓練を通して活かしていければというふうにも考えているところでございます。

次に、2項目目の「相生ペーロン祭への荅北町選手団の派遣ができないか」との質問でありました。議員のご質問にありまして、平成22年度から兵庫県相生市とのペーロンを通じた交流を開始し、今年で15年を迎えたところであります。

この間、お互いのペーロン大会開催時には出席案内を行い、交流観戦を実施しているところでありまして、本年7月21日に開催をいたしました第36回天草荅北ペーロン大会にも、相生市から松本市民生活部長様、相生ペーロン協会から明石副理事長様にご出席をいただき、交流を深めたところであります。

私自身も昨年度、天草荅北ペーロン協会の役員の方々と一緒に、相生ペーロン祭に出席をさせていただき、谷口相生市長様をはじめ、相生市の方々が、長崎から伝わったペーロンを伝承・継承していくとともに、熱い思いを持って大会運営をされている様子を拝見するとともに、ペーロンを通じた地域の活性化と、相互交流の継続的な実施による交流人口の拡大が期待されるのではないかとこの思いを抱きながら、観戦をさせていただいたところでもございました。

荅北町においては、長崎市で開催されている「長崎ペーロン選手権大会」に毎年、天草荅北ペーロン協会様のご尽力により、選手団を派遣・出場させていただいておりますが、議員ご承知のとおり、近年はペーロンの漕ぎ手の減少によりまして、出場選手の確保に大変苦慮されている状況でもあります。

しかしながら、約350年前に長崎から荅北町に伝わり、一時期中断されておりましたが、平成元年、当時の「じゃっと祭ペーロン委員会」の皆様方のご尽力により、復活をすることができております「ペーロン競漕」でございますので、今日までの伝統を途絶えさせるわけにはいかないと考えておるところでもあります。

相生市の大会に出場し、強豪チームと競漕を行うことによりまして、荅北町のペーロンの技術のレベルアップにつながり、また更なる地域間交流も図られることが期待をされますので、ぜひ来年度、「相生ペーロン祭」に荅北町の選手団を派遣・出場できるように、天草荅北ペーロン協会の皆様方と協力しながら準備を進めていくことができればということで考えているところであります。

次に、3項目目の「熊本県立荅北青少年海の家」（仮称）ということでご提案をいただきました。この誘致について、大変魅力あるご提案をいただいたと考えております。

現在、苓北町学校教育審議会におきまして、苓北町立小学校の統廃合について審議をいただいているところでございます。この中で、統合後の新しい小学校の位置は、地理的条件や通学距離を考慮し、志岐地区が適地であるということで方向づけがされているということでお聞きをしているところでありまして、詳細な場所について慎重に審議がなされているということをお聞きしております。

閉校となった場合の小学校施設及び跡地の有効活用につきましては、統合の準備と併せまして、統合準備委員会を設置した中で、専門部会である跡地利用検討委員会を閉校となる小学校区ごとに設けて、議論を進めていくことになろうかと思っております。

学校跡地は町民共通の貴重な財産でありまして、地域にとっては愛着があり、その利活用については特に強い関心があるところでもあります。こうした学校跡地施設の具体的な活用に当たり、幅広くアイデアや意見を求めながら、その使途や内容について、町民の皆様との情報の共有化を図るとともに、今後の町の将来像、戦略を見据え、町全体の視点から望ましい利用の方向性を検討していただきたいと考えているところでもあります。

富岡小学校は平成15年3月に建築をされておきまして、校舎の健全度も高く、万が一閉校となった場合にも有効な利活用が望まれるところであります。今回ご提案のありました「熊本県立苓北青少年海の家」（仮称）誘致につきましては、跡地利用検討委員会の議論を踏まえ、選択肢の1つとして捉えさせていただければというふうに考えているところでございます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 3件につきまして、詳しくご答弁をいただきました。

最初の南海トラフ地震関係について、1、2点お尋ねをさせていただきます。

先の宮崎県南部を震源地とする、いわゆる地震発生からちょうど昨日で一月になったところでございますが、気象庁では特に、最近の動きに変化ないというような報道をされております。その中で、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、今回初めて発表されたわけでございますが、町のいわゆる苓北町地域防災計画に、この南海トラフ地震も含んだところの計画は組み込んであるようでございます。ただ、この臨時情報、いわゆる巨大地震注意というこの文言、これも含まれたところの南海トラフ地震の計画ということで理解しているのか、その文言についての意味合いच्छゅうか、入っているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 苓北町の地域防災計画につきましては、毎年度、熊本県からの変更も含めて見直しを行っているところでございます。今ご質問にありました、注

意というふうな情報の中身がということですのでけれども、県からの修正の後ですね、最終的に今年度は熊本地方気象台のほうにも計画を送ってですね、追記とかが必要であればということで確認をいただいております。その中で最終的にですね、第4章の災害応急対策計画の中の第1節「災害情報等の収集・伝達」の欄にですね、(6)として、新たに南海トラフ地震に関する情報というのを最終的に入れ込みをさせていただきました。これは今議員がお話しされたとおり、南海トラフ地震臨時情報の中の巨大地震、こないだ発表されたのもあって、巨大地震注意であるとか、巨大地震警戒というふうなところも入れ込んでですね、最終的に防災計画の中で追記をさせていただいております。

なお、熊本地方気象台長、気象台の一番長ですね、と苓北町の町長とは電話でですね、このホットラインというのも数年前からやりとりができるようにお互いの情報共有はなされておりまして、重大な災害等が発表されたりとか、災害の発生する恐れがある場合は、熊本地方気象台長から直接苓北町長のほうに電話連絡をいただいて、それに応じて災害の態勢を整えていくというふうなところの態勢づくりもできていると。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） はい、分かりました。そういうことでですね、連絡を密にされながら、そういった追記をされるということで、よろしく願いをしときます。

先程の町長の答弁にもありましたが、一応、津波、いわゆる3メートルを想定した場合、4地区で27戸というご答弁をいただきました。答弁にもありましたように、いろんな諸条件等によりまして、いろんな戸数とか高さとか違ってくるわけでございますが、この27戸の方は特にやはりこう心配されていると思うんですよね。過度な注意とか喚起を言うのもなんですけども、やはり改めて警戒といいますか、避難といいますか、そういったことの旨をですね、特別ってのはまたあれですけども、刺激しないような範囲でうまくこう通知ちゅうか、促しておいていただければありがたいなと思っております。検討方よろしく願いをいたします。

それと2点目に、今年元旦に発生しました能登半島地震、この中で亡くなられた方の8割が、いわゆる家屋の倒壊、8割方倒壊で亡くなられたと報じられているようでございます。苓北町の建築物、耐震改修促進計画の中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、国の防災基本計画で、地震・津波対策が抜本的に見直しが行われております。そういった中で、町の計画の中に住宅の耐震化の現状と目標設定という部分があります。その中に、昭和56年6月1日施行のいわゆる新耐震基準によると、推計で町内の住宅、全戸数は約3,700戸、このうち、昭和56年6月以前に建設された住宅は2,000戸、このうち100戸が耐震性があると推計されているようでございます。そして、いわゆる新基準、昭和56年6月1日以降に建設された住宅は1,600戸、町内において耐震化率は46%で、全国平均の82%と比較すると、耐震化

率が低い状況下にあります。町は国の基本方針を踏まえ、2025年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消したい旨の目標を掲げておられます。また、民間建物等の耐震化を推進するため、支援の中で、町が県と連携を図り、木造住宅の耐震化に係る町民の負担を軽減するため、耐震診断、耐震改修設計、住宅の耐震改修等の補助制度の強化に取り組むという文言がありますが、この住宅の耐震改修に向けた補助金等の動きといたしましては、状況というのを、簡単にいいですからよろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 耐震化の動きですけれども、毎年度耐震化の予算等をですね、計上して住民の方からの耐震化に対することの予算の措置をしておりますけれども、残念ながら申込み等はあっておりません。で、直近入手しました熊本県の9月の議会の補正予算の中でですね、令和6年の能登半島地震における甚大な被害状況を踏まえ、これまで以上に住宅の耐震化を・・・せる必要があるということで、補助要件の緩和や、補助金額等の増加等により、熊本県のほうも今度議会にですね、可決されますとそのような形で動きが出てくるかと思っておりますので、その辺の動きが出ましたら、町としましても先程議員がおっしゃられたとおり、計画に基づいて耐震化のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） この点よろしくお願いたしております。

先程町長答弁にもありましたが、いわゆる10月5日にはメール、図上訓練、そして12月19日には、天草地域が孤立したという状況の中で訓練が予定されているようでございます。新聞報道によりますと、ホバークラフトが来るようなことが書いてありましたが、これに関しては県下14市町村が・・・ですけど、県下14市町の方が参加され、約1,000人ぐらいの自衛隊、あるいは警察関係者ということで理解しておりますが、これは接岸といいますか、その船は一応苓北火力発電所の都呂々を想定してあるのか、あるいは別の場所を想定してあるのか、その辺をちょっと、分かっていたらお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 苓北発電所においてはですね、海上自衛隊の大型輸送艦含めて、本県で参加するというふうな訓練の中で、発電所の方とも鋭意情報等の整備を進めておられるということ、ホバークラフトにつきましては、上天草の方に着岸する予定の計画というふうになっておるようでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） なかなかですね、こういった自然災害はいつどういった形で起こるか、非常に予測しえない訳なんですけど、やはり先程申しましたように、やはり能登

半島地震の場合は8割の方が倒壊によって亡くなられたという報道があります。そういった意味で静岡県の事例ですけれども、南海トラフ地震の発生に備え、県内全ての自治体が、いわゆる住宅の耐震診断を行ったと。それは対象となるのは昭和56年以前の建物ということでございますが、費用は無料だったということが報じられております。なかなかですね、本当全国規模となると相当な額にもなりますが、まずは先程答弁にもありましたように、やっぱり一人ひとりが注意、そういったことから出発すると私自身は思っております。そういうことで、またやって思われる部分もありますが、よく消防の職員さんが言うておられました。訓練にはやり過ぎはないんですよ、訓練はやり過ぎはないんですよ、ということをおっしゃいました。そういった意味から、ちょっとしつこいようですけども、やはり情報をですね、適宜に報道していただければと思っております。

南海トラフ地震関係については終わらせていただいて、次に相生ペーロン祭。町長の方から積極的なご答弁をいただきました。ぜひですね、参加できるように、またよろしくお願いいたしておきます。また、そういうことになれば、選手の皆さんもまた心新たに頑張っていただけるものと思っております。お願いいたします。

それといわゆる県立青少年の、いわゆる苓北の家ですけれども、これはあくまでも仮称でございますが、ご答弁にありますように、やはり跡地の利用検討委員会等のご意見等も踏まえていただいて、できればということでございますが、それがご理解いただき、そういった方向に進もうかとなった場合、こういったケースはあんまりというか、多分ないと思うんですけども、また県のほうも県のほうでいろんな形でご検討いただくものと思っておりますが、そういった検討委員会の答申で特に他の利用がなければですね、答弁にもありましたように、選択肢の1つとしてですね、捉えていただければありがたいなと思っております。ちょっとこう抽象的な質問で、ちょっといかなもんかと思いましたが、その辺はご理解いただきたいと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） こんにちは。4番、浜口雅英です。

質問事項1、安心して住めるまちづくり。

（一）戦争のない世界。

1、小さな取り組みから。

今年は終戦から79年が経過し、毎年8月には各地で、先の大戦で犠牲となられた310万人の追悼行事が行われています。日本は1945年8月15日、ポツダム宣言を受諾して連合国に降伏したわけですが、1931年の満州事変から約15年にわたる戦

争は軍人、軍属などの戦死者230万人、民間人の国外での死亡30万人、国内での空襲等による死亡50万人以上で、合計はおよそ310万人以上の犠牲をもたらしました。これは63年の厚生省が発表したものです。

戦争の惨禍を二度と繰り返してはなりません。今日の我が国日本の平和と繁栄は、戦没者の尊い命と苦難の歴史の上に築かれたことを片時も忘れてはなりません。私は戦後生まれで、戦前、戦中の厳しい生活の経験はありません。世界では今なお、戦争、紛争の絶えることはなく、2020年現在で56件に上るようです。このことによって、小さな子どもから高齢者まで、多くの戦争犠牲者が出ています。1日も早く平和が訪れることを祈るばかりです。

さて、わが苓北町も戦争によりお亡くなりになられた方々の、ご遺徳を偲び、坂瀬川、志岐、富岡、都呂々に忠魂碑が建立されています。そして数年前までは、各地区の慰霊碑ごとに、ご遺族を中心に地域住民が総出でお祀りをしておりましたが、近年この催しもなくなりました。志岐の忠魂碑には、戦没者芳名として西南の役、日露戦争に始まり、支那事変までのご芳名が刻まれております。その人数は三百数十名にも上るようです。

そして、この忠魂碑の側には、戦没者芳名と記されている方々のご遺徳、加えて戦争のない平和な世界の樹立を目指して、我が国の日の丸の国旗を掲揚することが大切ではないでしょうか。

しかし、志岐の忠魂碑の側には掲揚台が建設され掲揚竿も設置されていますが、肝心の掲揚時の紐の機能を果たすことができません。現場を確認され、我が国の国旗の掲揚がスムーズにいくように配慮すべきと考えますがいかがでしょうか。

(二) 人口減少への対応と検証。

1、県の施策。

国内の自治体数は、2023年7月1日現在で1,700余りになるようです。このうちのほとんどの自治体が人口減少対策、地域振興策の充実に努めておられることでしょう。

しかし、これらの問題を単独の自治体で解決することが可能なのでしょうか。熊本県は、佐賀県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県と周囲を多くの県に囲まれ、人的交流や産業交流など、優位な立地条件の中にあります。

このような中で、熊本県は、“すべての道はくまもとに通じる”をキャッチフレーズに、熊本県新広域道路交通計画を策定しておられ、その内容は、九州各県を結ぶ循環型高速交通ネットワーク、地域や拠点間を連絡する道路ネットワークの形成、熊本都市圏における円滑な交流ネットワークの形成、災害に強い道路ネットワークの形成の4案のようです。

この中で、我々天草島民が、苓北町民が喉から手を出したい計画案が、地域や拠点間

を連絡する道路ネットワークの形成、いわゆる90分構想です。しかし、この90分構想は計画立案から複数年経過しながら、ゆっくりと慎重に事業の進行が図られているようです。今年早々に能登半島地震が発生し、被害の大きな原因の1つに、避難路、救援路が不十分であったとされています。地域の活性化振興のためには、単独でなく、隣接する仲間との連携が大事です。そのためにも一刻も早い90分構想の実現が絶対なのです。これの実現に当たっては、天草市御領の街中、そして二江の街中の改良も外すことはできません。さらに、苓北町に石炭専焼火力発電所が立地していますが、これへの連絡道路として、これの終点を苓北町とすべきです。

あわせて、新広域道路ネットワーク計画の中で、天草を囲むラインは上島の八代・天草シーライン、そして、島原・天草・長島連絡道路が計画されています。私はこの島原・天草・長島連絡道路に加えて、世界遺産に指定された崎津天主堂を經由し、長崎市へのフェリーを活用したラインの再構築を具体化させるべきです。そして、幅広く産業、観光等の振興を検証されてはいかがでしょうか。

2、国道。

本町に関連する国道は、324号と389号でしょう。いずれも路面舗装は100%となっております。表面に老朽化によるクラックや凹みのある状況や、路面中央に湧水が見られる状況はありますが、ほぼ100%の舗装が実施されているようです。

しかし、先の議会でも提起しました富岡西海岸の富岡港から円通寺下交差点までの間、国道幅員は若干狭いのではないのでしょうか。大型車両が頻繁に行き来しますが、併せて人の通行もあります。最悪事故が発生する前に検証すべきです。国道の道路構造基準に幅員の規定はないのでしょうか。

389号の萱の木地区も、現状は富岡区間と同じく道路幅員が狭いと思われる区域があります。この区間の拡幅が計画されているとのようですが、着工予定、工事期間はどのくらいなのでしょう。令和6年5月に山際の大規模崩壊が発生しており、地域住民をはじめ、本箇所を通行される皆さんは大変不安がっておられます。関係者の不安解消のために早急に取りかかるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、県道。

本町には、主要地方道である県道本渡苓北線をはじめ、5本の一般県道が町民の生活基盤として大いに活用されています。しかしいずれの路線も、これらの改良率は50%を下回っています。

主要地方道として位置付けられている本渡苓北線は、中尾集落までは一応の道路形態を保っておりますが、中尾集落から天草市境までの山間部は幅員も2メートル前後で、路肩もアスファルト表層部の下に大きく食い込み、いつ路肩崩壊が起きてもおかしくない状況です。

福連木都呂々線も同様の形態が見られます。集落間の連絡道路としての位置づけが大きい本渡苓北線との違いは、この福連木都呂々線は町が取り組む産業振興、一次産業のうち、農業の主要産物であるミカン園地と市場を結ぶ幹線道路です。これまで議会の中で幾度となくこのことを提起してまいりましたが、何らの対策もなされていません。

比較的良好な状態の都呂々宮地岳線も、都呂々ダムの上側法面に裂けたビニールシートらしきものが張り付けてありますが、その目的効果は何でしょうか。

4、町道の維持管理。

令和4年度現在の町道の本数は387本で、総延長は263.5キロメートルのようです。何線の状況ということでなく、全体的にこれらの維持管理には一層の関心が必要です。先程県道の件で提起しましたが、町道の状況は無残を極めます。町の過疎対策が十分に反映できないことから、山地部の住民は減少するばかりです。そして、これまで家の周囲は自ら行っておられた落石の除去や、路面にはみ出した草木の整理等の処分は放置されたままです。結果、側溝にたまった土砂や腐った木のくずなどが堆積し、イノシシの餌場になり、ダニを落とすためのぬた場になっているようです。そして、側溝を使うことができなくなった路面水は路面の低い方へ、路肩へ流れ出して、路面のアスファルト表層の路盤を洗掘するということになり、その次は表層の崩壊につながるようになります。

山間部の町道で、山の沢水の処理が不十分ということで、道路を横断する格好で土嚢が置かれています。聞くところによれば、地元の方数名と町でこの方法を決定したということのようですが、私道と違い公共の公衆用道路は全ての町民が利活用するものです。この道は、一次産業の林業振興上なくてはならない道路です。大局に立った判断をされますよう提起します。

道路の維持管理態勢を見直す時期にあるのではないのでしょうか。先程申し上げましたように、人口は減少を続け、日常的な管理が厳しい現況を見据え、適切な道路管理に努めてください。

5、若い世代の確保。

若い世代の確保の施策の1つとして、1つにはこれまでの議会の度に提言しております学園都市構想を実現することです。検討するという言葉は数回お聞きしましたが、それより前向きな具体的な言葉は聞くことができていません。人口減少に対する町の施策の1つとして、早急かつ具体的な取り組みが必要です。

若い世代の確保の施策として、学園都市構想を実現することについては、県立学校では、海洋関係の科目を有する天草拓心高校マリン校舎や特別支援学校の苓北支援学校、大学研究施設では九州大学天草臨海実験所など、多様な教育機関が苓北町に設置されています。

町内小中学校の児童生徒、そして教職員を含めた交流や地域との関わりに力を入れ、苓北町への愛着をさらに促進できるように配慮し、苓北町への愛着が深まり、若い世代の確保に努めて、人口減少対策を強化すべきです。

令和6年度からの天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業、地域や小中学校、大学との協働による教育の推進に関する事業に取り組むとのことでしたが、その成果、効果、課題はどのようなものがあったのでしょうか。

ところで、令和6年8月21日の新聞報道によれば、熊本県の木村知事は20日の『くまもとで働こう』推進本部の会合で、一般事務や高校の普通科はいらないと発言されたとのこと。知事の発言の真意は測りかねますが、これから頑張っていこうと考えている対象者の皆さん、保護者等関係者のお気持ちはいかがばかりだったでしょう。

しかし、私たちの苓北町には熊本県が管理する天草拓心高校が設置されていることは申し上げたとおりでございます。知事の発言の本質は、一般事務や高校の普通科はいらないということではなくて、一般事務や高校の普通科と同じように、実業関係にも力を入れていくという意味ではなかったのでしょうか。先日、天草拓心高校実習船の熊本丸の出港式に参加した地元苓北中学校の生徒は、このことによって、地元高校進学を視野に入れたという考えが示されていました。まさに木村知事の言わんとするのは、このことだったのではないのでしょうか。今後も木村知事に寄り添って、過疎の町れいほくの脱却を図ってください。

6、山間部等の水路の保全。

令和5年版町政年報によれば、令和5年のコメの作付面積は130ヘクタールのようなのです。町の全体面積が67平方キロメートルであることに比べ、町全体に平地が少ないことを如実に表しています。また地形区分では、小起伏の山地が全体の67%を占めているとのこと。確かに、家の周囲や、物事があったときの他所の地区の周囲の景観、道路の通行中、小さな沢は至るところに存在しています。これらの中には、側面も底面も岩になっているところ、人頭大の石に囲まれたところ、そしてこれらの沢が民家に隣接している、あるいは田もしくは畑に接している。などの状況があります。山間部が多い地域で当然沢の数も多いわけですから、これらからの水量も大量に流れ、降雨量次第では隣接する土地の崩壊を招く状況が作り出される箇所もあるのではないのでしょうか。

このようなことから、本町における山間部等の沢の数、水量の程度、これへの対応など、どのように考えておられるのかお尋ねします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで1時まで休憩といたします。昼食のための休憩です。

-----○-----

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目、1番の戦争のない世界についてのお尋ねでございます。

苓北町におきましては、毎年4月戦没者追悼式を開催するとともに、8月15日の終戦記念日にはサイレンを吹鳴し、黙祷により過去の大戦で犠牲となられた方々の追悼を行っているところでございます。

ご質問の志岐地区忠魂碑の国旗掲揚台に関する件でございますが、この件につきましては、以前より浜口議員からお尋ねがございましたので、忠魂碑の管理をお願いしている志岐地区遺族会と協議を行いまして、国旗掲揚台の管理に関しましては、遺族会でご対応いただくようお願いをしているところでございます。

先日、改めて遺族会事務局へ確認をいたしましたところ、「今後、修繕を予定している」とのことございました。

なお、志岐地区以外の他の地区も同様に、忠魂碑などの管理につきましては、各地区の遺族会へお願いをしている状況でございます。

次に、2項目目の「人口減少への対応と検証」であります。1点目の「県の施策」についてでございます。

熊本都市圏と天草地域を90分で結ぶ「90分構想」の実現に向けて整備が進められている熊本天草幹線道路は、熊本県内の高速交通ネットワークを形成し、円滑な物流や人流、災害時における道路ネットワークの充実はもとより、産業や観光振興など、地域経済の発展に大きく寄与する極めて重要な道路であり、国及び熊本県におかれても、重点的に取り組んでいただいております。

昨年2月に開通した天草未来大橋においても、慢性的に発生していた天草瀬戸大橋周辺の渋滞が解消されるなど、大きな効果が確認されたところです。現在、国においては、「熊本宇土道路」「宇土道路」「宇土三角道路」を、熊本県においては、「大矢野道路」の整備に加え、令和5年度には「本渡道路Ⅱ期」が新たに事業化されるなど、着実に整備を進めていただいております。

町といたしましても、この熊本天草幹線道路の整備促進につきましては、関係自治体である熊本市、宇土市、宇城市、上天草市、天草市と苓北町が連携し、「熊本天草間幹線道路整備促進期成会」を設立しておりまして、早期の全線開通に向け、国土交通省や熊本県選出の国会議員などへの要望活動に積極的に取り組んでいるところでございます。

本年度においても、7月11日午前、熊本河川国道事務所、自民党熊本県支部、公明党熊本県本部へ、同日午後には、九州地方整備局への要望を行ったところであります。そして7月30日には、国土交通省並びに財務省、熊本県選出関係国会議員へ、それぞれ要望活動を実施をいたしました。

また、行政だけでなく、地域を挙げての機運を盛り上げるため、毎年10月に「熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会」を実施しておりまして、本年も10月19日（土曜日）に、7回目となる天草島民集会が開催されることとなっております。

次に県道本渡五和線、二江地区の道路改良につきましては、天草2市1町の市町長及び議会議長並びに議会建設関係常任委員長で構成される「天草地域国県道路整備促進期成会」において、早期事業化に向け、毎年、熊本県及び熊本県議会への要望を行っているところであり、本年度も8月5日に促進期成会の総会を開催し、11月には熊本県知事並びに県議会への要望活動を行う予定となっております。

また、熊本天草幹線道路の苓北町までの延伸につきましては、まずは熊本天草幹線道路の早期完成を強く要望しながら、長期的な視野に立って、関係機関からの情報の収集に努めていくとともに、現在事業中の国道389号、都呂々地区区間の拡幅及び県道坂瀬川御領線、都呂々宮地岳線改良事業の早期完成のほか、福連木都呂々線改良事業の新規採択についても要望を行っておりますので、全体的な道路整備も見据えた中で検討をまいりたいと考えております。

次に、島原・天草・長島架橋建設による連絡道路に加え、「長崎市へのフェリーを活用したラインの再構築について」であります。富岡・茂木航路のフェリー再就航に関しましては、本年3月の第2回議会定例会における倉田議員からの一般質問にお答えさせていただいた内容と重複をいたしますが、令和5年4月16日告示、23日投開票の長崎市長選挙で初当選された鈴木市長が、新ナガサキビジョンの中で「持続可能で魅力あるまちづくり」の1つとして「広域観光を見据えた茂木・天草間のフェリー復活検討」を掲げられていることを受けまして、本年2月1日に、私並びに総務課長、商工観光課長とともに長崎市役所を訪問し、鈴木長崎市長をはじめ、まちづくり部公共交通対策室の金原室長にご対応いただくとともに、茂木町在住で長崎市議会議員の山口正嘉議員、同じく長崎市議会議員で旧五和町御領出身の山下巖記議員にもご同席をいただき、意見交換をさせていただきました。

その中で、古くから往来が盛んで、また文化の伝承も続けてきた経過等も踏まえたいえ、今後さらに長崎市と苓北町を含めた天草地域全体で取り組む広域的な観光の推進と、長崎～天草～鹿児島縦断ルートの活性化を図る必要があること。TSMCの進出や、福岡都市圏へのアジア圏域からの観光客の増加を始めとしたインバウンド需要の高まりへの対応として、長崎と天草地域双方の個性を活かした観光地を回るルート設定が

必要であること。

また、元旦に発生した能登半島地震を教訓として、防災や物流、海上輸送に関する対応が必要であることなどを確認するとともに、フェリー復活に向けては、現在の航路の利用状況からも、両市町間の交流をさらに活性化していくことで、利用者の増加に繋げ、機運を高めていかなければならないことなど、意見交換をさせていただいたところであります。

併せて、茂木町在住の山口市議からは、長崎市における苓北町の認知度向上を図るためにも、茂木地区を始め、長崎市内でのマルシェの開催など、観光・物産のPR活動をもっとしていただきたい旨のお話をいただきましたので、同日、意見交換を終え帰町する前に、茂木地域センターを訪問し、茂木校区連合自治会の池山会長並びに茂木地域センターの草野所長にご対応いただき、今後の交流促進などについて意見交換をさせていただいたところでもございます。

そして、これを受けて本年2月16日には、早速、茂木校区連合自治会より、池山会長ほか10名の方々にご来町いただきましたので、苓北町の状況をご説明するとともに、苓北火力発電所や内田皿山焼窯元、そして富岡城へのご案内をさせていただいたところでもあります。

その後も、ペーロン大会を通じての交流を始め、昨日は茂木地区においてグラウンドゴルフ及びソフトボールの試合での交流を図ったところもございます。

今後におきましても、11月3日に開催予定の茂木ふれあいまつりへの出店や、年明けには茂木地区からお越しいただいて、グラウンドゴルフでの交流を計画をさせていただきますので、その対応をいたしたいと思っております。

このように、両市町間の相互交流をさらに活性化していくことで、航路利用者の増加に繋げ、フェリー復活に向けた機運を高めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「国道」についてであります。国道324号の富岡港付近から円通寺下交差点までの区間につきましては、毎年県へ要望を行っており、今後も引き続き要望を行ってまいります。また、国道の幅員等の基準についてであります。国道の幅員や車線数は、道路法及び道路構造令により規定が設けられておりますが、適用に当たっては、交通量や設計の速度、沿道の状況や周辺の道路ネットワークの特性などにより決定されるため、道路ごと、箇所ごとに、幅員、車線数にばらつきがあるものでございます。

国道389号萱の木地区の拡幅工事につきましては、今年3月に公有水面埋立許可が下り、今後工事に着手される予定とのことです。また、本年5月に斜面崩壊が発生した箇所は、県において崩土の除去、仮設防護柵の設置、モルタル吹付による崩壊斜面の表面保護などの応急対策工事が完了しております。今後、本対策に向けた測量・詳細設計

業務及び地質調査業務を鋭意進めておられ、一日でも早く工事着手できるよう事業を進めているとのことでした。

次に、3点目の「苓北町管内の県道」につきましては、現在、坂瀬川御領線、浦工区及び都呂々宮地岳線、涼松工区の改良工事及び本渡苓北線、中通地区の側溝整備工事が実施されております。

議員ご指摘の本渡苓北線及び福連木都呂々線の整備につきましては、今後も引き続き県へ要望を行ってまいります。

また、都呂々宮地岳線については、法面のモルタル吹付工が施工されておりますが、施工から長年が経過し、劣化が進んでおり、中段ほどの位置に複数のクラックが発生しております。これは先程の高戸議員の質問でもご答弁をしたとおり、クラックからの雨水流入防止のため、県のほうでブルーシートを設置しておられましたが、そのシートが劣化し、破けている状況でございます。

本件については、県に対し対策工の要望を行っておりまして、県からは、まず法面クラック部分の補修を行い、今後法面の詳細調査に取り組んでいきたい旨の回答をいただいております。今後も、苓北町管内の県道における道路改良、路面や路肩の補修及び法面保護対策などにつきましては、引き続き要望を行ってまいります。

次に、4点目の「町道の維持管理」につきましては、国県の補助事業などを活用しながら、舗装補修や改良工事、法面对策工事、橋梁補修など、優先順位をつけながら順次実施しております。

また、道路パトロールや地元住民からの情報などをもとに、路面の清掃や除草、側溝の土砂撤去などを行っておりますが、限られた人員や予算の中で、残念ながら十分に行き届いているとは言い難いのが現状であります。

また、町道に土嚢を設置している箇所につきましては、あくまでも土嚢は応急的な処置でありまして、今後恒久的な形での対応を行う予定としております。

今後は、必要予算の確保、道路パトロールの強化などにより一層努め、町道の適切な維持管理を図ってまいります。

次に、5点目の「若い世代の確保」についての、令和6年度から実施している天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業等の成果、効果、課題につきましては、まず、生徒を全国募集する「地域みらい留学事業」には、本年度、熊本県内からマリン校舎を含む5校が参画したと聞いております。生徒募集のためのイベントとして、オンラインではテーマ別学校説明会を5月から10月までの6回実施するとともに、7月にオンライン個別相談会を実施しております。

また、対面では6月29日・30日の両日、東京都内で開催された地域みらい留学【高校進学】フェス in 東京2024に、マリン校舎生徒2名、教諭2名、町職員1名

が参加をいたしました。事前予約した来場者数は2日間で588組あり、各校ブース1校当たり平均29.6組の中、マリン校舎は44組100名の来場があったとのことでございます。時間帯によってははっきりなしに説明に追われ、海洋科学科栽培・食品系について多く質問が寄せられたと報告を受けているところであります。

また、来訪者向けに後日体験入学の案内メールを送信し、7月28日のマリン校舎体験入学にはオンラインで2名、大分県と岡山県から参加があったとのこととあります。

今後の課題としては、本制度を利用して入学する生徒の受け入れについて、寮の部屋の確保などをどうしていくのか、また、SNSの活用の充実と継続、職員の協力体制の構築、関係機関との連携強化が挙げられます。

次に、マリン校舎と九州大学天草臨海実験所との交流につきましては、5月18日、富岡海水浴場において、海に特化した公益財団法人、タラ・オセアン・ジャパン主催で、九州大学天草臨海実験所の協力で開催された海洋教育イベントに、天草拓心高校マリン校舎のアクアサイエンス部の生徒が参加をしております。

また、九州大学天草臨海実験所からは、このイベントの定員に余裕があるということで、町内小中学校へもご案内をいただきました。当日は海岸清掃やマイクロプラスチックの採取、その後、九州大学天草臨海実験所に場所を移し、海の問題のセミナーや生物観察などに取り組んでおります。

今後、2学期以降に生徒と学生の交流について取り組みを行う予定となっております。

また、マリン校舎と町内小中学校との交流につきましては、小学校では7月2日に富岡小学校5年生が、マダイとクルマエビ放流を富岡海水浴場で体験。9月には、マリン校舎生徒が小学校で講話し、児童が学ぶ意味や自分の将来について考える機会とするという取り組みが、富岡小学校と都呂々小学校で行われる計画であります。中学校では、5月8日の熊本丸出港式に3年生全員が参加し、先程浜口議員からもご披露がありましたけれども、体験した生徒の感想文が5月27日の熊日新聞読者のひろば若者コーナーに「地元校の魅力、出港式で実感」と題して掲載をされたところであります。

夏休み期間中は7月24日に、生徒と保護者を対象とした熊本丸体験航海を実施。7月31日にはマリン校舎で料理教室を開催し、交流を深めております。このほか、中学校とマリン校舎の管理職による意見交換会も1学期に行われ、相互連携の強化が図られております。

町内小中学校の児童生徒は、現役高校生との交流活動を通じて、自らが自身の未来像を想像するとともに、地元高校の魅力を再認識する機会となったものと考えているところであります。

次に、地域資源活用につきましては、観光分野で普通科総合コースの生徒が、動画サイト、YouTubeにマリン校舎公式チャンネルを開設し、苓北じゃつと祭や学校行

事などの動画をアップし、情報発信に取り組んでおります。

今後、町とマリン校舎のホームページにお互いバナーを貼るなど、さらに連携を強化しながら町のPRに取り組んでまいります。

また、水産分野では、肥後銀行の環境保全団体で、県内の水とみどりと海の保全活動を継続的に支援している公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金と、連携協定を今後結び、マリン校舎のアマモ研究活動に対して、備品の助成や研究者の派遣など、研究活動を支援する話を進めております。

マリン校舎の生徒たちが地域の課題を題材として学び、こういった学びや体験活動を通じて、公共の精神や愛郷心を身に付け、これからの社会を生き抜く力の成長へつながるものと考えておりますし、ぜひ将来には苓北町で生活をし、苓北町の振興のために活躍をしてくれればというふうに思っているところであります。

このほか、地域向けには7月20日、苓北じゃつと祭で熊本丸体験航海を行い、学校だよりを毎月町内各家庭へ配布し、学校行事を紹介しているところであります。

なお、苓北支援学校におきましても、町内小中学校5校及びマリン校舎普通科との交流学習が継続して行われております。

県立高等学校の現状につきましては、県教育委員会において、本年4月24日に県立高等学校の現状と課題を踏まえつつ、今後の県立高等学校の在り方及び取り組みの方向性について検討するため、「県立高等学校あり方検討会」を設置し、これまで2回の検討会が開催をされているということでお聞きしております。今後、県内24か所程度で、地域意見交換会も予定されております。

天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業の実施にあたりましては、検討会の審議状況を注視しつつ、マリン校舎との連携を深め、情報共有を図りながら、引き続き魅力化の推進に取り組んでまいります。

次に、6点目の「山間部等の水路の保全」についてでございます。

まず、苓北町には河川が72本、うち県管理河川が4本、町管理河川が68本ございます。これらの河川については、それぞれ県及び町で管理を行っております。また、法定外公共物にあたる水路についても、町所有であり、町で維持補修等を行っております。

しかしながら、それ以外の川及び沢などにつきましては、町では全容を把握できておりません。しかし、山間部に多く存在する沢等の中には、先程お話をした町管理の河川や水路である場合もあるのではないかとというふうに考えますので、課題を抱えた水路などがございましたら、ご相談をいただければ地籍の確認、及び、災害事業や町のやまびこ事業など、既存の事業で対応できないかも含め、個別に対応させていただきたいと考えております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まずは、戦争のない世界。小さな取り組みから。の項目の中で、志岐の忠魂碑の掲揚台はどのようになっているのか、確認されましたか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 今回のご質問をいただきまして遺族会事務局の方に確認をしたところ、町長答弁のほうにありましたが、今後修繕を予定しているということでしたので、町といたしましては、管理をお願いしている立場から、現場の方の確認はしておりません。修繕の予定がない場合はですね、当然見に行つてですね、今後どういう対応をすべきかという考えの中におりましたが、今回は修繕をするということでしたので、現場のほうには出向いておりません。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 慰霊塔の設置の意味、それから、なぜそうしているのか。そういう方々に対してその気持ちを表している、それが全然なされていないですね。やっぱりこの件は、昨日今日に言うたわけじゃないわけですよ。先程町長の答弁にもありましたように、約10年ぐらい前からこのことは町には提言しています。にもかかわらず、そういう対応でいいんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 先程の答弁の中にもありましたが、町内のですね、各地区の遺族会の方に、忠魂碑等の管理についてこれまでお願いをした経緯がございます。ですから、町が関わってどうこうするっていうのはですね、考えておりませんので、今後もですね、遺族会の皆様のほうで管理をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） そんならですよ、式典等々で町が挨拶するあの言葉っちゅうのは口先だけなんですか。そんなことでもいいんですか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 荅北町におきましては、平成20年度から荅北町の合同での戦没者追悼式、これは宗教色をなくすという目的でですね、こういった戦没者追悼式を開催をさせていただいているところでございます。平成19年度までにはですね、町内の各地区ごとに。

○5番（浜口雅英君） そがんとは聞いとらん。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町の職員が関わつてですね、忠魂碑の清掃等にも協力をしてきた経緯がございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） ちゃんと町長答えてくださいよ。私は忠魂碑、当然忠魂碑の管理の中に入ってくるわけでしょうけども、その慰霊といいますか、皆さん方に追悼するという意味でその国旗、それこそ最初の冒頭の質問のとき言いましたよね。やっぱ国旗上がって、国旗の、多分その何か忠魂碑に祀られておられる方々は、これは私の想像ですが、日の丸の旗を手を持って、敵の弾に当たってそして命を亡くされた。そういう重要な意味があるんですよ。今の私たちが考えている国旗とか天皇陛下とかいうことと違って、これ戦中・戦前はですね、多分、私は生きておりませんでしたけど、そういう感じはあるんじゃないかと思うわけですよ。だからそういう気持ち、そういう状況は、多分この追悼式とかそういう話の中で、町長の意見、あるいは県知事の意見、あるいは総理大臣の意見として出されるわけでしょう。だったらそれに、発言したその内容に伴うような行動をすべきですよ。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 何度も同じ回答になりますけども・・・。

○5番（浜口雅英君） 同じことは言うな。

○福祉保健課長（田尻康彦君） はい、分かりました。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まあそういうことですね、非常に悲しい取り組みの状況を聞かせてもらいましたが、やはりこれは遺族会に任せたから俺達は何も知らん、そういうことじゃないんですよ。やっぱり遺族会も行政も同じなんですよ。ですね。そして遺族の方も一緒。それで、今後のまちづくりに努めていこうという先輩方の、また先人の意見を聞きながらまちづくりを作っていくんじゃないですか。

先に話が進みませんので、次に進みますが、県の施策の中でですね、90分構想は天草地域だけが取り残されています。それでこの、天草地域の施工は海を渡るなどの条件が厳しくて、このことによって予算の積み上げなど、様々な難題を抱えられているのではないかと予測はしますが、本事業も早急な取り組みじゃなくてですね、早急な完成こそが天草地域の過疎脱却に繋がることはみんな考えてるんじゃないですか。私たちも、孫や子の幸せのためにも、このことに対する県の早急な取り組みを強く要求され、天草の過疎化脱却に全身全霊で取り組みされることを期待いたします。回答できますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 熊本天草幹線道路の早期完成につきましては、浜口議員おっしゃるとおり、私どもも同じ気持ちでございます。先程も答弁しましたけれども、近隣自治体と力を合わせながら取り組みを行っているところでありまして、今後も引き続き、この要望活動をですね、重ねまして、できる限り早期に完成できるように努力をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） よく出る話が、どこどこに着工したとかですね、4億円増えたとか5億円増えたとか、そういう話をされます。しかしそれじゃ、ほんのちょっとどっかを齧っとるだけなんですよ。要は道を繋いでしまわんば駄目でしょ。どこどこしたっちゃですね。やっぱそういうことで、今後の取り組みにはそこら辺のところを積極的に発言していただいて、一刻も早い完成をお願いしたいと思います。これは国県の事業でするので、町でどうこうできないのかもしれませんが。

次は新広域道路ネットワーク計画の中でですね、島原・天草・長島連絡道路が計画されていますけれども、私はこの長島～牛深から世界遺産の崎津集落、ほいで下田温泉、そして苓北火力発電所、海中公園駐車場からの展望、そして富岡港からのフェリー、それで長崎に渡って福岡へ行く。この路線をですね、活かすべきと思うんですよ。

1つは牛深から下田まで、狭いトンネルとか急カーブがありました、あれが随時改善されています。近年中にはもう完成してしまうのではないかというふうに思うわけです。これを鬼池～口之津をするとすればですね、また陸路部も牛深から本渡、鬼池の方は幾分は改良されていますが、西海岸の道路の方が観光施設と道路を相まみえた形での位置付けができるんじゃないかというふうに思いますので、そっちの方にこそ、変えるんじゃないですね、そっちの方のコースも、西海岸の方のコースも加えた中で、この計画を進めてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましてもですね、お答えをしたとおりなんですけれども、やはり特に広域観光のですね、必要性を長崎市長も訴えておられますし、私もそう思っております。そういったところで、長崎から天草、そして鹿児島を結ぶこの西海岸のルート、こういったものをですね、拠点づくりをしながら、それから道路の整備を進めながら、広域観光の推進と地域の活性化を図っていければというふうに考えておりますので、今後も関係市町とも連携をしながら取り組みを強化してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 国道についてはですね、西海岸の324号については大型車両の通行も増えているので、繰り返しになりますけれどもですね。毎年要望し、毎年県に提起して、毎年県に要望しているという回答ですけれども、何をどう、具体的な回答しているのか教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 国道324号の富岡港付近からですね、円通寺下付近までの1車線となっている区間ですけれども、一応毎年県に要望はしているんですけども、

ちょっと県のほうもですね、町から要望している箇所といいますか、それが複数ありましてですね、で、順番にというわけでもないです、重要性とかも検討の中に入れてながら、県のほうでも順次整備をですね、進めていただいております、今は389号の拡幅もありますし、324号の上津深江から坂瀬川までの越波対策もありましてですね、ちょっと今すぐこの申し上げてます箇所にはちょっと着工にはなっていないですけども、一応全体的な整備の状況も含めまして、引き続きその富岡の部分の拡幅もですね、県のほうに強く要望していきたいと考えています。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 県道についてですが、本渡苓北線はですね、中尾集落から天草市境までの山間部の改良を、今日の当初の質問の中では要望といいますか、提起したわけですけども、そのことについては何も回答はないのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 中尾のですね、本渡苓北線、中尾地区の幅員も狭くて道路も傷んでいる箇所につきましてはですね、ちょっとこちらも先程の国道と被るところもあるんですけども、いろんな県道も改良工事が今現在進められております中で、この本渡苓北線についてはですね、私たちの方も書面による要望というのにはまだ上げていない状況でありまして、ほかの箇所の進捗も見ながら、この本渡苓北線、中尾地区の部分もですね、書面の要望にも上げながら引き続き県の方にですね、要望していきたいというふうに考えています。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） この件もですね、当初忠魂碑の例でお尋ねしましたように、この県道中尾の区から天草市境までですね、1回現地上ってみてください。カーブが急だ、それから道路の地盤の勾配も急ですね、それで幅員は狭いということがありますので、そういうことでぜひ現場を見てから取り組んでほしいと思います。

それから福連木都呂々線ですけども、これも繰り返しになりますけれども、町が主要施策として掲げている一次産業のですね、まず具体的な名前を挙げると、轟ミカン園から町のJAとか、そういうところまでの運搬道路ですよ。やっぱちょっとそこんにきずっと要望していますけれども、道の状況は全然変わりません。そういう・・・ガードレールを建てるとか、せめてですな、そういうふうな具体的な対応をしてほしいと思います。

それから都呂々宮地岳線のビニール片ですけども、ビニール片がくっついているのがですね、私はもう複数年ずっと提案していますが、なんかきれいに四角で片付いたとかなんとかじゃなくて、もうまさに引付けたごたい感じですよ。汚れを引付けたとかそんな感じです。そういうことで今なっています。今日説明の中でですね、法面吹

付工への雨水流入防止の劣化対策ということのようですけれども、もしそういうことであるならばですね、木場の3地区には200人余りの住民が住んでおられるわけです。そういう方、皆さん方の、その辺の住民の安全安心の確保のために、直ちに何らかの対応されるように強く要望すべきと思いますがいかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 県道都呂々宮地岳線の都呂々ダム上流のですね、法面のクラックの件なんですけれども、県のほうにですね、これはもう実際に書面で何年も要望しているんですけれども、なかなか対策工が実施していただけないということで、改めてですね、県のほうに詳しい内容を聞いたんですけども、全体、県の方は最初町からの要望を受けて全体の工事をですね、大規模なといいますか、それをちょっと検討されていまして、予算の要求もされたそうなんですけど、なかなか予算がつかない状況の中で、今回の町からの再度の、改めての要望を受けまして、クラック部分のですね、部分的な補修をまず先に、これは早い段階で、まあちょっと何年、今年度中とか来年度とかっていうその具体的な期日まではちょっと答えがなかったんですけども、早い段階で部分的な補修を行う。それでその後、法面全体のですね、詳細調査に取り組んでいくというご回答でしたけれども、ブルーシートがですね、おっしゃるように破れてしまっておりまして、これはブルーシートの上に、現地でよく見ますと金網ですね、ブルーシートだけだと風で弱いですぐ簡単に剥がれてしまうでしょうから、金網も被せてあった形跡があるんですけれども、それも取れてしまっているような状況でありますので、ちょっとこのクラックの修繕ができるまでの雨水の流入防止ですね、これについてはちょっと具体的に県と話をしておりませんので、ちょっとそのクラックの補修ができるまでの間の応急的な処置として、再度ブルーシートになるかどうか分かりませんが、雨水の流入しないような措置をお願いをしていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 町道の維持管理についてですが、土嚢の設置は応急的とのことなんですけれども、ここはですね、道路に縦に土嚢が設置してないんですね、横にしてあるんです。横断してる。全幅にあたり土嚢が設置されているため、車の通行は不可能ですが、町長は現場を見ておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の土嚢の設置場所につきましては、申し訳ありませんがまだ確認をいたしておりません。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） これはですね、応急的ということなんですけども、いつ頃までを予定しておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 私のほうもちょっと現場に行ったときに、よくこの道路をですね、通られる方々のうちの何人かとお話もさせていただいたんですけども、やはりまとまった水がその迫を流れてきて道路を荒らすというところで、それがその暗渠も入ってはいるんですけども、恐らくサイズが、実際の水量に対して足りない状況で路面を流れていく、その路面をずっと下流に至るまでですね、流れていって、道全体がちょっと水路みたいな形でどんどん洗堀が進んでおりましたんで、地元の方々と話したところで、ちょっとなかなか、いろんなほかの、もう緊急的なところもある関係ですすぐ予算が、恒久的な形をとる予算がですね、ちょっと厳しいという中で、とりあえず土嚢を並べてその水を躲してほしいと。それはもう自分たちが通るときは土嚢を取って通るので、ということで、この話し合いの中ですら、今の土嚢の処置をしております。

今現在、土木管理課の町道関係の修繕の予算で修繕を行いたいというふうに、今年度行いたいということで、予算もこの全体的なですね、ほかの箇所を見ながら、ちょっと今、要するに何ていうんですかね、優先順位じゃないですけど、そういう形の中で少しもうちょっとほかにちょっと緊急度の高いところがあつて、ちょっとこう時間がかかっているという状況でありましたので、今年度、もし今年度予算が確保できなければ、来年度予算に要求をして修繕を行いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私が言うまでもありませんけども、道路は私たち町民の生活になくてはならない施設ですね。この重要な施設の、道路の全面に土嚢を作って、そこで水も来ないのかもしれませんが、車も通らんとですよ。それで道路なんですか。道路の管理者のやる施工方法なんですか。

私はですね、ふとですね、志岐漁港道路、マグロ道路を作られたときですね、既設の東目線に接続したときに、東目線が既設の道路ですね。そこが30センチくらいの段差があった。たまがりました。この苓北町の公共土木の技術のですね、レベルの低さに。作ってみれば分からんっていう、そんなことがありますか。まさにこの椎葉線のこの土嚢設置もこれと同じような気がします。私見ですけども、苓北町の公共土木技術のレベルアップに努めてください。

それから、都呂々宮橋線が通行止めにされていますけれども、目的は何なんでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 都呂々宮橋線というのは、都呂々港のさぶたのところでしょうか。

○5番（浜口雅英君） あそこんスタンドから、都呂々港の海岸、管理道路んごたる感じのやつ。

○土木管理課長（松井徹也君） 宮橋線の通行止めといたしますか、さぶたを閉めている箇所はあそこが終点でありまして、町道の終点ですね。で、高潮対策として普段はこうさぶた、普段といたしますか、さぶたが設置できるような構造になっているんですけども、この間の南海トラフ地震の地震注意の中ですね、改めてこのさぶた、陸閘といたしますか、海岸で開いている箇所をですね、パラペット護岸等が開いている箇所の取扱いということで県とも話をしたんですけども、やはり高潮対策、それから地震のときの津波対策として、やっぱり基本的には常時閉めとく姿が本当であると。どうしても管理が必要なときにそれを取って、またその必要な作業が終わればさぶたを設置するというので、私たちがその考え方になりまして、今現在はさぶたの方を閉めて常時閉め切った状態ということにしております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） こら議長、質問に答えとらんとやかですか。私は町道の通行止めがなぜ通行止めなのかって聞いとっとですけど。別にさぶたも何も聞いとらんとですけん。まちっと限られた時間の中でですね、尋ねよっとですけんが、そこら辺はちゃんと答えてください。

○議長（野崎幸洋君） その辺の答弁をもう一度お願いします。

○町長（山崎秀典君） 通行止めをしとるど。通行止めをしてるかどうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 町として通行止め、今言いました終点のところのさぶたを閉めてる以外、通行止めっていうのは処置はとっていないと理解しております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 要するにですね、町は何も知らんとですよ。現場には通行止めの表示がしてあります。

それからですね、時間がないので次行きますが、山間部等の水路の保全の中でですね、課題を抱えた箇所は知らせてほしいということでしたので、かなり連絡はもろうとっとですが、そのうちに3件、西川内にですね、民家のすぐ横を通り、西川内川へ流れ込んでいます。長崎浜、ミカン山から流れてきた水が町道の下をくぐり、民家の横、そして国道の下をくぐり、長崎浜の海岸へ流れています。これは水路の周辺は人頭大の石に囲まれています。それから小河内、人家と水田の間に水路が流れています。護岸の整備が不十分です。それからですね、併せて山間部の、いわゆる沢の調査は非常にですね、難しいことであろうということは理解できます。それで、そういうことですが、防災林業振興の立場から、町が重点的に取り組んでいるデジタルシステムやドローンの活用で、完璧とは言えないと思いますが一定の成果が見られるのではないかというふうに思いますので、町民の人命と財産を守る立場の首長として、何らかの対応をすべきでは

ないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今具体的にちょっと箇所を上げていただきました西川内、それから長崎浜、小河内についてはちょっとまた改めてですね、はっきりした場所を教えていただきたいというふうに思います。

それから、山間部の水路等の把握にですね、GISでありますとかドローンを活用したらどうだということですので、ちょっと木々が生えとる場合ですね、ドローンでなかなか地形がわからない部分もありますけど、GISの中に地形図等も見れるようになってますので、ちょっと研究をさせていただければ。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） ちょっと順番が逆になりましたが、若い世代の確保の中でですね、学園都市構想を提起してきたわけですけども、今回の質問の中で初めて具体的にやってみることとか知らせてもらいました。諸々の活動に敬意を表したいと思います。

それから併せてですが、昔あそこには九州大学の水族館がありましたけれども、その水族館を新たに作るというようなことはいかがなんでしょうか。

それから、木村知事に寄り添ってまちづくりをしていくべきという提言しましたけども、このことについては何も町長の考えはありませんが、どうなんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 九大の実験所内ですね、水族館といいますか、この施設はちょっと今現在、ちょっと私が今どうなってるのか承知しておりませんので、一度確認をさせていただきたいと思いますし、もし取り組むのであれば、九大の方とも協議をしながらですね、今後の小中学生との交流に活かしていける施設ではないかというふうに考えますので、一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、木村新知事との連携という形になりますけども、当然ですね、木村知事におかれては熊本全体の振興を図っていくというお気持ちを持っておられまして、特に県南地域、天草地域についてもですね、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを県も協力していくということでお伝えいただいておりますので、知事ともですね、協議を行いながら、そして県の支援をいただきながら、町の振興施策に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） また町道に戻りますが、町道がですね、これもどこということはありませんけれども、全体的に側溝蓋が緩んでいる。それでもう車が通ればガタガタ音がする。それで富貴迫線には横断グレーチングがあるんですが、これは金属なものでですね、音が硬いわけですね。ターンというような感じがします。私もたまたま通り合

わせた時に、これはもう寝とられんばいってというごたい感じの場所もありますので、よく現地確認をされて住みやすいまちづくりに努めてほしいと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に通告5番。廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 通告5番、3番議員、廣田でございます。

2点についてご質問させていただきたいと思います。

まず最初に、ふるさと納税について。

令和6年8月2日、ふるさと納税の令和5年度の寄附額は、前年度比約1.2倍の1兆1,175億円だったと報道、4年連続で過去最高を更新、初めて1兆円を超えたとのこと。また、返礼品人気の高まり等を受け、この制度を利用した人も初めて1,000万人に達したとの公表が総務省からありました。

ここで、苓北町の令和5年度は9,365万9,000円、5,720件。令和4年度の2,410万8,000円、1,420件からすると、寄附件数・額ともに増加したように思いますが、近隣となる天草市の令和5年度は21億1,159万9,000円、13万5,905件となっています。

熊本県外に目を向けると、苓北町とは姉妹都市の関係となる佐賀県唐津市の令和5年度は、54億40万5,000円。32万4,481件、とのことでございます。

令和6年5月18日には、姉妹都市締結30周年記念ということで、その式典に苓北町から山崎町長以下、佐賀県唐津市を訪問されています。広報れいほく6月号でも取り上げられていました。

なお、佐賀県唐津市の令和4年度は、53億9,861万3,000円、32万9,417件。

訪問時には、令和5年度の総務省による公表はなされていなかったわけですが、令和4年度、その寄附額、件数ともに、全国的にも上位に位置しておられるようです。

せっかくの訪問、姉妹都市の関係の名のもとに、このふるさと納税に係る佐賀県唐津市の技術、知見、経験を教示していただく絶好の機会だったのでは、と考えるのは私だけでしょうか。

そのことを含み、わが町における今後ますますのふるさと納税寄附金の増額・増件への取り組みにつき、どのようにお考えか、どう展開していかれるおつもりか伺います。

次に、私がここ議場であえて言うまでもありませんが、消防団は、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき参加し、消防、防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は非常に大きいものです。

しかしながら、全国的にも消防団員数は年々減少しており、近年では少子化の影響で若い世代を中心に、適齢期の年齢人口が減少していることもあり、致し方のないところ

ではありますが、地震等の大規模災害等を想定し、地域の即応体制上、消防団の活動は極めて重要であり、消防団の減少に歯止めをかけなければなりません。消防団員数の減少だけでなく、消防団員に占める被雇用者団員、すなわちサラリーマン団員の割合や平均年齢の上昇など、様々な課題があります。そこで、このような課題に取り組むため、諸々の改善がなされてきました。

その中で、消防団員の報酬が、班別の支給から個人別支給となったことにより、いわゆる班別での活動が主となる消防団にとって、その活動資金源がなくなっている状況にもあります。

苓北町における現在の各地区における班の再編成を含め、消防団の活動支援の充実、改善が必要であると思われまます。今後どのように進めていかれるのでしょうか。

これで一般質問を終わりますけれども、答弁を聞いた後にまた自席におきまして再質問させていただきたいと思ひます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

1項目目の「ふるさと納税」についてのお尋ねの、1点目の姉妹都市である唐津市のふるさと納税の取り組みの技術、知見、経験を教示いただき、取り組みに繋がらどうかとのことではありますが、本年5月18日、姉妹都市締結30周年記念式典で唐津市を訪問した際には、改めて今後の両市町の交流の在り方などについて懇談を行いました。

スポーツ交流をはじめ、経済面、産業面、人材交流など、幅広い交流活動を行っていくことを確認したところであります。

ふるさと納税の取り組みについても、早速本町の担当者から連絡をとり、唐津市の取り組みや知見等について情報提供をいただいているところでありまして、それらも参考にしながら、さらに寄附金獲得へ向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後のふるさとづくり寄附金の増額・増件への取り組みに向けた展開についてであります。ポータルサイトの追加の取り組みとして、「マイナビふるさと納税」及び「アマゾンふるさと納税」を新たに追加するとともに、寄附額が高額となる「定期便」の返礼品開発を行うことといたしております。

さらに、天草エアラインと連携し、富岡城東角櫓ワーケーション施設を主体とした城主気分を味わえる観光体験ツアー商品を新たに返礼品として開発し、取扱開始に向けて現在最終調整を行っているところであります。

また、ふるさと納税制度におきましては、リピーターの獲得が必要不可欠でございますので、苓北町をPRし、かつ、次年度以降も継続的な寄附に繋げるための取り組みとして、「広報れいほく特集号」を発行し、寄附者の方へ配布する予定といたしております。

一方、企業版ふるさと納税につきましては、本年度は企業に対する魅力的な事業や取り組みを周知・提案し、理解を得ることがまず重要であることから、企業者向けPRチラシを作成し、福岡都市圏の企業をターゲットとしたプロモーション活動を行うこととしております。

このような中、昨年10月1日から寄附金受領総額のうち返礼品代や配送料、事務手数料、広告費などを含む募集費用総額が50%以下となるよう、総務省のふるさと納税の運用ルールが厳格化されております。そのルールを遵守しながら、今後も寄附増額に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目目の「消防団のこれからの在り方」についてであります。消防団の実情につきましては、議員もご承知のとおり、消防団員数については苓北町のみならず、全国的にも年々減少している状況となっております。苓北町におきましては、消防団員確保に向け、機能別団員制度を創設するなど消防団員確保の取り組みを行っておりますが、残念ながら減少しているという状況でございます。

特に、班員が9名以下の班が5つの班となってきておまして、町としましても消防団の活動に大変危惧しているところであります。このようなことから、班の再編と今後についても、消防団の役員会において改めて協議を行っていく必要があると考えております。

また、消防団活動の充実・支援につきましては、令和5年5月10日に開催をいたしました消防団役員会において協議を行い、本部・分団育成費について、本部の育成費を削減し、各分団、班の育成費に増額再配分するなど、班の育成費の活動支援を現在は行っているところであります。

今後、班の再編及び消防団の活動支援につきまして、消防団の実情もお聞きしながら、消防団の役員会などで協議・検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） まず、ふるさと納税について再質問させていただきます。これ、目標というのは立てられないでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 今年度の目標を1億5,000万と、昨年度の実績を見てですね、立てておりましたけれども、今のところ町長が前の議員の方、お答えしましたとおり、なかなか厳しい状況になっていきます。予算上では1億5,000万というふうに予算計上してあります。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 隣の天草市、これはうちの10倍の規模ですね。人口にしまし

ても。ですから、天草市が1億円の時は1,000万、10億円の時には1億円という
ようなそういう、目標を持って取り組むようなことはできないものか、常々考えており
ましたのでつい聞いてしまいましたけれども、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 目標は高く設定したいところでありますけれども、現実的
な商品ですね、令和4年度は先程おっしゃられたとおり、2,410万8,000円でご
ざいました。これは5年度において天草市の事業者であります肉類のですね、取り扱う
業者の方について、こちらからお願いして、県とも相談して天草市とも相談して、そう
いったことになっております。

やはり町長答弁しましたとおり、やっぱりリピーターですね、もともと一気に何倍と
いうふうな額に上るっていうのは非常に難しい状況にあるというふうに認識しておりま
す。やはり、それだけの魅力ある商品、あと量をですね、あとそういったところを1つ
ずつ積み上げた中での目標というふうなところで設定をしたいというふうに考えており
ますので、今おっしゃられるように、私どもも自主財源の確保という面からしても、と
にかく1件でも多くの寄附額を獲得したいというふうな思いがありますけれども、現実
的にはそういった小さなところをきちっと積み上げた中で、寄附額の方に繋げていき
たいというふうに考えておるところです。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 昨年度、その前の年に比べたら伸びているということではござ
いますけれども、高森町なんかでもですね、これは平成30年度ですか、これはもう本
当、微々たるものだったですよ。それが現在はもう天草市も超えて嘉島町も超えて、
熊本県で2位、ランクされております。何が違うんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 令和5年度、一応おっしゃるとおり甲佐町が1位とられま
した。これについては肉類というふうなところが主たるものと、米ですね。というのが
ありますけれども、1つには、やはりこれを取り扱っている、提携している委託業者で
すね、この辺のところとの兼ね合いもあるんじゃないかというふうなところで、町長と
も分析をしております、現在令和6年度までの委託業者については3年目を迎えます。
今年度の伸び等を見ますと、やはり委託事業者の新たにですね、もう1回再提案とい
うか募集をかけて、その中からやはり、力量のあるような委託業者との提携というふう
なところも、1つの寄附額を伸ばすための、獲得の手段だというふうに捉えております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 失礼しました。私は高森町をトップと言いましたけれども、甲
佐町ですね。すいません、訂正いたします。

現在、高森町にしましても、規模的には苓北町の3倍もあるとか、そういう町ではないと私は思っております。そこがやはり上位にいるということで、錦戸議員も1番の質問の中で言われましたが、高校生あたりの応援もふるさと納税が、額が上がれば、町民に対するサービスができるじゃないかと、私も全くそのとおりだと思っておりますので、何とか知恵を出し合って頑張っていたいただきたいと思います。

次に消防団の方ですけれども、この件につきまして、確かに今の状況でも十分やっていける班は確かにあると思います。しかし先輩たちが残してくれた貯金、これを取り崩してしまったらもう自分たちで自腹を切らなければいけませんという班が幾団もおられます。そういったところで、そうなってくると今度は班長さんに負担が相当かかってくる、部長さんに負担がかかってくる。そういうことを考えましたときに、もう少しできないものかなと。そして、本部の活動費を減らしましたということでしたけれども、まだ天草消防連絡協議会は続いているんでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 今お話しされたとおり、天草の消防連絡協議会は続いておりまして、廣田議員が多分団長のときだったかと思えますけれども、その頃から2市1町ですね、消防団並びに消防関係者の連絡体制が強固になって、現在もいろいろ情報交換であったりとか、している状況にあります。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 今課長の答弁にありましたように、これは消防団員が減少すれば減少するほど、やはり横の連携、連絡、これが大事になってくるんじゃないかと思えます。それで、本部の活動費はあんまり触らない方がいいと私は思うんですけれども、本部も辛抱したことでしょうから、残金、残高といいますか、今は活動がどうにかできてますというところだと思いますけれども、班につきましてはもうそこまできているところの班もおられると聞きますけれども、その点把握しておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 町長の答弁にありましたとおり、まずは班の方が大変だということで、本部の方を落としてでも班のほうに財源を振り分けたというような令和5年度でございまして、おっしゃられたとおり、令和5年度から団員の報酬をですね、直接支払うべきものと、それまでは各班のほうで一括して受け取られて、その中でいろんなところの活動の部分の班の中で出来ていたと。その資金もなくなっているということでもありますが。ただ、班によってはいろいろ分団、各班によって、事情も違うようなところもお聞きしておりますので、ただ班の中ではですね、今おっしゃられたとおり、厳しいというふうな班もございまして、町としましては団員相互のですね、信頼関係や団員間の絆を深めると、また班及び分団のですね、連帯感とか、組織の強化を図って

いくというふうなところが大きな役割というふうなところもございますので、班の育成員と分団等の育成については、今後役員会等で実施をお聞きしながら、予算等についても検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 今度の予算組みや予算編成、頑張っていきたいという言葉でしたけれども、年に4回役員会ありますか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 年に4回役員会がございます。今年度はあと、先程町長・・・10月5日に熊本県の総合防災訓練がありますので、通常10月に開催していたのを9月の中旬に前倒しですのと、あと出初式前とかっていうところで、12月にあと1回、年内は役員会を開催というふうなところで予定をしているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） その役員会の席ですが、本当あの、団員の方々が、本当に困ってるんだという言葉、出るかじゃないですか。ですね。それが出ればもう間違いなく執行部の方も考えていただけるんでしょうけれども、だから何とかその発言が出るような会議の持っていく方、そういうことも考えてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 会議の持っていく方というのはなかなか難しいかと思えますけれども、分団の育成についてはもうここ6、7年ずっと、全体額としてはですね、据え置いているというふうなところでもあります。ただ、班員も減ってきておまして、班の活動の充実をするためには、やはりこの、どれぐらいの財源が必要かというふうなところも、役員さん、部長以上の方がご出席なされますので、それぞれの班ごとの部長、ならびに分団長の方がしっかり把握していただいて、ご発言等をいただければというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 最後ですけど、8月25日に議長も町長も参加されました、八代で開催されました県の操法大会、大変お疲れさまでした。私も応援に行くつもりだったんですけども、もうあの炎天下に行って、皆さんにまた迷惑をかければと思って辞退したところでございました。本当に消防団員の皆さんは頑張っていたいたと思っております。この炎天下の中での訓練、また大会と、役員の方々、選手の皆さん方、本当大変お疲れさまでした。以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後 2時10分

令和6年9月10日（火）

（第2日目）

令和6年第4回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和6年第4回苓北町議会定例会は、令和6年9月10日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番、山口利生君。

○2番（山口利生君） 皆さんおはようございます。

通告6番、2番議員、山口利生です。質問通告書に沿って、町長及び教育長へ質問いたします。

最初に、脱炭素社会への取り組みについて質問します。

山崎町長は、令和5年11月27日、地球温暖化の影響は、一人ひとりの暮らしや命に関わる身近な問題となり、地球温暖化対策を着実に推進していくためには、これまで以上に環境問題への強い危機意識を持ち、町民や事業者、行政が一体となって、再生エネルギーの導入、省エネルギーのさらなる推進をはじめ、農地や山林、海洋の保全活動などに取り組む必要があるとの考えのもと、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする苓北町脱炭素宣言を公表されました。町内には二酸化炭素を多量に排出する火力発電所が立地しており、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることは容易ではありません。

しかしながら、苓北火力発電所が生み出す電気は、熊本県全体の電力の7割を賄い、菊陽町に進出した台湾積体電路（TSMC）の第1、第2工場や関連企業の稼働により、電力需要はますます増加すると推測されています。また、火力発電所は、太陽光発電所の電力が増加する昼間は停止したり、出力制御を行うことで、大規模停電を防ぐ手段としての重要な役割があり、苓北火力発電所の運転継続は、熊本県にとって最重要課題ですので、九州電力株式会社グループ企業の取り組みはもちろんのこと、県下全域の市町村の脱炭素社会に向けた取り組みが求められます。

そこで、苓北町の脱炭素社会への取り組みについて2点、町長へ質問します。

1点目は、脱炭素の専門知識を持つ人材の確保についてお聞きします。

町長は、令和6年度専決補正予算（1号）で、二酸化炭素排出抑制対策事業に係る業務委託料2,150万円を予算化し、プロポーザル方式（公募型）一般競争入札により、西日本技術コンサルタントと業務委託契約を締結されました。これから本格的な脱炭素社会構築に向けた計画づくりが始まりますが、コンサルタント任せの脱炭素推進計画と

なれば、絵空事となることが懸念されます。町民の皆様とともに脱炭素社会を構築するためには、苓北町役場に専門知識を持った人材を確保し、計画策定の段階からコンサルタント会社と議論を重ねることが必要と考えます。

環境省では、地域の脱炭素化を推進するため、太陽光などの再生エネルギー導入に関する知識やノウハウを持った人材を自治体に派遣する「脱炭素まちづくりアドバイザー制度」を導入し、再エネ導入実績のある自治体職員やコンサルタント、地域新電力の関係者などを登録し、ニーズに応じて自治体に派遣し、脱炭素化を後押ししていますが、苓北町の脱炭素社会構築に向けた人材登用をどのように考えておられるのかお聞きします。

2点目は、脱炭素社会実現に向けての財源確保対策についてお聞きします。

総務省では、令和3年6月18日付けでふるさと納税に係る指定制度の運用通知を发出し、太陽光など再生可能エネルギーを活用して、地域で発電された電気であれば、返礼品の対象として認めることにしました。再エネ電気を返礼品として活用するためには、寄附先の自治体で生み出された電気を扱う小売業者と供給契約を結び、寄附額の3割以下の電気料金に相当する電気を返礼品として扱うとの制約があります。苓北町の太陽光や風力発電事業者は、発電した電気を国の固定価格買取制度を活用し、大手電力会社へ売電しているので、膨大な再エネ電気はあっても、ふるさと納税寄附金の返礼品として活用できず、まさに絵に描いた餅ではないかと思えます。

そのため、脱炭素社会を実現するための鍵を握る半島地域や、中山間地の自治体については、例外的に太陽光発電所や風力発電所の再エネ電気を一手に購入している大手電力会社の電気も対象とするよう、制約の見直しを総務省へ政策提案すべきと思いますが、町長の考えをお聞きします。

次に、合併処理浄化槽に係る下水道使用料について質問いたします。

苓北町では、令和6年度から合併処理浄化槽使用料の算定方法を、人槽区分による定額制から、水道使用量を基準とした従量制に一本化されました。本件については、去る6月議会において高戸議員より、使用料の比較状況等について一般質問を行われましたが、私も今回の算定方法の改正について疑義がありますので、質問いたします。

合併処理浄化槽を設置している419世帯の令和6年5月請求分（旧制度）、令和6年6月請求分（新制度）の比較表によると、高くなった120世帯（28.6%）、変わらなかった26世帯（6.2%）、安くなった256世帯（61.1%）、閉栓等で比較できない17世帯（4.1%）となっています。そのうち、減免措置を受けていた70歳以上の高齢者減免世帯106世帯では、高くなった31世帯（29.2%）、変わらなかった2世帯（1.9%）、安くなった73世帯（68.9%）となっています。今回の算定方法の改正により、使用料が高くなった世帯が120世帯（28.6%）、う

ち高齢者減免世帯31世帯（29.2％）となっています。

6月議会の高戸議員への町長答弁では、苓北町下水道条例の改正は、下水道使用に伴う水使用量に応じて、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽、全ての下水道に係る事業を、平等で公平な料金体制にしたもので、この度、料金が以前に比べて高くなってしまった方々に対しましてもご理解をいただきたいとのことでした。しかしながら、算定方法の一本化により、3割近くの世帯が過重な負担を押し付けられたことになり、使用料が高くなった世帯の皆様は、公共下水道の赤字を負担させられていると感じておられます。

下水道使用料の平等で公平な料金体制を維持するためには、合併処理浄化槽世帯に対する特例措置を設け、従前の人槽区分ごとの料金を上限とし、70歳以上の高齢世帯には、上限額にこれまでの減免措置を講ずる取扱いを導入されてはと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

次に国際交流事業について質問します。

苓北町では、中学生が海外での短期留学を通して、生きた英語と異文化を肌で感じ、幅広い視野と国際感覚を身につけることを目的に、平成3年度から「苓北町青少年国際交流研修生派遣事業」を実施してきましたが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行により中断しています。研修に参加された皆様は、現地の子どもたちやホストファミリーと暮らすことで、コミュニケーションの大切さや、言語や文化が違っても、互いに助け合い支え合う大切さを学ぶとともに、国際感覚を身につけられたことと思います。

町内の小学校では、熊本県教育委員会が提唱する国際交流事業に参加して、令和3年度に富岡小学校と高雄市忠孝小学校、令和5年度に都呂々小学校と高雄市龍華国民小学校がオンラインによる交流を実施しています。担当された都呂々小学校の角本教頭先生によると、子どもたちは今回のオンライン交流を実施するにあたり、TSMCが熊本県に半導体工場を建設することや、台湾についての勉強をすることで、グローバルな視野を持ち、台湾の子どもたちと交流することで、英語の大切さを実感したとのことでした。できれば実際に現地を訪問し、子どもたち同士の直接交流や高雄市でも盛んなペーロン船交流等を行えば、なお充実した国際交流ができるのではとのお話を伺いました。

台湾の人たちは語学が大変堪能で、国際交流も盛んであり、親日家で世話好きな方が多いとのことでした。苓北町も、令和3年度から始めた台湾の小学校とのオンライン交流の輪を中学生まで広げるとともに、子どもたちの国際感覚を身につけさせるために、台湾と新たな国際交流事業を開始されてはと思いますが、教育長の考えをお聞きします。

最後に、苓北町農村運動広場の利用について質問します。

志岐地区の高齢者の皆様は、農村運動広場を利用して毎朝グラウンドゴルフの練習に

励み、毎月1回開催する志岐地区グラウンドゴルフ大会には200名近くの皆様が参加され、和気藹々と楽しまれており、町が進める健康長寿のまちづくりにも貢献しています。

苓北町では、利用者のケガ等を防止するため、グラウンドに打ってあった目印用の鉄くぎ等を全て撤去されました。グラウンドゴルフ大会を開催する際、朝早くから距離が異なる32コースを一から計測しセッティングしなければならず、延べ64箇所の打席やゴールポストの位置決めに変な苦勞をされていますので、打席やゴールポストを置く目印を再度打たせてもらえないか、教育長にお聞きします。

以上で一般質問を終わります。町長、教育長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。なお3項目目、4項目目につきましては、教育長よりお答えをいたします。

まず、1項目目の「脱炭素社会の取り組みについて」であります。苓北町は、6月議会において可決をいただきました、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用し、地域脱炭素実現に向けた事業に取り組んでおります。

この取り組みは、2050年脱炭素社会の実現に向けての地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるものでございます。また、地域に根差した再エネルギーの取り組みは、町が住民の皆様と連携し、それぞれの地域に適した再エネルギー計画を適切に立案する必要がございます。そういった意味で、苓北町の脱炭素宣言の第一歩を踏み出したところでございます。

さて、1点目の脱炭素の専門知識を持つ人材の確保についてお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、専門的な知識を持つ人材の確保につきましては、町の脱炭素社会の構築に向けた計画づくりに対しまして、非常に重要なことと認識をしております。

本計画の策定におきましては、受注者のコンサルタントに環境省認定脱炭素アドバイザーも配置されておりますが、コンサルタントの知識やノウハウだけではなく、環境分野の諮問機関として、苓北町の環境審議会でも審議をいただく事案となっております。

環境審議会の委員構成は、識者であります会長の熊本県環境センター館長（熊本県立大学の名誉教授）をはじめ、学識経験者として九州大学理学部附属天草臨海実験所准教授、九州地方環境事務所天草自然保護官に構成委員となつていただいているところであります。

また、これとは別に7月26日には苓北町と九州電力株式会社との包括連携協定について、第1回目の打ち合わせを行ったところであります。

連携事項の1つに「脱炭素化の推進に関すること」を掲げておりまして、九州電力側に省エネプランナーなどの派遣事業の検討をお願いしているところでございます。

山口議員の質問にもございました、環境省の「脱炭素まちづくりアドバイザー制度」導入も検討しながら、苓北町「ならでは」の脱炭素社会の構築に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の脱炭素社会実現に向けての財源確保対策として、再生可能エネルギーを活用して地域で発電された電気をふるさと納税の返礼品として取り扱うにあたりまして、制約の見直しを総務省へ政策提案したらどうかとのご意見でございました。

議員もご承知かと思いますが、まず返礼品の位置づけと取扱いについて、現行制度におきましては、返礼品の提供においては、総務省告示第179号において、総務大臣が定める返礼品を取り扱う基準、いわゆる「地場産品基準」が定められております。

この地場産品基準の基本的な考え方として、「返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要」とされております。

そして、電気につきましては、総務省告示第5条第7号の4におきまして、「当該地方公共団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気」と規定をされているところであります。

また、総務省が定めます「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A」におきましては、当該電気が地場産品基準に適合するためには、まず1つ目に、地域資源を活用して区域内で発電された電気であること。2つ目に、電気の供給契約において、区域内で発電された電気を供給することが明示されていること。3つ目に、返礼品等として寄附者へ提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とすること。などの基準が定められております。

具体的には、まず1点目に、発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約及びトラッキング付非化石証書により、苓北町内の発電所で地域資源を活用して発電された電気と認められること。また、2点目に、電気事業法及び電力の小売営業に関する指針に基づき、小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で苓北町産であるなど産地価値を訴求していること。さらに、寄附者へ提供する電気の総量が、非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内であることが必要とされているところであります。

なお、地域内で寄附額に応じ月額電気料金が割引とされている自治体もあるようですが、いずれも地域内に小売電力事業者として会社を設立し、電気を供給する電力会社と供給契約を行わないと、返礼品としての電気の提供を受けられないといった課題や制約もあるようでございます。

議員にご提案いただいておりますが、現在は町内には小売電力事業者はないため、地場産品として取り扱うことができない状況でございます。

売電目的で、苓北町内で発電した再生可能エネルギーを、大手電力会社に提供する場合についても、半島振興や中山間地域の自治体については例外的に認めてもらえるよう、現行の総務省の基準について、制約の見直しの提案をとということではありますが、総務省の地場産品基準については、年々厳しい基準になっている現状でございます。

国内には太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスなど、多くの再生可能エネルギー発電を行っている事業者が多数ございまして、その多くが都市部から離れた場所で発電がなされております。

総務省への提案にあたり、発電事業者、大手電力会社の見解や、エネルギーを所管する経済産業省にも関係することとなるとともに、総務省告示の「地場産品基準の基本的な考え方」に「返礼品等そのものが当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。」と記されておりますので、このようなことで売電目的の電力が地場産品になりうるのかといった課題もあります。まずは、現行制度で電気料金を返礼品とされている先例自治体における発電事業者と電気事業者並びに寄附者、及び、電気と電気料金との関係や、つぶさな課題等の抽出などの研究をまず行っていきたいと考えております。その上で、課題は多いかと思いますが、自治体としての意見・要望は行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

まずは自主財源の確保に向けまして、現行のふるさとづくり寄附金の増加に向けた取り組みの強化に取り組んでまいります。

次に、2項目目の合併処理浄化槽に係る下水道使用料についてでお尋ねがございました。

下水道事業の企業会計への移行にあたりましては、令和5年第8回議会定例会におきまして、「苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を可決いただいたところであります。

その後、企業会計移行に伴い、同条例施行規則を改正させていただき、本年4月1日から公営企業会計事業として運営を行っております。

今回の改正は、世帯人員の減少により、人槽区分ごとの使用料算定について、不平等ではないかご意見が多くあり、長年の懸案事項になっておりましたことから、下水道使用に伴う水利用量に応じて、公共下水道、農業集落排水事業、そして合併処理浄化槽（特定地域生活排水事業）でございますけれども、この全ての下水道に係る事業を、平等で公平な料金体制としたものでありますので、まずご理解をいただきたいということで考えているところであります。

以下、3項目目、4項目目につきましては、教育長より答弁をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（瀨崎敏和君） 只今の山口議員の質問に答えさせていただきます。

質問事項3項目目、「国際交流事業について」。

台湾の小学校とのオンライン交流の輪を中学生まで広げ、台湾と新たな国際交流事業を開始しては、とのご質問でございました。

台湾の小学校と町内小中学校のオンライン交流につきましては、議員ご承知のとおり、令和4年1月に富岡小学校が台湾高雄市の忠孝国民小学校と、令和5年5月と6月に、都呂々小学校が台湾高雄市の龍華国民小学校と、それぞれオンラインで交流しております。

令和2年度に文部科学省が進めたGIGAスクールプロジェクトにより、ICT機器と情報通信ネットワークが全小中学校に整備され、遠隔地と交流がオンラインにより可能となりました。

台湾との交流は、TSMCの熊本進出を機に交流が促進されており、県内各地の小学校でも、台湾の小学生とオンライン授業を行い、互いの文化を紹介しあうなど、交流を進めております。

また、新聞報道によりますと、8月26日、27日に、台湾を視察訪問した木村県知事の話として、「蕭美琴副総統は台湾と熊本の関係が経済分野だけでなく、文化や青少年の交流などに進むことへの期待を示した」との報道がございました。

今後、学校や青少年団体などとの交流が、ますます盛んになっていくものと思います。教育委員会としましても、富岡小学校と都呂々小学校の実践例を踏まえ、各学校と意見交換を行いながら、オンライン交流が実施できるようサポートしていきたいというふうに考えております。

なお、台湾高雄市は、熊本県と友好交流協定を結んでおり、県では平成26年度から小中高生を台湾に派遣する「グローバルジュニアドリーム事業」を実施しております。本事業を発展させるため、令和6年度から派遣を希望する市町村が派遣費用の一部を負担する形で、新たに市町村推薦枠を設ける取り組みが始まりました。

推薦枠は最大15人までで、令和5年度実績額の総事業費から、小中学生1人当たりに換算した金額は、約34万円です。この中には、自己負担額5万円が含まれております。市町村負担金は1人当たり15万円となっております。

この市町村推薦枠は、令和7年度以降も設定する方向で検討されているとのことで、本事業の活用も今後検討していきたいというふうに考えております。

次に、質問事項4項目目、「農村運動広場の利用について」。

グラウンドゴルフのスタート、ゴール位置の目印を再度打たせてもらえないかということでございます。

昨年9月、愛知県や東京都などで、公園などのグラウンドに打ったまま放置された釘に子どもが引っかかり大けがをする事故が起き、全国的にマスコミで大きく取り上げられました。

このような事態を受けて、本年1月、指定管理者から多目的に利用する農村運動広場において、釘と紐を用いた印が多数見受けられ、競技によっては靴に引っかかり、転倒及び怪我也も想定、心配されることから、釘等を用いた印を打たないよう看板を設置したいという申出があり、協議の結果、教育委員会としましても施設の安全管理上必要と認め、併せて利用団体に周知の徹底を行うようお願いしたところでございます。農村運動広場を含む総合センターの施設の利用にあたっては、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例第15条において、使用者には原状回復の義務が課せられております。厳密に解すれば、打った目印は使用後に回収しなければなりません。また、使用者が現状を変更しようとするときは、条例規則第12条により、現状変更等許可申請書を提出し、教育委員会の許可を受けることになっております。

今後については、利用者の利便性も考慮し、ソフトボール協会やグラウンドゴルフ協会などの意見を聞きながら、目印を設置する場合の素材や深さなどの基準、使用場所と数量を記録した図面と写真の提出など、利用者与管理者の双方が把握でき、安全確保が図れるルール作りの検討を進め、現状変更等許可申請により対応していきたいと考えております。

以上、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） それでは再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1番目に脱炭素社会への取り組みについての中、人材確保についてお聞きいたします。

先程の町長の答弁では、苓北町と九州電力との包括連携協定の締結に向け、現在協議を進めておられるということでしたけれども、これもひとえに、昨年11月に公表された苓北町脱炭素宣言の賜物ではないかというふうに思います。本当に迅速な対応を町長が決断されたということに、まずもって敬意を表したいと思えます。

九州電力との包括連携協定につきましては、熊本県及び南阿蘇村が現在締結をされていると思えます。熊本県には、企業版ふるさと納税人材派遣型制度を活用し、社員を熊本県庁に派遣されているとのことでございます。ぜひ苓北町にも、九電グループから省エネプランナーの派遣を実現をしていただくように、さらに粘り強く、町長のほうから要望をしていただきたいと思いますけれども、現在進められておられる包括連携協定の概要について、できる範囲で結構ですので、どのようなことを考えておられるのか、教えていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 九州電力株式会社との連携協定についてですけれども、7月26日に九電グループと包括連携協定についての1回目の協議を行っているところでございます。

まず連携事項の中身としましては、町といたしましては3項目を考えております。大きな1点目に、まず脱炭素化の推進に関すること。2点目に防災力の向上に関すること。これは昨日の南海トラフ地震の関係でもありましたけれども、今回熊本県の方が図上訓練、そして実動訓練をされますけれども、初めてですね、九州電力の岸壁を使って輸送船の輸送、それから機材の搬入を行うという計画もなされておりますので、そういった意味も含めて、町全体の防災力の向上に繋がればということで、2点目に防災力の向上に関することということも挙げております。それから、3点目にやはり地域の活性化等に関することということで、苓北町との地域共創の推進、あるいはイベントなどでの相互支援、こういったものも含めてですね、包括連携協定を結ぶことができればということで現在準備を進めているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。ぜひ、一番力強い相手が九州電力でございます。いろんな、再エネ等についても非常にたくさんの知識をお持ちでございますので、ぜひその力を借りてですね、町長がおっしゃる、苓北町ならではの脱炭素社会に向けての構築をぜひ進めたいと願うところです。ありがとうございます。

次に財源確保対策についてでございます。先般、ふるさと納税寄附金。全国で、令和5年度でございますけれども、初の1兆円を超えたというふうな新聞報道がありました。苓北町は、昨日廣田議員の質問の中で、1億円弱まで上がってきたということでございますけれども、やはり返礼品等の関係があつてですね、選ばれる側として非常に厳しいものがやっぱりあるかと思えます。その中でも頑張りたいということでございましたけれども、ただ今回質問の中に挙げました再エネ電気を返礼品ということについては、大規模な風力発電所、レノバでありますとか、坂瀬川の風力発電所、また太陽光発電所も、年柄、志岐地区にも、建設をされて複数進出が来ております。

そこで、町内で発電されるレノバは令和8年6月ですか、まだ先のことでございますけれども、大規模な電気の供給をされるということですが、それも含めたところで、もし仮に再エネ電気がですね、返礼品と認められたといった場合には、どのくらいの寄附金収入があるのか算定されたことがあるのかどうかお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 只今のご質問の、再生可能エネルギーの電気が返礼品となった場合の算定ですね、したことはございません。しておりません。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 総務省が、再エネ電気を地場産品基準に適合する電気として取り扱うという方針を転換されたことですね、全国的にふるさと納税寄附金の返礼品として活用される動きが今、出ているようでございます。その中でですね、ちょっと気になっているのが、大手電力会社の中部電力のグループ会社であります、中部電力ミライズというのがあります。ここはですね、三重県・長野県の1市3町を対象団体として、ふるさと納税グリーン電気事業を展開されておられます。1万円寄附、これ月1回上限って書いてありましたけれども、3,000円。1万円寄附に対して3,000円、150キロワットヘルツって書いてありました。これを返礼品として差し引いて、電気料金を請求するというものでございます。中部電力、九州電力、同じ大手電力会社かと思えます。

ちなみにレノバさんは町との協定の中でですね、発電量については5万640キロヘルツという、13基合わせてですね。ていうふうな発電力をお持ちでございます。仮に365日、出力制御とかあってですね、365日は無理かと思えますが、これがもし仮に荅北町の地場で生まれる再エネ電気というふうなことで認められればですね、10億近くのふるさと納税寄附金が出てくるんじゃないかと。九州各県、皆さん電気を使っていらっしゃいますからですね。ていうふうに思います。もしこういうふうに中部電力と同じようにですね、九州電力も再エネだけを扱うグループ会社が立ち上がっておりますので、同じような取扱いができればですね、荅北町ももう10億近い金がふるさと納税寄附金で入ってくるという皮算用ができるのかなあというふうに思います。

今回はですね、全国的にみんなで力を合わせればですね、同じようにそれぞれ、これは経済産業省の買取り制度で一手に再エネを大手の電力会社に買い取らせております。だから、やすやすと小売業者がですね、そこに手を入れていっても赤字となって倒産するのが落ちですよ。やっぱりそういう面では、大手電力会社が再エネを買い取っているから、その買い取った電気をふるさと納税に充てられるというふうな制度改革すれば、全国のやっぱり財源に困ってる小規模市町村は、大きな大きな財源確保になってくるかと思えます。単に荅北町だけ言ってもしょうがありませんので、過疎団体であり、半島地域の団体協議会のほうに、ぜひ町長のほうからもですね、そういう提案をされて、みんなの力を合わせればですね、総務省も、もともとの目的が目的ですから、そこに制約が、国がかけているということですから、考慮されるんじゃないかと思えます。引き続きこの件についてはですね、ぜひみんなで検討しようじゃないかという動きをしていただければと思います。

また、先程の中部電力の話です。今あの九州電力との間で包括連携協定を締結しようとする状況と聞いておりますので、ぜひ、九州電力のですね、再エネを担当する会社が

ですね、中部電力と同じような取り扱いをですね、やっていただくようなことをですね、やっていただければ、当然包括連携協定を結ぶ中で、それが謳えるかどうかは難しいかと思えますけれども、でも熊本県の脱炭素社会実現に向けてはですね、物凄い力になってまいりますから、九電と熊本県も密な関係ですからですね、その中に1つ先例的な取扱いということになればですね、非常にいいかと思えます。その点について再度お尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今、山口議員からおっしゃいましたように、九電の方もですね、新たに再エネ部門のグループ会社を立ち上げられておりますので、そういったところではですね、今後の再生エネルギーを町の振興に活かしていくという点ではですね、九州電力さんとも十分に協議を行いながら取り組みを深めていきたいというふうに思っているところであります。ご意見ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ぜひ実現に向かってですね、頑張ってくださいようお願いいたします。

次に、合併処理浄化槽に係る下水道使用料の見直しについてお伺いいたします。

この件については、令和5年12月議会において、合併処理浄化槽に係る人槽による定額制から、上水道の使用量に応じた従量制に変更することで、平等で公平な料金体制に移行するために、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部が提案されてきてですね、私もこの改正条例には同意をしたところでございます。

そういう同意した中で、またそういうことを言うのか、というようなこともあろうかと思えますけれども、蓋を開けてみますと、合併処理浄化槽を設置されている3割近くの世帯が、新たな算定方法により使用料が増加しているという状況にあってですね、大変不安、不満をお持ちでございます。そこで、水道環境課長へ4点ほど質問いたしたいと思えます。

1点目は、6月議会以降ですね、使用料が高くなった世帯に対して、担当者が戸別訪問して、算定方法の変更について、やっぱり理解を求めるために説明に伺ったというふうな話も聞いておりますけれども、その対象世帯の皆様は今回の改正に対してですね、理解を得られたのかどうか。

2番目に、下水道使用料が高くなった世帯の5月以降の増加額、良ければ今回の改正で安くなった方もいらっしゃると思いますが、そちらの安くなった方の額まで分かれば教えていただければと思います。これ総額で結構です。

また、70歳以上の高齢世帯に対する減免措置がこれまでとられてきましたけれども、その減免措置の内容と、導入をされる経緯が分かれば教えていただきたい。

最後の4項目目はですね、県内の市町村でですね、同じように公営企業に移行されたところがあるかと思います。その中で合併処理浄化槽の使用料を、これまでの定額制から従量制に変更された事例というのがあるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 只今の山口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、定額制から従量制に変わりました、合併浄化槽のですね、戸別訪問ということで、5月請求分からですね、新体制に変わりました、町民からの問い合わせが数件ございました。電話での問い合わせがほとんどだったんですけども、中にはですね、個別に訪問させていただいたケースもございまして、その方にはですね、これまでの経緯も踏まえまして、何度も訪問してご説明をさせていただいたところがございます。現在は、ご理解をいただいております。

2点目の、5月以降の合併処理浄化槽使用料の総額でよろしいでしょうか。ですけども、新制度になりましたからですね、金額が高くなった世帯、この総額がですね、5、6、7月分の総額で、4か月分の総額で93万6,920円になります。それから、金額が安くなった世帯につきましては、187万2,110円となります。

次に3点目ですが、70歳以上の減免の経緯についてご説明をさせていただきます。平成27年11月に開催されました、苓北町生活環境整備対策委員会におきましてですね、答申がなされました。そして、平成28年4月1日に苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則が改正されまして、70歳以上世帯の減免措置が開始されたというところです。

次に4点目ですが、企業会計になってから合併処理浄化槽の定額制が従量制に変わったという自治体なんですけども、熊本県内にはございません。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） それでは定額制から従量制に変えたのは苓北町だけだということですね。そうなればその、国の総務省からの強力な指導っていうものはない中で、やっぱり独自の考え方で算定方法を変えたということですね。私たちが公営企業会計に移行するというのと、非常に合併処理浄化槽が高いというようなことがあってですね、それはやむを得ないだろうというふうなことで同意をしたわけでございますけれども、やっぱり私のほうにもですね、5人槽の合併処理浄化槽を設置されておられる方からですね、相談を受けました。この方の実際の使用料についてはですね、5月分から2倍以上となったということで、毎月3,000円ぐらい高くなって、特に9月分についてはですね、2.73倍の4,000円あまり、これ上昇、増えた金額がですよ。になっていると。もともと2,300円ぐらいの金額でしたので、それが高くなってるということですね。今、物価高、電気代等の値上げでですね、生活が苦しい上に、さらにこの下

水道使用料が上がったことですね、ますますきつくなっているということです。その方がおっしゃるには、自分たちは公共下水道には一滴も流さない。自分のところの合併処理浄化槽だけで対応してるということですね、大変今回の改正は不平等だということですね、私たちの議会は何を考えているのかというお叱りを受けたところでございます。私はまさにそのとおりだと思います。もともと合併処理浄化槽の定額制は、建設費と維持管理費を将来に渡って金額を算定した上で、上限額として決められていると。当然公共下水道は、下水道管の布設から処理場の建設と、それはもう合併処理浄化槽に比べれば莫大な金額がかかってきますので、当然それに対して下水道使用料もですね、従量制でないと対応しきれないというところがあって、それはそれで平等性が保たれてたんじゃないかと思います。ただ今回、そういう町長が先程おっしゃいました、高齢者世帯になって人の人数も変わると。特に山間部はそうだと思います。当時はたくさん大きな浄化槽を入れたところですね、人間が減っても定額だから高いままというようなことですね、その人たちの救済のためには従量制に変えるというのは1つの施策としてですね、あったらいいかと思いますが、実際に今3割近く高くなった方は93万ぐらい、また負担が増えてるという状況でございます。これで終わりならいいですけど、これから先もずっと続いていって下手すれば、年に換算するとですね、この最低2倍、200万近くその世帯は増えていくわけですから、これが何年も何年も続くというようなことは、本当に平等がなされていくのかどうかというふうなことが非常に疑問に思います。

そこで、町長に再度質問をいたしますけれども、今回の全ての下水道に係る事業を平等で公平な料金体制にしたと、また今回も答弁されましたけれども、合併処理浄化槽を設置している3割近くの世帯は不満、不安を抱えておられますけれども、この現状に対して、平等で公平になっているというふうに答えられた根拠は何なのか、再度町長へお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程お答えしましたように、山口議員のおっしゃることも重々分かりますけれども、やはり世帯人員の減少によりまして、大きな人槽区分の方がもう高齢者の1人所帯、2人所帯になられた方もあらわれて、そういった部分で大きな負担をされてたというようなことが今回の改正の大きな趣旨でございました。そういった中で、やはり今下水道をそれぞれ公共下水道、農業集落排水事業につきましては、それぞれ使った水量に応じてですね、水利用量に応じてやってるというようなことの中でですね、今回改正をさせていただいたところでございます。しかしながら、今議員ご指摘のとおりいろんな課題等もありますので、まず4月からですね、この制度をスタートさせればかりですので、1年間ちょっと結果を見させていただいた中でですね、どのような対応

をするのか、こちらの町といたしましても検討したいと思います。ただ、この制度に移る前にはですね、広報等を通じて周知を十分に行ったつもりでありましたけども、なかなかその周知が不十分だったという点もございますので、今後はですね、それぞれやはり水の使用量に応じてこの公共下水道、特定の下水道の使用料が決まるんだということですね、改めて周知をしながら、その水の利用量の状況がどうなのかも含めてですね、それらの結果をもとに、町としても再度検討させていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） やっぱり町民に対してはですね、すべからく公平で平等な負担をしていただくというのが原理、原則かと思えます。今回、いろいろな観点からお聞きしたときにですね、やっぱり無理があったんじゃないかというふうに思えます。1年間を見て、その結果でどうのこうの、もっともっと、結局その3割高くなってるのは、低くなるはずがない。なおかつ、やっぱり公共下水道には水は流さないわけですから、合併処理浄化槽の場合は。やっぱりそういうことの根本的な問題があって、やっぱり水使用量が減ったところには減額せにゃいかん、これまで高齢者世帯に減免措置を設けてですね、合併処理浄化槽の使用料も下げてると。なお、今度見たときに、やっぱり6割以上の方は、高齢化世帯の人ですね、安くなったて言ってますので、これ今町長がおっしゃったとおりでと思えます。やっぱりそれはそれで政策としていいかと思えますけれども、やっぱり高くなってる人たちをどう処遇するのかということですね、もう1回根本的に考えた上で、みんなから荅北町だけですよと言われたら、何でそういうことすつとかというふうなことになろうかと思えます。良いことは皆さん諸手を挙げて賛成の拍手されますけれども、やっぱり負担が大きくなるということに対しては、疑念を抱かれますので、やっぱり今から新しい山崎町長のもとにですね、いろんなことをやっていこうとしたときに、やっぱり平等っていうことは公平、これ大切なことと思えますので、やっぱり上がる人たちをどう処遇するのかということを考えて、もう1回検討をしていただければと思えます。早め早めに、良いことは朝令暮改で良いことと思えますから、ぜひお願いいたしたいと。またあの、ちょっと時間が足りなくなりました。

小学校のオンライン授業の件、これ学校任せに、教育委員会がサポートするっていうふうな答弁がありました。聞いたら令和6年度には教育委員会には手を挙げてないと。上げてなければしないということになってきます。せつかくこういうオンラインでですね、いいものが来てますから、ぜひ教育委員会としてですね、この大切な種をですね、芽を伸ばして花を咲かせるというためには、教育委員会主導でですね、県の事業をもう町の事業として取り組むということ。

○議長（野崎幸洋君） 山口議員、発言時間が参りました。

○2番（山口利生君） していただきたいと思いますが、再度その点についてお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） グローバル事業のことかと思いますが。令和6年度に実施がなされるということでありましたけども、これがですね、通知が来たのは2月ぐらい、令和6年の2月ということで、もう既に予算編成が終わった後の話でありましたので、ちょっと令和6年度についてはですね、ちょっと対応ができなかったということでございます。令和7年度につきましても、つい最近要綱等が来ております。今後、県の財政状況、それと町の財政状況等もありますので、これらをどう活用していくのかということですね、検討はさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） おはようございます。通告7番、6番議員、田崎です。

私は、先に通告いたしました2点について質問いたします。

まず1点目の、今回行われた東京陳情と今後の対応についてお尋ねいたします。

本年8月2日、熊本県選出の国会議員に対し、山崎町長はじめ議員8人、職員2人と、今回特別に濱石J Aれいほく組合長も同行され、陳情活動を行い、苓北町の課題に対する要望書を提出し、当該国会議員本人との面会を含め、それぞれの事業の政策に対するお願いをしてきました。

主な内容といたしましては、1、食料、農業農村政策。2、国土強靱化施策。3、過疎地域振興策。4、半島振興施策でした。

私はその中の1つの、食料、農業農村政策について伺います。

今回は特に町長におかれましては、食料、農業農村政策を重視され、坂本農林水産大臣に対し、大臣室において面会できる機会を作っていただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。おかげで私たち議員も、直接いろいろな問題に対する気持ちを伝えることができたと思います。

私は、現在の我が町の厳しい農林水産業の実情を訴え、経営の安定化、所得確保が急務であること、食料安全保障における生産物に対する合理的な価格形成の制度化に早急に対応をお願いしました。大臣におかれましては、その重要性は重く認識されて、来年の通常国会に法案提出に向け努力されているということでした。食料・農業・農村の基本法整備の後の価格転嫁におきましては、やはり大臣の返答を聞いてみますと、やはり時間がかかるような返答だったと私は感じましたが、山崎町長の見解はどうだったのでしょうか。

適正な価格転嫁の制度が実働するまで、現場が本当にもつかどうか厳しいものがあり

ます。

そこで、時限的にも良いのですが、農畜産物の価格安定制度の基準額の見直しを早急に強く働きかけていただいでいく必要があると思いますが、山崎町長の考えをお聞きします。

次に、スポーツ交流人口の拡大に向けて質問いたします。

非常に本年もいろいろなスポーツの大会が天草市を中心に開催され、我が町にも多くのチームが大会や合宿、練習試合に訪れられたと聞いています。

しかし、我が町には宿泊施設が少ないのかどうか、試合や練習は苓北町で、宿泊は天草市で、というチームがあったと聞いていますが、実情はどうだったのでしょうか。

町のほうで把握されているか、お尋ねいたします。

大変もったいないことだと思います。

その実情を踏まえて、今後どのような宿泊あるいは合宿の誘致に対応されるか、その考え方についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問は終わりますが、町長答弁に対しまして、議席において一問一答、再度質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の東京陳情と今後の対応についてであります。先月の8月2日に熊本県選出の国会議員に対し、議会とスクラムを組ませていただき、苓北町が抱える課題に対する要望、陳情活動を行ってまいりました。農林水産業分野での内容は、「輸送コストの軽減対策について」、「資材高騰対策として支援制度の創設について」、「地域資源を活用した有機資源化の取り組み地域に対しての積極的な支援について」、「農業地域計画、海業計画を作成する地域に対して新しい推進メニューの創設について」、「経営安定化・所得確保等に向けた万全な支援と、小規模市町村でも自由度の高い予算の確保と継続支援について」、「親元就農者の確保と育成の推進のため、就農準備資金の要件緩和について」、「指定野菜価格安定対策事業の基準額の見直しについて」、「放置船対策について」の計8つの項目を重点項目に記載をしまして、要望を行ってまいったところでございます。

なお、時間の制約がございましたので、総括で私の方からお話をし、その後は各議員の皆様それぞれの思いを直接訴えていただいたところでございます。

議員ご質問のとおり、坂本農林水産大臣に対しましては、それぞれ今申しましたように、議員皆様からそれぞれ、様々な実情と課題について苓北町が抱える、そして農業者が抱える厳しい状況を訴えていただいたところでございます。

その際の坂本農林水産大臣の返答につきまして、「食料・農業・農村の基本法整備後

の実働までには、時間がかかると田崎議員が感じられた」ということでございまして、私の見解はということでございますが、国におきましては、5月に成立をしました改正食料・農業・農村基本法に定める各種施策の中長期的な農業施策を示す「食料・農業・農村基本計画」の改正に向けまして、8月29日に農業関係者や有識者等で構成する審議会の専門家会合を開かれ、具体策の議論に着手されております。審議会は地方での意見交換会を経て来年3月に答申予定でありまして、これを受けて政府も3月の閣議で決定を目指すということとされております。

このため、新たな基本法に基づく政策を実際に実行に移すまでには、やはり私もしばらく時間が必要だと考えております。その間はですね、確実に支援が受けられるためにも、現在苓北町におきましても、各地区で話し合いを進めております地域計画の作成であります、また、現在町が進めている補助制度、こういった部分につきまして、農林漁業者の皆様継続した支援を実施していく必要があると考えているところでございます。

また、次のご質問の「農畜産物の価格安定制度の基準額の見直しを早急に強く働きかけていく必要がある」ということにつきましては、政府の令和7年度農林水産予算概算要求の全容が8月26日に分かりまして、総額は2兆6,339億円で、令和6年度の予算比で16%の増を求めるとのこととされておりました。その中で「合理的な価格形成」に関する予算につきましては、生産コスト指標の作成や、取引実態調査、消費者の方々の理解醸成に充てる費用として、6年度の3,000万円から、来年度は3億7,000万円増の4億円を要求をされておまして、適正な農林水産物の価格転嫁の制度づくりの姿勢を農林水産省としてはその姿勢を示された、というふうに私は感じております。

今後につきましても、先般の陳情要望活動の際も、農林水産省の担当官も多数同席をいただいておりますので、農畜産物の価格安定制度の基準額の見直しを含めまして、適正な価格形成に向けた今後の進め方について、町としても十分注視をしながら、そして情報の把握を行いながら、その間の対策に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2項目目の「スポーツの交流人口拡大に向けて」について、スポーツ大会や合宿、練習試合での町内宿泊状況の実情と今後の対応についてご質問がございました。

スポーツを活用して交流人口を拡大することは、地域の活性化にとって非常に有効な手段だと私は考えております。

苓北町ではスポーツイベントとして、今年に入りまして8月10・11日の両日に第2回苓北町長杯ジュニアサッカー大会を、そして先週9月7・8日の両日に、れいほくシニアサッカーフェスティバル2024を開催し、町外から多くの参加者や保護者を含めた観客を呼び込み、苓北町の知名度を向上させることができたように感じております。

また、今月14日から始まる県民体育祭天草大会では、苓北町は男子ソフトボールとサッカー競技の開催地となっております。加えて11月2日には、苓北夕やけマラソン2024の開催も控えており、今後も多くの来町者が見込まれるところでございます。

また、スポーツ合宿では、坂瀬川地区総合グラウンドや麟泉運動公園の天然芝グラウンドが評価をされまして、ゴールデンウィークや夏休みの期間などには、町内外からサッカーチームを中心に、選手や指導者が苓北町を訪れ、宿泊や飲食など滞在に係る消費によって、地域への経済効果をもたらしております。

また、町内には九州電力苓北発電所の芝生の広場もございまして、こういった天然芝のグラウンドを持つ自治体は熊本県内ではまれだと思っております。

大会や合宿等に伴う宿泊の受入状況についてご質問がございましたけれども、まず町有施設では令和6年、本年4月から8月までの期間に、コミュニティセンターが4団体105名、富岡公民館が1団体27名、都呂々公民館が2団体65名、老人福祉センターが5団体187名でございました。

また、ホテル・旅館等では令和6年4月から6月までの期間に延べ5,725名の宿泊がございましたが、宿泊目的の詳細までは把握ができておりませんので、この場でです、合宿の部分、スポーツ大会の部分が何人だったということはちょっとお答えできない状況でございます。大変申し訳ありません。

なお、先週末開催しましたシニアサッカー大会におきましては、町温泉センターの利用助成券もお配りし利用をいただいたほか、各チームにおかれては町内の旅館・ホテルをご利用いただいたとお聞きをしているところであります。

現在の苓北町内のホテル・旅館等の宿泊可能人数は254名でございますが、児童・生徒のスポーツ合宿では、これまでの利用実績や、宿泊費用の安価なところが選ばれる傾向がございます。そういった意味で、やはり老人福祉センターでありますとか、コミュニティセンター、こういった公共施設の利用が多いかと考えているところであります。

なお、先日の町長杯ジュニアサッカー大会では、大会の後にですね、試合後に富岡海水浴場で海水浴を楽しむチームもございました。こうした町の魅力をセットにしてさらにPRをし、子どもたちにはぜひ町内に宿泊してもらいたいと考えているところでございます。

県内の自治体においては、合宿誘致を促進するため、自治体内の社会体育施設や社会教育施設を利用し、かつ自治体内の宿泊施設に宿泊することを条件に、合宿支援補助事業に取り組んでいるところもございます。このような事例も参考に、費用対効果の見極めなどもございますけれども、調査研究を行い、こういった支援制度ができないか、前向きに考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、田崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 答弁ありがとうございました。

1点目の農村政策についてお伺いたします。確かに、食料・農業・農村の基本法は、四半世紀ぶりに改正に向かい、町長言われたとおり政府は来年の3月に閣議決定をされ、来年の通常国会での食料価格へのコスト・・・に向けた法案の提出を予定されています。

岸田内閣においても、5年で農政の再構築だということで目標に立てられているようです。現在、自民党の方でも総裁選があつておりますけれども、やはり各候補の皆さんも、やはり食料の安定供給、安定価格についてはご理解をいただいておりますので、これはもう前に進んでいくんじゃないかと思っております。これも皆様方のこれまでの頑張りと努力が実り、ようやくスタートラインに立ったと思っております。大変ありがたいことと思いますが、これもスピード感を持ってやってもらわないと、本当に先程も言いましたように、本当に現場の方は厳しいわけですよ。本当にもつかどうか分からないということです。

今月ですね、9月6日の日本農業新聞の1面に、「米農家廃業最多ペース。進まぬ価格転嫁が経営を圧迫。肥料などの生産資材の価格高騰分が米価に十分転嫁されず、経営を圧迫し続けた状況の表れだ」と載っております。内容の記事が載っております。米が高くなってからこのような記事が出されたのは、どういう意図があつてされたかどうか分かりませんが、米の場合はですね、今年もう値上がりをし、また来年度以降どうなるか分かりませんが、ほかの一次産業の生産物は、まだまだなかなか厳しいものがあると思いますので、結局、廃業が進まないようにしてもらわなくてはならないと思っております。

私たち一次産業に携わる者の願いは、やはり生産物に対する適正価格の転嫁であり、所得の安定確保であります。その目標に向かって1日でも早く達成できるように、今まで町長はじめ町の職員さんも頑張つてこられましたけれども、今後さらに頑張ってもらいたいと思いますが、どうでしょうか、その決意をお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今ですね、農業者を中心に厳しい状況にあられることは十分承知をしてるところでありまして、やはり早くですね、私も適正な価格の形成に向けた法案が成立し、それが実働に移ることをですね、願っているところでございます。

やはり1番大きな課題は、今の米の高騰でもいろいろこう報道等であつておりますけれども、やはり消費者の皆さんのご理解、これがまず必要だというふうに思います。そういった中ではですね、やはり輸送コストの問題であるとか、資材が高騰している問題、それからほとんど農業者の場合は人件費がですね、もう算入されないというような状況の中で価格が形成されているというところで、厳しい状況でありますので、こういった

部分も含めてしっかりですね、生産コストを把握した中で、それが価格に反映されて、その点について消費者の方に理解を得られるような政府の動きをしていただければなどというふうに思っておりますし、昨日の高戸議員からのご質問にもありましたように、苓北町の本気度が問われるというようなこともございますので、これは町としてもですね、やはり基幹産業であります苓北町の農林水産業、畜産業を守るために精いっぱい頑張っ
てまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 町長答弁にもありましたように、やはり価格の転嫁については、時間がかかるという認識はされていらっしゃるようで、私もそう思いますので、もう1つはですね、農畜産物の価格安定制度の基準額の見直しをですね、価格転嫁ができるまででいいので、農畜産物のそういった安定制度の基準額の見直しを、やはり私はまだまだ進めていってまいりたいと思います。その点どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましても、やはり制度がですね、実働に移るまでは、こういった今の補助制度をですね、拡充していくということが必要だと思います。田崎議員おっしゃいました指定野菜価格安定対策事業、そういった基準額の見直し、また、畜産業については肉用子牛の生産者補給金制度、この発動基準額の見直し、そういった部分を含めてですね、町としても要望を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。この制度はですね、国と県との事業で進められていると聞いております。それで、国にはこの前要望しましたけれども、県にも要望ですね、陳情をされて、そして県のほうからも国のほうにお願いच्छゅうか、実情をですね、訴えていただけるようにしてもらってるとは思いますけど、町長の考えをお伺いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 農業につきましてもはですね、新しくなられた木村知事もですね、「食のみやこ熊本県」というようなことで10月1日付でですね、新たな組織を作られるということで、今回の県議会にも提案をされるようでもありますけども、やはり熊本県は農業県でありますので、やはり農業の振興というのは一番大事に考えておられるかと思
います。県におかれても、知事のほうでですね、おでかけ知事室でありますとか、それから、各市町村を持ち回ってですね、知事が意見交換をされる場が提供されますので、そういった場も活用しながら、熊本県に対してもまずですね、町としての状況をお話しした中で、提案、意見の要望を行ってまいりたいというふうに考えているところでござ

います。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 知事室が出てくると、出前知事室ですかね。そのような制度がありますけれども、それを待つてなくてですよ、やはり町からもう出向いて行って、こういう実情だからこの制度をぜひ見直して、やはり農家のためにしてもらいたいというようなことをお願いできないでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） それは当然、町としての要望はですね、行ってまいります。ただ、やはり地元の農業者の声とかそういったものをですね、直接聞いてもらうのも一番効果があるのかなというふうに思いましたので、先程お答えをしたところでございます。ぜひですね、苓北町においでの際には、議員の皆さんも含めて多くの皆様に参加をいただいて、知事に直接訴えていただければというふうに思っております。それが私たち町執行部にとっても大きな力になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） それなら苓北町はいつ頃来られるか、予定は立っておりますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今ですね、調整中なんですけど、来年の2月にですね、苓北町で意見交換会を行うという予定で計画をしております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがたいことですがけれども、やはりそれでは時間がですね、遅いと思います。ですから、やはり予算編成前とかですね、そういった時期にぜひですね、この前の東京陳情じゃありませんけれども、農業団体とかいろんな漁業関係とか、いろんな方と一緒に、ぜひそういったことをやっていただきたいというような強い要望を県にされる考えはございませんか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程も申しましたように、当然町としての要望はですね、早めに行ってまいります。その際には農業団体とかですね、そういった部分を、漁業組合とか含めてですね、どういったメンバーで行くのかは検討させていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） よろしく願いいたします。その価格転嫁がですね、達成するまでは、本当に先程町長言われましたけれども、町の財政も本当に厳しい中でもあります。国県の補助の利用しながら、町長の答弁にもありましたが、今までの補助制度をまた、より充実させて、これ以上もう廃業者が出ないようなですね、予算措置をしていたらと思っておりますが、先程答えられたのもういいですけど、決意はですね。その件

に対してですね、やはりこの制度がですね、確立すれば、やっぱり今までのですね、補助分ぐらいは取り返せると思いますので、十分にですね、やはり廃業が出ないようにですね、予算措置をしていただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 答弁要りますか。お願いですね。

町長。

○町長（山崎秀典君） 状況は十分に理解しておりますので、来年度の予算編成に向けて、そこをですね、念頭にしながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。よろしく願いしときます。

次に、スポーツを活用して交流人口を拡大することは、町長言われるように、地域の活性化にとって本当に有効な手段の1つだと思っております。

そこで再度お尋ねしますが、町内の宿泊数は、4月から8月ですね、384名という答弁がなされておりますけども、宿泊施設が不足、天草市に宿泊されたとの実情を把握されていたのかどうかですね、再度お尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 町外に宿泊された方については、サッカーチームの方から、すいません、質問いただいた後に聞き取りをさせていただきました。議員ご指摘のとおりですね、天草市内に泊まられているチームもありますし、県内だと日帰りとかですね、できる部分ありますので、そういった対応もなされているようです。天草市に泊まられたチームを、4月の大会ではですね、天草市が2チーム。8月の町長杯では、天草市、上天草市含めて4チーム。それと7月のイルカカップでは10チームぐらいありますので、苓北以外も残念ながら泊まられている実情はあります。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 大変こうもったいないと思いますけれども、やはり宿泊施設が不足しないということですかね。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 宿泊につきましては、合宿関係はどうしてもやはり、先程答弁にありましたように、公共施設の利用が多いかと思えます。コミュニティセンター、老人福祉センター、それと地区の大きな公民館ですね。こういったところを利用される傾向がありますので、数も限られてはくるのかなと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ほかにそういった施設を開拓しながらですね、宿泊人数を増やすという考えはございませんか。そういった宿泊施設をですよ、拡充ちゅうか、拡大しながらですよ。結局足りないから、よそにですね、宿泊されたということだと思えます

けれども、その辺の考えはどうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 宿泊施設の確保についてはですね、以前の田嶋町長の時代からの大きな課題でございまして、今現在もですね、そういったホテルでありますとか、旅館の事業者の誘致に向けて、町としてもですね、いろいろな方面にご相談をしながら進めておりまして、今現在はですね、案件としては4件ぐらいお願いをしているところがありますけども、なかなかまだまだこの場で発表できるようなところまで進んでおりませんが、いずれにしましても、そういったスポーツ合宿でありますとか、シニア世代向けの旅館の確保とか、そういった部分もいろんな各層がですね、この天草苓北に訪れられて、苓北の自然、文化、そういったものを堪能していただけるような宿泊施設、そういったものがないかというような形の中です、ご相談を続けている状況でございます。大きな進展がありましたなら、議会のほうにもご報告をしてみたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋稔君。

○6番（田嶋 稔君） 今町長言われましたように、苓北町は本当にこう話を聞きますと、人気があるそうですね。合宿とか、そういった練習に来るのにですね。非常に何か知りませんが、非常に人気で、苓北に行きたい苓北に行きたいというチームが多いと聞いております。そういった中でそういう状況ですので、お尋ねをしたわけですが、今町長がそういうふうですね、進めておられるということで、ぜひ実現できればと思っております。これスポーツ関係者のですね、考え方の1つとして、多くのチームを苓北に誘致して、そのチームの中の人何人かがですね、またその指導者となって、苓北町に来ていただきたいと、そういうふうになるようにということで、今の若い世代の人たちは考えて、苓北に来てくれ苓北に来てくれ、と言ってるように聞いております。そういった若者の皆さんとかスポーツ関係の皆さんとも、1回ないし、お話し合いをですね、持たれて、やはりいろんな良いアイデアを持っておられます、若い人は。そういったことを聞きながら、参考にされてですね、今後、スポーツの人口拡大にですね、苓北町にも。隣の天草市が一生懸命誘致に力を入れて、もう昨年度の2倍ぐらい、3倍ぐらいのですね、経済効果もあると聞いております。そこまでいかななくてもですね、やはり苓北町に来て、苓北町に泊まりたいと言われる方は、やっぱり泊まれるようにしていただければと思っております。どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 私もですね、やっぱりスポーツ交流を通じた地域の活性化ということですね、これは大変素晴らしいことだと思っております。せんだってシニアサッカー大会をしましたが、その折にもですね、熊本県のサッカー協会の方からも名

誉会長さん、それから会長さんもおいでいただきました。そういった中で、やはり苓北はこのサッカー、そのときはサッカーの大会でしたので、サッカーの件について言われたんですけども、やはり先程言いましたように、天然芝のグラウンドがこういったことであるというようなことの中です、そこはすばらしい環境であるということもおっしゃっていただきましたので、そういった指導者の方とかそれぞれの団体です、競技の役員の皆様、そういった皆様にもお話をしながら、苓北町への合宿誘致をさらに進めていければというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで田崎稔君の一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

通告8番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 議員ナンバー1番、田嶋健司が一般質問を行いたいと思います。

まず、通告どおり2点について質問をしたいと思います。

まず第1点、ごみ焼却場建設計画についての提案。もう1点が、町有機材利用の提案について。以上2点について質問したいと思います。

まず、新ごみ焼却場建設計画についての提案。

現在、天草圏域（天草市、上天草市、苓北町）では年間約3万5,000トンの一般廃棄物が排出されています。その処理に年間約18億円のごみ処理経費が支出されています。それぞれの施設は、運転開始から20年以上が経過し、施設の維持経費が増加傾向であるため、2010年11月に第2次天草広域連合広域計画で、圏域の既存のごみ処理施設の統廃合が決議され、2012年ごみ処理基本計画策定、2014年3月に施設整備基本計画が策定されています。その後、建設候補地の変更等で「ごみ処理基本計画」の見直しが行われ、処理残渣等の資源化を前提とした最終処分量の最小化を目指し、天草広域連合中村前連合長が示された、天草に最終処分場を造らず、灰などは圏域外にて安定的に資源化処理を行うという方針に基づき、「新ごみ処理施設整備計画」が2019年8月に策定されています。その後、「新ごみ処理施設整備計画」に沿い、総合評価一般競争入札が行われ、建設工事請負契約、焼却灰等資源化業務委託契約、不燃残渣

等処分業務委託契約等を含む基本契約を、368億5,000万円で、川崎技研グループ（10社）と2023年6月13日に締結されています。しかし、焼却灰を人口砂に資源化する事業を担うそのうちの1社は、新工場建設予定地の福山市から「地域外一般廃棄物受け入れを承諾しない」と伝えられ、福山新工場での業務履行が不可能であったにもかかわらず、建設計画が順調であると虚偽の説明をしたことで、焼却灰等資源化業務委託契約を解除され、DBO方式による一体的な契約により、全ての契約が2024年6月20日に解除されました。このことにより、「新ごみ処理設備整備計画」は3年程度延長することになったものです。

今回の契約において、焼却灰等の資源化と最終処分場を圏域外で確保することが大きなネックになり、建設、運営、焼却灰等資源化をDBO方式で一体的な契約にしたことで、入札参加業者が激減し、結果、入札競争が行われなかった原因となったのではないのでしょうか。天草広域連合の副連合長としてのお考えをお伺いします。

また、先程の新ごみ処理施設整備の契約解除の原因にもなった、焼却灰等資源化業務受託ですが、我が苓北町の工業団地に誘致企業として、2004年から始業しておられます、焼却灰資源化の技術と施設を持った企業が既にあります。現在休止されていますが、十分利用可能な状況にあると思われれます。さらに、使用されていない工業団地に、マテリアルリサイクル施設の企業の誘致をしてみたいかがでしょうか。圏域外の土地に新たに土地を確保し、施設を建設する費用と、遠方まで運び出す運送費の2つの予算を大幅に削減することが望めるのではないのでしょうか。「新ごみ処理施設整備計画」に、提案してみたいかがでしょうか。

最後に、自分たちで出したゴミは、自分たちの地域で処理するのが大原則ではないのでしょうか。最終処分場も、天草島内で検討していかなければならない課題ではないのでしょうか。

山崎町長のお考えをお伺いします。

2点目、町有機材利用の提案について。

苓北町総合センターの体育館1階ロビーに、1年近く放置されている大型冷風機が10台あります。そのうちの1台は使用されている形跡はありますが、残りの9台は梱包されたままの状態です。聞くところによると、災害時の避難所での利用を目的に購入されているものと伺いました。災害時の避難所での利用を目的としているのであれば、災害が起きる前に避難所で保管しておくべきではないのでしょうか。

また、そのほかにも小型のスポットクーラーが多数ありますが、体育館内にあるコンセントを複数台で使用した場合、コンセントのブレーカーが飛びます。大型冷風機を使用するのであれば、さらに電圧が不足する恐れがあります。避難所には、体育館や施設が選定されているとは思いますが、各避難所の電圧の確認や、停電時の電源確保等は確

認されているのでしょうか。

次に、体育館を使用する大会や団体の大型冷風機の利用はできないのでしょうか。制約や規定はあるのでしょうか。10台もあるのであれば、3台ぐらいは運用してもよいのではないのでしょうか。近年、夏季は連日、熱中症警戒アラートが発表され、体育館内の気温は尋常ではなく、熱中症の危険性が高まります。熱中症のリスクの軽減のためにも、宝の持ち腐れにしないためにも、大型冷風機をもっと活用すべきだと思います。

山崎町長のお考えをお伺いします。

以上で質問を終わります。自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田嶋議員のご提案・ご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、新ごみ処理場建設計画についてのご提案の1点目の、DBO方式による契約に伴う焼却灰等の資源化がネックとなって、入札競争が正しく行われなかったことが契約解除の原因となったのではないかと、とのご質問でございました。

新ごみ処理施設の事業方式につきましては、天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業等選定委員会で協議が行われ、天草広域連合が想定する事業スキームについて考慮した結果、公設公営方式、公設＋長期包括運營業務委託方式、公設民営方式（DBO方式）、それから民設民営方式（PFI方式）の4方式の中から、1点目に、法制度上の制約や課題がないかどうか。2点目に、定性的な効果が見込まれるかどうか。3点目に、複数の民間業者の参画があるかどうか。4点目に、財政負担の軽減ができるかどうか。などの視点によりまして、委員会のほうで検討の結果、DBO方式が選定をされたところでございます。

なお、入札手続き等につきましては、適正に行われたものと考えておりますけれども、全国的にこういった施設の老朽化に伴う設備更新が計画される中で、特に将来にわたって長期的に焼却灰等の資源化施設を確保していく事柄については、今回の状況を鑑みてみれば、今後も厳しいのではないかと考えているところであります。

次に、2点目の焼却灰の資源化の技術と施設を持った企業の活用と、新たな企業の誘致についてであります。田嶋議員のお考えの企業に伺いましたところ、現在は石炭灰に限り許可を得ており、ごみ処理後の焼却灰は搬入の都度その種類が変化するため、リサイクルは不可能でコストもかかるだろうということでありました。なお、産業廃棄物中間処理施設としてなら今の施設で可能であります。その処理灰はあくまで最終処分の扱いとなり、新たな許可が必要であるとのことでございます。

広域連合におきまして、再度新たな施設整備構想を議論していく中で、これらの情報はお伝えをしていきたいと考えております。

また、天草島内での最終処分場の確保についても、今回の結果を踏まえ、天草広域連

合の中でも大きな課題として取り上げられると認識をしているところでございます。

次に、2項目目の町有機材利用の提案についてでございましたが、1点目の、苓北町総合センター体育館1階ロビーの大型冷風機10台についてであります。災害時における体育センターでの使用を想定をしておきまして、避難所となる体育センターで保管をしております。これらの機材につきましては、体育センターで試験運転を行い、運転確認と十分な冷房効果が得られたことを確認をいたしております。

なお、ほかの避難所におきましては、それぞれ移動式の小型スポットクーラーを必要台数配備をしているところであります。

また、苓北中学校体育館で移動式小型スポットクーラーを複数台使用された折に、ブレーカーが落ちて使用できなかったとのことであります。それぞれの機種の使用時の電流がございまして、大型冷風機が7.5アンペアに対しまして、移動式の小型スポットクーラーは、約10アンペアが必要だということでもあります。また始動時の電流は約40アンペアとなっております。移動式小型クーラーの方が冷やす能力が高いため、消費電力も多くなっておりますので、ブレーカーが落ちたということは、そのような要因もあったのではないかとこのように考えているところであります。

また、避難所の中には平時から常時小型クーラーを保管できない施設もあるため、これらの箇所につきましては、移動式小型スポットクーラーについて、災害時に必要に応じてその避難所に配置を行い、対応することとしております。

次に、2点目の、各避難所施設の電圧の確認でありますけれども、電圧の確認は行っておりませんが、使用するコンセントの場所ごとに分電盤により使用できる電圧が異なりますので、移動式小型スポットクーラーを含めて、改めて施設ごとに使用確認を行いたいと思っております。

また、各避難所停電時の電源確保の手段といたしましては、移動式発電機を確保し、避難所開設時には発電機と燃料を配備し、停電時に備えた対応を現在行っているところであります。

先月末に発生をしました台風10号接近に備えて各避難所を開設した折に、坂瀬川地区の一部が長時間の停電となりました。この結果、避難所である坂瀬川公民館も停電となりましたけれども、先程申しました、配備していた発電機を起動し、その電源から移動式小型スポットクーラーに接続して、避難所対応・運営を行ったところであります。

今後の防災対策として、災害で停電が長引いた場合の非常用電源を安定的に確保するため、ポータブル蓄電池等の購入整備も含め、さらに災害に備えた防災対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、体育館を使用する大会や団体の大型冷風機の活用につきましては、施設の電圧の確認を踏まえて、利用は可能でございます。課題としては、指定管理施設

にあります。大型冷風機の使用に伴い、それ相応の電気料金が発生をします。電気料金の取扱いについて、冷房料相当の使用料を利用者に別途負担していただくのかどうか、これは教育委員会と指定管理事業者とで協議を行い、利用団体、利用目的等も含めた規程等の整理を行っていただきたいと考えております。

なお、各小学校体育館へは、児童・生徒や町民等への施設開放時の熱中症対策として、移動式小型スポットクーラーを配置するように指示し、本年6月18日に2台ずつを既に配置をしているところでございます。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） まず1点目のですね、新ごみ焼却場建設計画についてはですね、私もちょっと事の問題が大きくてですね、天草全体のことでありますので、この町議会で一般質問するのもどうかと思いましたが、若干関連いたします提案もありましたので、この場を借りて質問したところです。

まずですね、私が思うのは、全体的な建設費ですね。368億円余りのですね建設費がかかって、全部の経費がかかるわけですが、この中でですね、分業して焼却炉だけとかですね、ごみの焼却灰の資源化とか、そういうのと運搬、経営等をですね、分けて考えた場合ですね、よその企業の焼却場の建設はですね、他社の入札があつてですね、大体入札価格の80%程度でですね、決まっていますが、今回ですね、天草のほうでは1者のみで99%という費用がかかっていてですね、10%ぐらいですね、差が生まれるんですけど、この10%っていうのはやっぱり370億ぐらいの中の10%で言えばですね、37億円と多額の費用差が生まれるわけで、やっぱりそれは町民のですね、税金で賄うことになりますので、やっぱりそこは一般競争入札が盛んに行われることが重要だと思っています。

ここでですね、山崎町長の方からですね、入札に対してですね、最終的には1者しかできなかったことについて、何か見解があつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程お答えをいたしたところでありますけども、まず施設ですね、整備の方式としましては、今回はDBO方式ということで、公設民営方式がとられました。これにつきましては、建設から運営までを一貫して事業者の方をお願いしていくというようなことの中で、国内の状況につきましてもですね、現在のところDBO方式が多くなっているという状況ではございました。ただ、そういった中でですね、先程申しましたように、全国的にこういった施設の老朽化が進みまして、多くの自治体はその時期を迎えておまして、こういったこともありましてですね、やはり、今回の天草地域のごみ処理施設に対して、入札参加者が少なかったという状況も考えられるかと

思います。

それと併せまして、先程も回答しましたように、今回は長期的な資源化施設、資源のリサイクル、資源化施設のほうもですね、このDBO方式の中に組み込んでおりましたので、やはりその点が1番のネックになったのではないかというふうに考えておりました、現実のところですね、当初20年で資源化を行っていくということの中から、協議の中で5年間に短縮されたということがありますので、今後ですね、新たな施設整備計画を立てていく中においては、やはりこの資源化の部分をどうしていくかということは大きな課題になるかというふうに思っているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私もそう思いましてですね、今回ちょっと載せています。我が荅北町にもそういう技術と、誘致した企業と団地の方がですね、あります。それをですね、利活用して。新しくよそに建ててですね、何十億もかけて建てるよりも、既存の施設をですね、再利用するっていう提案をちょっと選択肢の1つとしてですね、考慮していただけないかと思って提案しました。どうお考えでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） これも先程お答えしましたけど、今の事業者の場合だとですね、リサイクルは不可能でコストもかかるということでもありますけども、産業廃棄物の中間処理施設としてなら、今の設備で可能ではあるということでもありますけども、ただ先程言いましたように、処理灰はあくまでも最終処分の扱いになるということですので、そういったことからすると、今度は最終処分をどうするんだという課題も出てくるかと思えます。そういったところも含めてですね、現在町内の事業者として、こういう事業者がおられるということは、広域連合の新たな設備構想を議論していく中で、情報はお伝えしていきたいというふうに先程回答したとおりでございますけども、お伝えをしていき、こういった施設が活用できるのかどうか、これは広域連合の方でもですね、議論をしていただきたいなというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） そのほかにですね、マテリアルリサイクル施設とかですね、また作るような計画だったんですけど、そちらのほうもですね、関連して一緒の場所、若干工業団地の方がですね、1箇所空いてますんで、そういうところにですね、誘致して、誘致企業として、町ですね、雇用確保とかですね、そういうのに役立てていくお考えはありませんか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今のところはですね、この新たな施設の整備構想がどうなるかということもありますので、そういった状況を見極めながら判断をしていく必要がある

んだらうと思います。とにかくですね、今新聞報道でもご承知のとおり、この事業の推進状況が今止まっている状態ですので、これを何とかしてですね、やはり1日でも早く新たな施設整備に向けて進めていく方向で、広域連合としても取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、その点を優先しながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 先程町長の話にもありましたようにですね、8月26日に開かれてですね、天草広域連合議会ですね。契約解除を巡り、損害賠償請求権の放棄と和解を進める議案と、新ごみ処理施設の今後の計画に関わる費用を盛り込んだ、今年度一般会計補正予算案もですね、ちょっと否決されたという事案がありますので、なかなか厳しいと思いますが、広域連合議会内ですね、混乱がですね、今後の新ごみ処理施設の今後の計画にですね、大きく影響してしまうのではないかと懸念していますが、良ければ、若干ですね、先程のお答えと重複するかもしれませんが、どういう見込みなのか、若干分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 本日この後の全員協議会でもですね、今の状況をお話ししたいと思っておりますけども、今のところはですね、今田嶋議員おっしゃいましたように、せんだっての広域連合議会の中で、権利の放棄、和解についての議案が賛成少数で否決をされております。

まずはですね、やはり今の広域連合の議員の皆様にも、広域連合としてのこの判断に至った経過等をですね、何度かですね、お話をしてるんですけども、なかなかご理解をいただけないという点があります。ただですね、やはりこれは理解をしていただいた中で可決をいただいて、新たな施設整備に向けていかなければならないというふうに思っておりますので、そういったところで連合としてもですね、2市1町それぞれ連携を深めながら、取り組みを進めていければというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） このですね、計画の大きな遅延に繋がるのではとですね、本当に危惧しています。

この新ごみ処理施設の問題はですね、天草島民の生活においてですね、大変重要な事案です。島民の生活にですね、支障を来さないようにですね、天草広域連合議会の正常化等、島民にとって一番良い新ごみ処理施設ができることを願います。

またですね、苓北町にもできることってというのがですね、町民が納得するようなことができればいいんじゃないかと思って、こういうことを提案しました。1つ目の質問はこれで終わりたいと思っております。

2点目。コミュニティセンター内にあるですね、冷風機の使用の件に関して質問いたします。

まず今回ですね、台風10号で停電等あって、使用がされましたかっていうのをまず1点、お伺いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 先程町長が答弁しましたとおり、坂瀬川地区において停電が発生しましたので、そこは発電機から利用しました。体育館については、今回コミュニティセンターの体育センターについては開放しておりませんので、それ以外のところについては、冷房装置がありますので、そちらのほうで避難所の運営を行っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） コミュニティセンターでですね、10台使用に対してですね、電気の負荷とかは問題なかったのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 10台稼働しまして、全部電源が落ちないというふうなところの確認を行っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） まずですね、コミセンに10台っていうのがですね、必要なかっていうのがあります。ほかにですね、都呂々体育館の使用、坂瀬川体育館とかですね、避難場所で使うところの使用は考えておられないのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 大型冷風機につきましては、先程答弁のとおり、苓北町体育センターの方で利用しています。小型冷風機、いわゆるスポットクーラーにつきましては45台別途購入しておりますので、そこにつきましては、苓北町体育センター以外のところで、先程申しました坂瀬川公民館も含めてですね、緊急時、非常時に使用すると。移動を、持ち運びをしなければなりませんので、そのようなところでの対応を考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 10台が本当にですね、コミセンのほうで必要なかっていうのがありまして、若干、保管するところがですね、かかりますので、ほかの体育館に分散させてもいいんじゃないかって思いで提案しています。

また、体育館はですね、スポーツ等ですね、子どもたちが利用するんですけど、利用規約とかですね、使用しても大丈夫って言われているんですけど、利用規約の方がですね、ちゃんと定まっていないので、本当にですね、利用規約の早期整理と運営を行っていただきたいと思っています。

なおですね、今回ですね、今週末と来週にかけてですね、総合グラウンドのグラウンド内ですね、大きな大会、県民体育大会が行われるんですけど、その際にですね、この前台風であって使用されたということなのであれなんですけど、こういう議案を提出したときにはですね、県民体育祭があるときに、体育館を暑さの避暑地としての使用を検討して、運営状況とかですね稼働状況を実証してみてもとの思いで提案したところがあります。今回若干使用してみるっていうお考えはありませんか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 原則としまして、あくまでも防災用ということで総務課のほうで購入をさせていただいております。災害に備えると。そのあと、町長の方からありましたように、学校のほうでもそのような活用ですね、あといろんな団体であったりとか、そのようなところでも、せっかく購入しておりますので、その辺については利活用については、利用規約等については、教育委員会が主管課になると思いますけれども、その辺のところ一緒になってですね、利用規約等の整理について、貸出し等については、整理を行いたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） せっかくですね、良いものがたくさんありますので、やっぱり利用していかないと宝の持ち腐れになってですね、大変もったいないのでですね、どんどん利用をしていただいて、活用していただきたいと思います。お願いします。以上で終わり。

○議長（野崎幸洋君） これで田嶋健司君の一般質問を終わります。

次に、通告9番、松本良人君。

○4番（松本良人君） 通告9番、4番議員、松本良人です。

通告に基づき、質問をいたします。

まず1点目、苓北町公共工事の在り方についてお尋ねをいたします。

苓北においては、少子高齢化を迎え、高齢化率45%を超え、財政厳しい中の様々な事業が進められ、かなり厳しい苓北町の将来性を想像いたしますが、今後の本町の公共工事の在り方についてお尋ねをいたします。

苓北町におきましては、地域防災事業等についてはかなりの力が入れられています。しかしながら、大半が国からの借入金による、いわば起債です。

町民の願いは、安心して住める町を作っていただくのが最良の望みと思っておりますが、併せて将来、子どもや孫たちに負担が伴わないまちづくりを大きく願っています。

まず1点目ですが、公共工事には金をかけるときりがありません。これまで、目下起債、借金ですが、起債頼りのまちづくりでありましたが、今後、町長、副町長、行政経験をフルに活かし、国庫補助金、県補助金の活用したまちづくりを切にお願いをいたし

ます。

また、町内には公共工事を主な仕事として頑張っておられる、様々な業者の方々がおいでです。この中で、土木、建設業などの自営業者は、現在その運営に必死で頑張っておられますが、仕事がないために廃業した自営業者や、廃業を考慮しながら継続している自営業者もあります。

これまで芥北町は、この中小企業、建設業を初めとした様々な業者の方々により、町内経済が大きく支えられてきています。

この公共工事を大きく活用する施策として、私は次のことを提案いたします。

ここ20～30年の間に、町道、町河川は荒れ果て、町管理施設の管理体制の見直しが必要と思われませんが、異常気象等に対応するために、災害復旧関係の国庫負担法があるのは周知しておられると思いますが、この法の活用が2～3年前からはいづらか活用されてきたものの、充分と言えません。

2番目です。町道、町河川、漁港、港湾、海岸保全の管理体制を強化され、特に災害発生時や災害発生後の見回りを強化され、災害箇所 の把握、危険箇所 の点検を重点的に実施され、災害復旧工事等の積極的な取り組みにより、中、小建設業者の活用を図り、町内経済の活性化に力を入れていただくことを切にお願いします。

3番目です。聞くところによると、老舗の建設業者がおやめになるのではないかとの噂もあります。町では、かなりの予算を投入され、企業の誘致に力を入れられています。町内既存企業への育成、支援等どのようにお考えでしょうか。

まず、以上3点についてお尋ねします。

続きまして、大きな2番。津波、高潮対策についてお尋ねをします。

東日本大震災から12年、マグニチュード9.8。死者1万5,900人、行方不明者2,526人。津波による膨大な被害をもたらしたことについては、記憶に新しいことですが、2024年8月8日、日向灘を震源としたマグニチュード7.1、震度6弱、宮崎県沖、日向灘を震源とした地震は、これまでに8月20日現在24回発生しています。この地震は、大きな被害をもたらすであろうと言われている南海トラフが原因ではないかと言われています。地震気象庁によると、「巨大地震注意の呼びかけ」が行われたものの、15日一旦解除されましたが、茨城県北部において8月19日、0時48分、マグニチュード4.7、震度4。0時50分、マグニチュード5.1、震度5が発生し、再度南海トラフ地震の可能性が示唆されています。このような中において、7月24日、1時5分、天草灘を震源としたマグニチュード3.3、震度2の地震が目先で発生しています。ご存じでしょうか。震源地は富岡半島沖合であると言われています。

地震は断層のずれによって起こると言われ、この断層のずれが海底で起こった場合、津波が発生し、陸域に押し寄せ、大きな被害が起こることとはご承知のとおりです。

東日本大震災を機に、地震と津波の対策については、多額の国家予算が投入され、ここ天草においても、建設海岸、国県道のパラペットの高潮、津波対策等、海岸線にはほぼ完了しているように見受けられます。

しかしながら一方で、河川の下流域の護岸は、海岸線を保護している護岸や防潮壁より遥かに低いところがたくさんあります。一言で言うと、高潮や津波で国県道や海岸線が守られても、河川の下流部の河川護岸が低いと、潮が河口から陸域に流入する恐れがあります。

このことから、苓北町町内において、海岸線が完璧に守られても、河川の下流域に人家が密集している集落がたくさんある中で、安全がキープされているところは数少ない状況です。

津波に巻き込まれた場合、津波浸水30センチメートル以上で死亡者が発生し、1メートルの津波に巻き込まれると、死亡率はほぼ100%とされています。

町河川三会川を例にとりますと、三会川の下流域は志岐側に紺屋町、明神山地区の集落が密集しており、低地が多く、一旦津波の発生、台風等高潮と豪雨が重なった場合は、甚大なる被害が予想されます。富岡側の八区、出来町区も、遊水を兼ねて作られたと思われる新地が満水した場合は、当然、宅地への被害が及びます。

本町には、志岐川をはじめとした県管理河川、三会川をはじめとした数々の町河川があります。

一例を挙げましたが、町内河川のほとんどが、先に申し上げました三会川に類似していますが、河川護岸の計画高に津波、高潮の潮位は想定されていません。

特に都呂々港の港湾物揚場と、町道宮橋線及び町管理臨港道路への入り口は、大潮の満水時には、物揚場まで水位が上がり、その塩水が陸域までに達し、町道宮橋線、町管理臨港道路の起点部は浸水し、通行を妨げます。

このことから、波の影響を大きく受けるため、木材によるさぶたで防潮対策がとられていますが、津波等緊急時の際には間に合わないと思われます。また、かなり大きな木材で、1人では動かせない材料ですが、波力によって持ち上げられ、陸域に打ち上げられて効果がなかったときもたびたび見受けられます。この背後には、都呂々財産区有地があり、この地が株式会社レノバとの賃借契約により、事務所と整備工場が現在建築中です。

土地貸借料を徴収している以上、貸主として万全なる対策が求められると思います。もちろん、都呂々川の護岸も町内河川と同じく、国道389号の護岸よりもはるかに低く、避難所として利用されている都呂々小、中学校の体育館も危険性が高いことは言うまでもありません。

早急な対策が必要であると思われますが、今後の対策、対応をお尋ねをします。以上、

質問いたしますが、回答次第では自席において一問一答により再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） ここで一般質問の途中ですが、昼食のために1時まで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前11時56分
再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは、若干時間前ではございますが、一般質問を再開いたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の「荅北町公共工事の在り方について」であります。1点目の「今後の公共工事において、国庫補助、県補助のさらなる活用を」とのご意見でございます。これまでの町における公共工事の考え方といたしましては、事業を行う際は、計画段階でそれぞれの工事の必要性、緊急性等を十分吟味し、やらなければならない事業であると判断したものにつきましては、まず補助対象となる国県の補助事業があるかどうかを調べ、あればその事業申請を行い、採択を受け、事業を実施してきているところでございます。

次に、国県の補助事業で該当するものがない場合には、起債の活用を検討しております。その際は、充当率及び交付税措置率等を十分勘案し、有利な起債を選定をすることといたしております。そして、どうしても対象となる補助事業、また起債もないときには、町単独にて事業を実施するという考えのもと、事業を行っているところでございます。

今後もこの考え方を基に、議員からのご意見もありましたように、国県の補助事業を最優先に、財源の確保を図りながら事業の推進にあたってまいりたいと考えております。

次に、2点目の「災害復旧工事等の積極的な取り組みにより、町内事業者の活用を図り、町内経済の活性化を」とのご意見でございました。

現在、町では、町道、河川等の日常的なパトロールに加え、台風通過後や暴風雨後には、町管理施設の全体的な見回りを行うとともに、住民の皆様方からの情報も合わせながら、災害箇所の手早い把握及び、早期復旧に努めているところでございます。議員のご意見も踏まえ、今後はさらにより一層のパトロール、見回りに注力し、災害箇所の発見・把握の精度を高め、速やかに災害復旧工事に繋げていけるように努力をまいります。

次に、3点目の「町内企業の育成、支援について」であります。全国的に、建設業における就業者数は年々減少傾向にございまして、また就業者の高齢化も進行しております。若い方の就業者の確保・育成が喫緊の課題であると認識をいたしております。

そこで、町といたしましては、就業者の処遇改善及び働き方改革を推進するため、平成31年4月からは、週休2日を見込んだ標準工期の採用、令和5年7月からは電子入札システムの導入を実施しております。

また、今後の取り組みといたしまして、「電子納品」の導入を目指しております。現在、その体制づくりに向けて準備を行っているところでございます。先程お話ししました、災害復旧対象箇所の見回り強化を行い、災害復旧事業等の採択が可能な箇所の施工を図りながら、今後も引き続き、苓北町の土木・建設業者の育成、支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目目の「津波、高潮対策について」であります。まず、河川堤防及び海岸保全堤防の護岸高につきましては、それぞれ国が定める「河川管理施設等構造令」及び「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」により設定されておりますが、両者に違いが生じますのは、1つは波の高さであります。波浪は、海岸線では大きいですが、河口から河川奥部に侵入するに従って、波高が小さくなるため、河川の奥部では、海岸線より天端高が低くなります。

また、海岸護岸に用いられている「熊本県海岸施設海岸外力設定マニュアル」における高潮潮位と、多くの河川護岸に用いられております「港湾台帳・漁港台帳の高潮潮位」に差異がございまして、これも河川堤防の高さが、海岸保全堤防より低くなっている要因の1つとなっております。

また、津波に対しましては河川護岸、海岸護岸ともに、省令や設計基準には、「天端高の算定に、津波を考慮する」と記載されてはおりますが、その外力の設定が県内で標準化されていないことなどから、従来、津波から防護する設計は行われておりませんでした。

また、対策を行うには莫大な費用が必要でありまして、現在は「指定緊急避難場所などの高台に避難し、まずは人命を守る」という、ソフト対策と併用されているのが現状でございます。

また、議員ご指摘の町道宮橋線終点、都呂々港物揚場入口の「さぶた」につきましては、津波、高潮対策の観点から、現在は管理上必要なときだけ開けることとしておりまして、基本的には常時閉めた状態としております。

また、水位が上がった際に波の浮力によりさぶたの板が浮いてしまうことを防ぐための応急的な処置として、近日中に、さぶた上部の両サイドに、楔を設置する予定といたしております。なお、今後につきましては、恒久的な形で入口を塞ぐことを考えており

まして、その工法や財源の確保、また、塞いだ後の人や車両の通行をどうするかも含め、現在、検討を行っているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） それでは1番目の公共工事の在り方について再質問させていただきます。

本町の工事の在り方については、これまで町の公共工事において工事の必要性、緊急性を十分吟味し、国県の採択、ない場合は有利な起債を活用し、事業を行ってきたということですが、私にはこれまでそうだったのかなというような疑問視をしているところですが、今後新町長におかれましては、この考えを基に事業にあたっていくということでございますので、安心しております。特に、失業、本町の中小の土木業者を支えるには災害復旧が必要ですので、災害復旧工事を十分にですね、活用いたしまして、していただきたいと思っております。また、荅北町には素晴らしい振興計画が作成されております。振興計画に基づき、まちづくりを推し進めていただきたいと願うところでございます。

ここでお尋ねをいたします。今回台風10号が日本列島を横断し、各地に甚大な被害をもたらしました。本町における河川、道路、海岸、農地等の被害状況を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 先日の台風10号ですね、8月29日から30日にかけての台風の被害ですけれども、道路、それから河川、海岸においてはですね、雨は確かに降ったんですけれども、風がそれ以上にですね、強かったということがありまして、土砂崩れ等の被害は確認をしておりませんで、その代わりに倒木、木が道路に倒れてきて、通行に支障をきたすというような状況の、倒木被害の方が9件町道のほうですね、9件あっておりまして、そのうち6件は、町の職員の方で処理をいたしたんですけども、3本は非常に木が大きくて、職員での処理ができませんでしたので、土木業者さんをお願いをしてですね、処理をしていただいております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 災害復旧事業の採択にはですね、雨量、あるいは風、一定の基準があると言われますが、今回の台風はその基準に達しますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 災害復旧事業のですね、採択の基準が、雨量でいきますと、最大24時間雨量が80ミリ以上、それから時間雨量が20ミリ以上ということになっておりまして、今回の台風については、29日、1日を見てもみますと、時間雨量

ですね、時間雨量の最大が26ミリ。20ミリを超えております。次の30日は、時間雨量は20ミリを超えてなかったんですけども、1日の24時間の雨量が92ミリとになっておりまして、災害復旧工事に該当する条件は満たしております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これは今までかなり積み残してある部分があるんじゃないかなろうかと思えますね。今まで災害が少なかったからですね。

この際、そのままなら本来は出せませんが、公的にも言われませんが、ちょっと・・・したとかなんかならば提案できると思いますので、ぜひですね、今まで提案されてなかったところいっぱいあると思います。私は通っておいて、これ全部よかもねっっちゃうごたつがありますので、ぜひですね、早めに災害報告なんか出していただいて、そして目論見書を出していただいて、災害の復旧工事に取り組んでいただきたいなと思っております。

この工事がですね、地域の町の活性化に大いに繋がるものと思っておりますので、ぜひですね、活用をお願いします。私がなぜこれを言いますかということですね、過去のですね、事例を2、3ここでご紹介をします。

1点目がですね、このことは数年前起こったことですが、もしかして町長、副町長は総務課長経験でられるので、防災担当としてご存じかもしれませんが、町河川狸河内線の路側が決壊し、民家に被害を与えたことがございます。複数回町にお願いいたしましたが、いろいろと言いつかれて、国に申請してくださいということを、私お願いしましたが、拒否をされました。もう査定を受けると8、9、採択されるものと思ったところがございますけれども、この方は自力で復旧されたようでございます。

また2点目でございますけれども、これ小河川です。ここは、過去に対岸は災害復旧工事により復旧されたところですが、この反対側がですね、被災しました。複数回ですね、町にお願いしましたが、今まで放置されているままの状態でございます。数年経ちますので、徐々に崩壊が進み、今はまたその対岸まで崩壊しているところがございます。

それから3つ目でございます。これは現在建設中の坂瀬川漁港です。私は事あるごとに、時期を見て災害復旧事業にかけることをお願いしてきました。しかしながら、県に尋ねたところ、災害復旧事業ではできないとの県の回答があったとの答弁でした。県からの答弁は当然です。年度内に異常気象により被災を受けることが・・・ですね。当然災害に合わせて採択をしてくださいというなら県も応じると思えますけれども、正規に建造された施設がですね、異常気象等の災害により被災した場合は、災害復旧工事業の対象として採択をされます。採択、災害復旧事業については細かい決まりがあります。

特に災害被災状況の写真、海岸においては越波状況等の写真が必要不可欠です。

今回計画されている上津深江、病院の下の海岸あたりもかなり、写真を見る限りですね、被災しておりますが、これも採択をし、出し方、提案の仕方によっては災害で採択できるんじゃないかというような、私は考えを持っております。

それから最後でございますけれども、これも小河川です。ここも以前、災害復旧工事が行われた箇所のすぐ近くです。ここは一部駐車場も崩れかけていたので、かなり強く申し上げましたが、時期が経過したのか、町単独でやっていただいたと。しかし、補助事業でできるものが町単独でというのは実に勿体ない話やなかったかなというような感じがします。このような事例はほかにもあります。さっきの小災害も含めてですね。小河川が災害復旧工事でできない理由がですね、その方のおっしゃるには、河川台帳に登載されていないという理由でした。現在、河川台帳はあまり見ませんけれども、河川台帳整備はされておりますか、お尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 河川台帳は土木管理課の方にありまして、管理をしております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） その河川台帳に整備されていなければ、災害復旧にはできないという決まりがあるわけですか。昔は河川台帳ってなかったですよ。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 河川の方がですね、県管理の河川、町管理の河川ってあるんですけども、町管理の河川の方の2級河川。1級河川は国管理ですので、これは茶北にはないんですけども、2級河川のですね、県管理、それから町管理も準用河川、それから普通河川とあるんですけども、一応その準用河川、普通河川を基にですね、河川の現況も確認して河川台帳を作っておりますので、今のところ現段階ではその河川台帳に載っているものが災害復旧の対象となるというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 河川台帳に載っていなければ災害はできんということですかね。昔災害復旧できたところはどう、河川台帳には搭載されてないということですかね。まあそこら辺はよかです。数年前ですね、災害でしてあったところが河川台帳に載っていないからできないっていうような答弁がありましたので、そこら辺おかしいなということで、もし昔からそういうことであれば、河川台帳にあるはずですよ。前災害であるわけですから、まあそういうことです。そういった理由でですね、いろいろ例を申し上げましたけれども、なぜできなかったかというのが、原因はいろいろあると思いますが、時間の都合でこれは申し上げませんが、思い当たる案件があったら教えてください。

さい。なかったら結構ですが、究明をされてですね、今後ですね、町としてはですね、今まで放置されておいた道路なんかもそうですよね。砂袋なんか置いてからそのまましてから災害復旧してなかと、路肩なんか崩れとるとかですね。そういったとこいっぱいありますので、ぜひ災害復旧の採択基準に合わせていただいて、ぜひ町のために頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、津波、高潮対策です。いろいろとですね、細部について説明をしていただきました。ありがとうございます。国が定める河川管理施設等の構造令や海岸保全関係の省令にあるのを引用され、詳しく説明がありましたけれども、私も単純に考えた中で、海から津波や台風による大波、高波を、河川は豪雨による水量を、個別に検討されている状態じゃなかろうかと思っております。河川は河川、道路は道路ですね。しかしながら、行政はですね、人命を守る手だてを考えながら進めるべきです。

現在、緊急避難場所等を設定されて、その対策に進められておられますが、高齢者社会を迎えたその対応は限りがあると思われまます。災害が津波、大波、暴風、豪雨、高潮等と、それぞれ個別に発生した場合、国や県の省令やマニュアルどおりでよいかもしれませんが、私が恐れるのは、波と雨が同時に発生した場合です。特に台風は、風雨による大波、豪雨、気圧低下による高潮、特に近年線状降水帯が発生し、長時間豪雨があった場合は、現在の河川の堤防高では大丈夫かと心配をいたします。関係機関と協議しながら、人命を守るを第一として、浸水による被害を最小限に留めるように頑張ってもらいたい、そう思っております。

それから、都呂々港の物揚場、宮橋線接点の問題ですが、本来都呂々港北側防波堤は、港内の入り口が広く、昭和の半ばまで機帆船が行き来し、都呂々への物流の中心でもあったところですが、出入口が狭くなり、そのため河川の水は港内に留まり、北側防波堤が高くなり、斜路ができた関係で打ち上がった潮は斜路を走り、入り口付近に流入している状況です。

一方、北側の防波堤と階段式護岸の取付け部も消波がうまくいかないところです。都呂々港北側防波堤は、他所にあまり見られない変形した防波堤です。また、釣りをする人、護岸の階段を利用し健康づくりをされる人、磯遊びをする人、美しい天草灘の夕日を楽しまれる人、様々な形で利用されています。先の浜口議員の一般質問の中で、また私への答弁の中に、通常は閉鎖し、必要に応じて開けるということですが、どのようなものか、この点をお尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 都呂々港のですね、さぶたにつきましては、近頃まで基本的には開けておいて、さぶたを外しておいてですね、通行される方とかもいらっしゃるといことで、そういう対応をとらせていただいていたんですけれども、近頃の地

震の警戒といいますか、その辺の観点がありまして、県にもそういう海岸線のパラペットが開いている陸側というのですかね、そこを津波とか高潮を考えたときに、どういふふうに閉めておくべきなのかとかですね、もう施工で、もうコンクリートで塞ぐべきなのかとか、その辺りも協議というか、県にも話をお聞きしたんですけれども、さぶた形式になっているところについては、普段基本的には高潮対策として、台風とかであればですね、事前に閉めに行くことが可能だというふうに思いますけれども、地震のときにはもう間に合わないであろうということで、基本的には閉めておくということですね、必要なとき、どういふときちゅうのはちょっと具体的な例は浮かびませんけれども、必要なときにはさぶたを開けて、その用事が済めばまた閉める。基本的には常時閉めておくという形でちょっと考えまして、8月ぐらいからですかね、7月か8月ぐらいからちょっと閉めたままの状態に、今現在はさせていただいておりますが、今おっしゃいましたように、港及びその周辺を利用される方々はですね、様々な利用の形態があつて、そこを歩いて通りたい方もいらっしゃるでしょうし、車で通る場合もあるでしょうから、そこを関係者の方々とかですね、そういうところにお話を伺った上で、それをどう捉え、人は階段で登って上がるようにするのかとかですね、いろいろ閉めるのも、コンクリートで塞いでしまうか、もしくはもうちょっとこう、さぶたじゃない、鉄製ですね、金属製の開け閉めがしやすいような形にするか、そういったところを今検討中でありまして、先程も申し上げましたように、関係者の方々の利用状況あたりもお聞きしながら、どういふ形で塞ぐか、恒久的に塞ぐかということを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あその階段式護岸でですね、防波堤の上に上がつとは、漁港内から上がるように階段は設定してあるわけですね。それで港湾の中に入っていかなば、堤防に上がられんようなつくりをしてあるわけですよ。それで今もですね、あそこは常時数名の方が、1日に何人もの方が常時通つたりなんかさつですよ。今までと同様にやっぱ開けていくとがベターだと思いますよ。開けていくとならば、私は前も言いよつたんですけれども、道路全体を上げて、物揚場自体も上げて、構内に斜路を作ればいいんじゃないかろうかという提案を何回もこれしております。そこら辺検討していただいてですね、ぜひいい方法に、あまり金のかからないでいい方に進めていただきたいなと思っております。どがんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今ご提案いただきました、経済的に見てもですね、高額な経費がかからない形も含めまして、先程と繰り返しになりますけれども、利用者の方のですね、ご意見を聞く必要があると思っておりますので、その辺を聞きながら、階段にし

たとして、昇り降りもかなりアップダウンがですね。階段だけになった場合、車は通れないということになりますので、そこら辺も含めまして、いい形で陸開の閉鎖ができるように検討していきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あその設計自体、もともと悪かったと思います。あのような作りにしたと自体が。私はそう思います。私ならそがんしません。やはりこれはつくり自体でもやっぱり、もう先輩たちがですね、やっぱりいくらかの、やっぱり責任があるんじゃないかなと思います。これやっぱりそこはぴしゃっとですね、後輩で埋めていくとも本当じゃないかなと思います。金はかからんようにしてですね、検討していただいて、ひとつぜひご相談いただければ私も話に乗りたいと思います。以上です。終わります。

○議長（野崎幸洋君） 以上で松本良人君の一般質問を終わります。

これで全ての一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

この後全員協議会を開催しますので、準備でき次第開催しますので、そのままお待ちください。

-----○-----

散会 午後1時26分

令和 6 年 9 月 1 1 日 (水)

(第 3 日 目)

令和6年第4回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和6年第4回苓北町議会定例会は、令和6年9月11日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	山下 晃弘	監査委員	登本 玄一

8. 議事日程

- 日程第 1 報告第 3 号 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告
について（委員長報告）
- 日程第 2 報告第 4 号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告
について（委員長報告）
- 日程第 3 認定第 1 号 令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 日程第 4 認定第 2 号 令和5年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 令和5年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 令和5年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 8 認定第 6 号 令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第10 認定第 8 号 令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第11 認定第 9 号 令和5年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第12 認定第10号 令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第14 報告第 5 号 令和5年度決算における健全化判断比率について
- 日程第15 承認第 7 号 専決処分の承認について
専決第 8 号 令和6年度苓北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第47号 公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第48号 苓北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第49号 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につい

て

- 日程第 19 議案第 50 号 苓北町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 51 号 令和 6 年度苓北町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 52 号 令和 6 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 53 号 令和 6 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 54 号 令和 6 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 55 号 令和 6 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 56 号 令和 6 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 57 号 令和 6 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 58 号 令和 6 年度苓北町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 59 号 令和 6 年度苓北町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 60 号 財産の取得について
- 日程第 30 議案第 61 号 財産の取得について
- 日程第 31 議案第 62 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

て

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合せ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならぬとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしております。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

-----○-----

日程第1 報告第3号 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について（委員長報告）

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、報告第3号、所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告についてを議題とします。

所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

総務文教厚生常任委員会委員長に報告を求めます。

山口利生総務文教厚生常任委員会委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） 皆様おはようございます。総務文教厚生常任委員会委員長の山口利生です。

去る7月に委員会の行政調査を実施し、野崎議長へ報告書を提出いたしましたので、調査概要をお手元に配付されております調査報告書によりご説明申し上げます。

総務文教厚生常任委員会調査報告書。

令和6年8月21日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。

総務文教厚生常任委員会委員長、山口利生。

総務文教厚生常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を行ったので、会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記。

1. 調査事件名

(1) 九州電力株式会社苓北発電所現地調査

(2) 苓北町立小学校の統合に係る状況調査

2. 調査の経緯

(1) 九州電力株式会社苓北発電所現地調査

- ①調査日時 令和6年7月25日(木曜日)、午前10時から12時まで
- ②調査場所 九州電力株式会社苓北火力発電所
- ③出席委員 山口利生委員長、錦戸俊春副委員長、浜口雅英委員、高戸幸雄委員
- ④欠席委員 なし
- ⑤委員以外の出席 野崎幸洋議長、倉田明議員、田崎稔議員、松本良人議員、廣田幸英議員、田嶋健司議員
- ⑥執行部出席 宮崎良成企画政策課長、松村優作主任主事
- ⑦苓北火力発電所出席 宮田知幸所長、兒玉誠副所長、宇野隆二総括グループ長、岩屋宏宜総括グループ副長
- ⑧委員会書記 松本康秀議会議務局長、岩崎えり奈参事

(2) 苓北町立小学校の統合に係る状況調査

- ①調査日時 令和6年7月25日(木曜日)、午後1時半から3時まで
- ②調査場所 苓北町教育委員会
- ③出席委員 山口利生委員長、錦戸俊春副委員長、浜口雅英委員、高戸幸雄委員
- ④欠席委員 なし
- ⑤委員以外の出席 野崎幸洋議長
- ⑥執行部出席 濱崎敏和教育長、吉本英明教育課長、宮崎寛子課長補佐
- ⑦委員会書記 松本康秀議会議務局長

3. 調査の内容と結果の概要及び委員会意見、要望

(1) 九州電力株式会社苓北発電所の現況調査

地球温暖化による気候変動により、世界各地で大洪水や大干ばつが発生するとともに、異常な高温による大規模な山火事も頻発し、地球沸騰化の時代に突入している。地球の温暖化を食い止めるため、各国が脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させており、特に、石炭火力発電所は二酸化炭素排出量が多いことから、段階的廃止が国際的に議論されている。本委員会では、平成7年12月14日に1号機が運転開始し、今年で29年を迎える苓北火力発電所を訪問調査し、発電施設や、脱炭素社会実現に向けたアンモニア混焼実証試験の現況把握を行った。宮田所長から、苓北火力発電所の現況について説明を受け、委員との意見交換を行った。

(火力発電所の現況説明)

- ①苓北火力発電所の2022年度発電量は85.8億キロワットで、熊本県の年間電力消費量(約115億キロワット)の約7割を賄い、今後も半導体産業関連工場の

新增設により、電力需要はさらに増加する見込みである。また、電力は需要と供給が一致しないと、大規模停電が発生する可能性があるため、太陽光発電の電力が増加する日中には火力発電所の出力制御を行うことで需給バランスを保っており、苓北火力発電所は重要な制御発電の役割を担っている。

②脱炭素社会の実現に向けての新たな取り組みとして、既設アンモニア設備を最大限活用した混焼試験（アンモニア混焼率0.1%）を令和5年4月11日から4月28日まで実施した結果、ユニットの燃焼状況及び熊本県・苓北町との環境協定に係る管理値等の問題発生はなかった。今後のアンモニア混焼の課題として、世界のアンモニア生産量は年間2億トン程度（2019年実績）で、そのうちの貿易量は2,000万トン程度で、ほとんどが肥料用途、工業用途で地産地消されている。仮に、苓北火力発電所でアンモニア20%混焼を実施すると、年間約80万トン消費し、国内大手電力会社全ての石炭火力発電所で20%混焼を実施した場合には、年間約2,000万トンが必要となり、世界全体の貿易量に匹敵するため、市場形成とサプライチェーンの構築が課題である。なお、愛知県碧南市のJERA碧南火力発電所において大規模な混焼実験が実施されており、試験結果は定格100万キロワットにおいて、窒素化合物は同等以下、硫酸化物は約20%減少し、運用性においても、石炭専焼と同等であることが確認されている。

③灰捨場の状況については、燃焼灰はセメントやブロック、タイル等への活用を優先的に実施し、現在8割程度を埋め立てている。今後も適切な埋立余力を確保して運用していく。

④配水管の貝殻等除去のために使用している塩素については、放水ピットにおける残留塩素濃度を「熊本県・苓北町との環境協定値に基づく管理目標値0.015mg/L以下（放水口で検出されないこと）」として管理しており、管理値を超過した場合は、貝殻等を除去するため海水電解装置を停止（警報地で自動停止）させ、直ちに熊本県と苓北町に報告を行う。との説明がありました。

（意見交換の概要）

委員から、①苓北火力発電所の存続は町全体に大きな影響がある。運転終了期間はどうなっているのか、②白木尾沖に灰捨場の建設計画があったがどのように考えているのか、③アンモニア混焼実施に向けた大規模施設改修は可能なのか、④取水口及び放水口の温排水（海水）の状況は、30年前と現状では変わらないのか、地球温暖化により上昇傾向にあるのか、⑤大規模災害が発生した場合に熊本県との災害支援協定に基づき自衛隊等の大型船舶を入港させる際の対応はどのようになっているのか等の質問があり、宮田所長から次のような回答があった。

①苓北火力発電所の運転終了期間は決まっていない。20年後の電力需要がどのよう

になっているのか国全体での決定事項となり明確に回答できない。終了時期が決まれば苓北町との事前協議を行う。

②灰捨場は現在約8割程度埋めているが、石炭灰の有効活用を推進し現在の面積で運用していく予定であり、新たな灰捨場の建設は考えていない。

③アンモニア混焼を導入する場合は、貯蔵タンクの新設やボイラーの配管工事、バーナーの改修工事等大規模改修を行う必要がある。

④気象データによると、苓北1号機運転開始（1995年12月）以降の1996年7月と2024年7月の東シナ海海域では1～2℃程度の上昇が確認される。なお、苓北1号機の取水口（発電所入口側）及び放水口（発電所出口側）の海水温度を同月で比較した結果、およそ30年でいずれの地点においても2℃程度の上昇を確認した。

⑤大規模災害が発生した場合には、熊本県との災害支援協定に基づき港の使用を行うこととなるが、電気を発電しながらの運用となり、今後支援物資や車両等の受け入れをどのように行うのか熊本県と詰めていく予定である。

当委員会から、脱炭素社会の実現に向けた取組が世界的に加速されており、苓北町でも昨年11月、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「苓北町脱炭素宣言」を行い、今後脱炭素社会実現に向けた取組を推進していく予定である。苓北火力発電所は、苓北町の財政と雇用を支える基幹産業であるとともに町の重要なパートナー的存在であり、町も積極的に支援を行うので脱炭素社会実現のための施策を推進していただくよう要請をいたしました。

（2）苓北町立小学校の統合についての状況調査

苓北町教育委員会では、令和元年度に学校教育充実検討委員会を設置し、小学校の学校規模の適正化等についての検討が行われ、令和2年11月6日に苓北町教育委員会から町長に対し「苓北中学校の新築及び町内小学校の統合について（答申）」が提出された。その後、令和4年10月28日に第1回学校教育審議会が開催され、乳児から小学校に就学している保護者へのアンケート調査を実施するとともに小学校の再編に向けた具体的な検討を行い、令和6年度に学校審議会答申を出す予定となっている。小学校の統合については、苓北町の財政や少子化対策を左右する重大事項であることから進捗状況を把握するため調査を実施した。

事務局から、小学校の学校規模の適正化等についてのこれまでの経緯及び義務教育学校の内容並びに平成30年4月から義務教育学校に移行した産山村立産山学園の取り組み状況の説明を受け、令和6年7月18日に開催した第1回学校教育審議会において、小学校統廃合後の学校形態については「義務教育学校」とし、学校の位置については継続審議とすることが決定された旨の報告がありました。

委員から、①学校の位置についての検討案の内容状況、②小学校統廃合に関する方針案の保護者・住民アンケート調査の実施、③義務教育学校校舎新築には20億円以上の予算が必要となるが財政的に無理が生じないのか等の質疑がありました。

事務局から、①義務教育学校の形態としては、施設一体型、隣接型、分離型があり、荅北中学校周辺、志岐小学校周辺、農村運動広場周辺を候補として提案しており、志岐小学校の活用も含め校舎建設費の算定等を行っているとの説明がありました。

当委員会から、小学校の統合問題については町民の大きな関心事であり、校舎新設等にあたっては多額の財源が必要となるため、議会への適宜適切な説明を行うとともに急速に進む少子化の現状を踏まえ、早急に学校教育審議会答申を町長に提出されるよう教育委員会に求めました。

以上、報告を終わります。

なお、参考資料といたしまして、荅北火力発電所の全景写真、並びに義務教育学校についての資料を添付させていただいております。

以上で報告を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） なお、報告書の中にありました委員会意見・要望については、議長として大変重要であると認めます。町執行部におかれましては、対応の方よろしく願いたいします。

-----○-----

日程第2 報告第4号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について（委員長報告）

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、報告第4号、所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告についてを議題とします。

所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

建設経済環境常任委員会委員長に報告を求めます。

倉田明建設経済環境常任委員会委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長（倉田 明君） それでは報告させていただきます。

荅北町議会議長、野崎幸洋様。

令和6年8月22日。建設経済環境常任委員会委員長、倉田明。

建設経済環境常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務についての調査を行ったので、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。

1. 調査事件名

所管事項についての調査を実施

2. 調査の経過

(1) 調査期日 令和6年7月10日（水曜日）

(2) 調査場所と所管（関係）課

坂瀬川、浦区の山（宮原橋付近）（土木管理課）。坂瀬川、町道唐人岩線（土木管理課）。町内、漁港・港湾（土木管理課・農林水産課）。志岐、苓北町堆肥センター（農林水産課）。富岡、富岡浄化センター（水道環境課）。志岐、サテライトオフィス（旧苓北町郷土資料館）周辺（土木管理課）。

(3) 出席委員 倉田明委員長、廣田幸英副委員長、田嶋健司委員、松本良人委員、田崎稔委員。

(4) 欠席委員 なし

(5) 委員以外の出席 野崎幸洋議長

(6) 執行部出席 土木管理課、松井徹也課長・櫻井庄司主幹。農林水産課、田尻悟課長・田平雄二課長補佐・松野巧主事・高戸敦也主事。水道環境課、時田健一課長・吉田宗功参事。

(7) 委員会書記 松本康秀議会事務局長・岩崎えり奈参事。

(8) 調査の方法等 担当課の説明を受けながら現地調査を行い、帰庁後、総括を行った。

出された意見・要望事項等は下記のとおり。

3. 所管事務についての調査における意見・要望事項等

①坂瀬川浦区の山（宮原橋周辺）「現場確認及び区長から状況聞き取り」

県道から山手の法面コンクリート間知ブロック（長さ約20m、高さ約4m）に数箇所ひび割れ等が確認されるが、その原因が山が動いているか、否かは目視での判断は容易ではない。ブロック施工年は不明だが、その上は墓所であり背後は山となっている。今後は関係機関に調査を委ね、注視観察が必要と思われる。

②町道唐人岩線「町道の状況」

町道上の山斜面が幅約4m、高さ約5mほどが路上に崩れ（土砂数トン）、既に下斜面に廃土処理され通行は可能だったが、その周辺は再崩落の恐れがあり、注意喚起

の表示等が必要と思われ、早期の改修が求められる。また、町内には同様な箇所が存在するので、定期的に監視を強化されたい。

③漁港・港湾「向路防波堤及び港内の状況（放置船を含む）」

現在、防波堤工事については、当初計画通り進んでいる。志岐漁港施設内には、外部工事から出た土砂他等が積まれている。雑草等も繁茂し、安全面から敷地内に注意喚起の表示板設置が必要ではないかと思われる。また、土砂等は適宜に処理されるよう検討いただきたい。

放置船については、坂瀬川漁港（小路）11隻（内1隻沈没）、志岐漁港12隻、富岡漁港（西港）5隻、富岡汐入港7隻程が見られ、合計35隻となっている。また、施設内の一部に漁網等も見受けられる。放置船、沈没船については、所有者等と連絡は取られているようだが、所有者確認ができない船もある。安全面や環境面等から、「漁港及び漁場の整備に関する法律」に基づき、厳正なる対応が求められる。引き続き十分なる検討をいただきたい。

上津深江港海岸保全施設整備事業（天草慈恵病院下他）については、先の3月定例会で説明はありましたが、この海岸は昭和50年頃の完成から約50年が経過し、平成29年度の長寿命化計画策定時の点検結果に基づき、令和6年度から令和11年度まで改修が計画されている。都呂々港（港湾）高潮対策については、現在、高潮対策で幅約4m、高さ約1.5mの「潮止め板」（板数枚組合せ）で浸水対策をとられている。周辺はコンクリート通路で、海まで4トン車以下が通行可能（？）と思われるが、緊急時（津波・台風・高潮）等に「潮止め板」を取り扱う人に危険が及ぶため、この「潮止め板」をコンクリートで盛り上げ改修し、尚且つ改修後も人、車が従来通り通れる工事の提案があった。今後、地域住民や関係者と協議し対処いただきたい。

④荅北町堆肥センター「プラント屋根の破損状況ほか」

プラントの屋根（材質は透明のプラスチック系？）の大半が点々と破損し、現在、ビニールで張り替え工事中で、残工事約3分の1程度あるようだが、このビニールは暫定的と思われるが、今後、この部分の全体計画が必要ではないかと思われる。

⑤富岡浄化センター「施設の現状と今後の更新等の方向性」

平成12年1月から下水道供用が開始され24年が経過し、建物、シャッター等に錆びや傷み等があり、一部の倉庫については雨漏りが見受けられるので適宜対応されたい。また今後、長期的な維持管理が求められるが、当センターもストックマネジメント計画も策定されているが、今後の人口減少が財政面等に多少なりとも影響が生じてくる可能性があると思われる。

汚泥処理については、町堆肥センターに年間262トン搬入され、55トンが福岡に運搬されているとのことだが、堆肥センター等と調整され、可能な限り堆肥センタ

一に搬入されることが望ましいと思われる。

⑦サテライトオフィス（旧荅北町郷土資料館）周辺「周辺道路の状況」

オフィス前の町道舗装については、ひび割れや、道路を横断する側溝に傷み等が見られる。これらの類似箇所は町内各地にも見受けられ、事故防止、安全面から優先度に従い対応いただきたい。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

なお、報告書の中にありました調査における意見・要望事項等については、議長として大変重要であると認めます。執行部におかれましては、対応の方よろしくお願いいたします。

ここで、認定第1号からの決算の認定に入ります前に、登本代表監査委員に出席を求めておりますので、ご着席をお願いいたします。廣田議選監査委員も、監査委員席へ着席をお願いいたします。

-----○-----

日程第 3	認定第 1号	令和5年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 2号	令和5年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 3号	令和5年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 4号	令和5年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 5号	令和5年度荅北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 6号	令和5年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 7号	令和5年度荅北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 8号	令和5年度荅北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	認定第 9号	令和5年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第10号 令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第11号 令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、認定第1号、令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第11号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

一般会計から順次提案理由の説明を求めます。

認定第1号、令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。

認定第1号、令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第233条第1項及び第2項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から、令和6年6月28日付けで提出を受けました一般会計及び特別会計に係る決算書につきまして、同日付けで監査委員に監査をお願いいたしました。

監査委員におかれましては、令和6年6月28日から8月6日までの間、各費目ごとに担当課からの内容聴取を含め、慎重な審査をしていただき、その結果として、令和6年8月23日付けで「適正である」との審査意見書をいただきました。

膨大な資料と長期間にわたり審査をしていただきました監査委員のご苦勞に対しまして、改めて深く敬意を表するものでございます。

この後、認定第1号、令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、企画政策課長から、認定第2号、坂瀬川財産区特別会計から、認定第11号、宅地造成事業特別会計までの各特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 認定第1号、令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算

の内容についてご説明申し上げます。

決算書の7ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が58億2,198万1,091円。2、歳出総額が56億172万719円。3、歳入歳出差引額が2億2,026万372円です。4、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の1,366万6,000円を差し引いた、5、実質収支額が2億659万4,372円となります。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

なお、この剰余金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により、全額を令和6年度への繰越金とし、令和6年度において、剰余金のうち2分の1を下回らない額の1億1,000万円を財政調整基金に積み立てます。

詳細につきましては、歳入が決算書の10ページから51ページに、歳出が52ページから194ページに掲載しております。

また、316ページから323ページに、財産に関する調書を掲載しております。

併せまして、決算に係る資料として、令和5年度における主要施策成果説明書を別冊で配付しております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第2号、令和5年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 認定第2号、令和5年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の197ページをお開き願います。

荅北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額23万5,418円。2、歳出総額91万9,012円。3、歳入歳出差引額131万6,406円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額は131万6,406円で、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第3号、令和5年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 認定第3号、令和5年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の205ページをお開き願います。

苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額6,136万4,936円。2、歳出総額487万4,950円。3、歳入歳出差引額5,648万9,986円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額は5,648万9,986円で、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第4号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 認定第4号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の214ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額10億2,200万4,094円。2、歳出総額10億1,124万6,986円。3、歳入歳出差引額1,075万7,108円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額1,075万7,108円。6、実質収支額のうち、苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第5号、令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 認定第5号、令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の236ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額10億7,946万5,844円。2、歳出総額10億5,246万7,132円。3、歳入歳出差引額2,699万8,712円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額2,699万8,712円。6、実質収支額のうち、苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和5年度苓北町介護保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第6号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 認定第6号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の255ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額1億2,830万9,279円。2、歳出総額1億2,707万8,811円。3、歳入歳出差引額123万468円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額123万468円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第7号、令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 認定第7号、令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の266ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額2億8,464万8,346円。2、歳出総額2億740万672円。3、歳入歳出差引額7,724万7,674円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額7,724万7,674円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第8号、令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 認定第8号、令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の279ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額3億8,767万5,305円。2、歳出総額3億7,600万1,660円。3、歳入歳出差引額1,167万3,645円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,167万3,645円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第9号、令和5年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 認定第9号、令和5年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の292ページをお開き願ひます。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額2,300万3,070円。2、歳出総額2,237万3,376円。3、歳入歳出差引額62万9,694円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額62万9,694円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和5年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第10号、令和5年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 認定第10号、令和5年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の301ページをお開き願ひます。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額5,204万9,789円。2、歳出総額5,035万1,239円。3、歳入歳出差引額169万8,550円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額169万8,550円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和5年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出の決算でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第11号、令和5年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 認定第11号、令和5年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の311ページをお願ひいたします。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額388万3,811円。2、歳出総額335万5,968円。3、歳入歳出差引額52万7,843円。4、翌年度へ繰り

越すべき財源はございません。5、実質収支額52万7,843円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ただし、明日木曜日からの決算審査特別委員会において審議をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきます。

質疑は各会計ごとに行います。なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

それではまず、認定第1号、令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、令和5年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案についての質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和5年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、令和5年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。令和5年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。令和5年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入

歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、令和5年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和5年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第7号、令和5年度荅北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和5年度荅北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第8号、令和5年度荅北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和5年度荅北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第9号、令和5年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和5年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第10号、令和5年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和5年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第11号、令和5年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和5年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

す。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第11号については、議長と議選の監査委員を除く8人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号については、議長と議選の監査委員を除く8人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月12日（木曜日）、13日（金曜日）、17日（火曜日）のいずれも午前9時30分から大会議室及び第1・第2委員会室で行います。

-----○-----

日程第14 報告第5号 令和5年度決算における健全化判断比率について

○議長（野崎幸洋君） 日程第14、報告第5号、令和5年度決算における健全化判断比率についてを議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 報告第5号、令和5年度決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見を付して議会に報告する。

令和6年9月9日。苓北町長、山崎秀典。

健全化判断比率の財政指標について説明させていただきますので、資料の2ページをお開きください。

まず、①の実質赤字比率とは、一般会計における赤字額の財政規模に対する割合ですが、赤字額はございませんので数値はありません。

次に、②の連結実質赤字比率とは、特別会計を含む全体会計における赤字額の財政規模に対する割合ですが、こちらも赤字額はございませんので数値はありません。

次に、③の実質公債費比率とは、公債費の財政規模に対する割合の3か年平均ですが、12.5%で、早期健全化基準である25%の以内です。

次に、④の将来負担比率とは、地方債など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合ですが、18.1%で、早期健全化基準である350%の以内です。

なお、3ページから5ページには、各指標の算出に用いた数値を掲載しております。

また、決算審査意見書の50ページに、只今申し上げた数値を監査委員に審査していただいた意見書が掲載されております。

以上で、令和5年度決算における健全化判断比率についての説明を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号を終わります。

監査委員におかれましては大変ご苦勞様でした。本日はこれでご退席いただいて結構でございますが、明日木曜日からの決算審査特別委員会へのご出席につきましても、よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第15 承認第7号 専決処分の承認について

専決第8号 令和6年度荅北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第15、承認第7号、専決処分の承認について。専決第8号、令和6年度荅北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 承認第7号、令和6年度荅北町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度荅北町一般会計補正予算を令和6年7月8日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度における低所得者支援、及び定額減税を補足する給付に要する費用の追加、並びに6月豪雨により被災した農地、及び河川等の災害復旧に係る査定設計に要する費用等を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 専決第8号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,782万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,102万7,000円とするものです。

6ページをお願いします。歳入です。

款14国庫支出金、項2、目1総務費国庫補助金は、定額減税を補足する給付及び令和6年度の新たな住民税非課税世帯等への給付に係る、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,400万円の増額です。

7ページをお願いします。

款19繰越金、項1、目1繰越金は、前年度繰越金1,065万8,000円の増額です。

8ページをお願いします。

款20諸収入、項5、目1雑入は、基幹電算システムの標準化・共通化移行に係る、デジタル基盤改革支援補助金316万6,000円の増額です。

9ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1、目6企画費は、お試し住宅のエアコン修理に係る修繕料15万円の増額。目13電算システム管理費は、基幹電算システムの標準化・共通化移行に伴うガバメントクラウド上のネットワーク構築及び運用管理に係るシステム標準化・共通化移行等業務委託料316万6,000円の増額です。

10ページをお願いします。

項2、目1税務総務費は、対象者の確定見込みによる定額減税補足給付金、並びに物価高騰対策支援給付金、3件分を合わせて1,400万円の増額です。

11ページをお願いします。

款5農林水産業費、項2、目2林道費は、豪雨被災箇所対応により不足する重機等借上料30万円の増額です。

12ページをお願いします。

款6商工費、項1、目3観光費は、6月豪雨により被災した白岩崎キャンプ場トイレの合併浄化槽放流管の修理等に係る修繕料30万8,000円の増額です。

13ページをお願いします。

款7土木費、項2、目2道路維持費、節10需用費は、6月豪雨により被災した町道年柄狸河内線法面の再崩落防止のための維持補修費300万円の増額。節13材料及び賃借料は、豪雨被災箇所対応により不足する重機等借上料250万円の増額です。

14ページをお願いします。

款9教育費、項5、目2学校給食費は、調理場エアコンの修理に係る修繕料50万円の増額です。

15ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1、目1農業用施設災害復旧費は、6月豪雨により被災した都呂々字中谷敷地内農地ほか1件の査定設計委託料30万円の増額です。

16ページをお願いします。

項2、目1河川等災害復旧費は、6月豪雨により被災した小路川ほか4件の査定設計委託料360万円の増額です。

以上で、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 座とってよかですか。見えんとです画面が。

○議長（野崎幸洋君） 画面が見えん。なら特別に許可します。マイクをその代わり近付けてください。

○4番（松本良人君） 土木費のですね、13ページ。維持補修費ということで、これは豪雨により被災したということでございますけれども、これは土砂取り除きだけでよかったっですか。それとも、災害で300万になれば、土砂取り除きでもう十分その災害復旧工事のお金でできると思いますね。

私がすいません、交通止めになっとったもんですから、もう登られんと思ってから見とらんとですよ、ここは。そこら辺ですね。これはもう一般財源ですのでね、こういうところ、始末っちゅうかですね、やり方を間違うとったじゃなかろうかなと思いますので、ここら辺は災害復旧で取れない、対応できないのか。当然、応急費も災害復旧でにや見られっつでしょう。ここら辺を、これをまた補修したりなんだりすればですね。

それと、10の災害復旧費のですね、15ページ、査定設計委託料ですけれども、この査定設計委託料、これも一般財源です全て。この査定設計料の委託料ちゅうのは、普通は、今までは、今は相当やっぱり基準が厳しいのでしょうかね。普通は査定ですので、標準断面図程度で、予算ですのでね、OKだったっですが、当然実施等兼ねてして、町で設計する場合は即座に入札されますように、査定設計を兼ねて実施設計を作りよったですけれども、本来は、査定設計書は、あくまでも標準断面図程度でいいと。それをですね、業者に委託するのはどのような感じで委託されるのか。

それから、業者に全てですね、査定設計書の作成まで委託しますと、査定時の説明はどなたがどのようにしてされるのか。当然、ある程度込み入ったところは担当者がそれ

なりの説明をせにゃいかん。そこら辺をですね、この査定設計書をですね、業者に委託するというのはちょっとおかしいんじゃないかと、不具合が生じるんじゃないかと思えます。これ私、昨日もこの件については一般質問いたしましたけれども、これができなかったから、今までずーっと災害が取り遅れてですね、できなかったんじゃないかと思えます。それと一般財源がなかったからですね。業者に委託されなかったから、そこら辺がネックで、今まで災害は、極端に言えば、放っていっちょいとしたというような感じ、なるだけ災害でにゃせんごてというような感じが、町の荅北町の考え方じゃなかったかと思うんですけども、そこら辺どうでしょうかね、伺います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 13ページ目の土木費の維持補修費ですね、300万。ご説明ですけれども、これは6月25日の大雨で、年柄狸河内線ですね、法面が土砂崩れを起こしているんですけども、これは土砂取り除きももちろん行いましたけれども、その崩れとるところが、町道からすると法が非常に高く、20メートルぐらいある法の上の方が崩れてまして、道路の法というよりは、もう非常に上の方が崩れてきてまして、それがその崩れた箇所的にちょっと災害復旧のですね、国の事業にはかからない、その上の方が崩れてオーバーハングの状態になってますので、泥を取ったり、植生っていうのはですね、考えられるんでしょうけど、それだと事業費が上がりませんので、崩れた箇所が道路から見て法面の非常に高いところだったというところで、県にも協議したんですけども、ちょっと国の災害復旧事業にはかからないということで、一応町で対応を行うことといたしまして、泥は取りましたが、今言いました上の方のオーバーハングですね、木もたくさん生えてまして、いつそれがまた再崩落するかわからないという状況で、ちょっとなかなか、通行ですね、していただくことが難しいということで、また、本復旧もなかなかどういった工法で、個人の土地でもありますし、国の補助にもかからないということで、例えばもう、モルタル吹付みたいな施工になるのか、もしくは、安定勾配といいますかですね、山自体を大きくカットするののかということはあるんですけど、そこら辺の工法の選定と、それから財源ですね。補助にかからないということですので、財源もありまして、すぐは本復旧工事が難しいということで、この300万につきましては、仮設防護柵ですね。ちょうど国道389号の5月に崩れたところに、今同じようにH鋼を立てて丸太を入れてですね、防護柵を作っておりますけど、ほぼあれと同じような形の仮設防護柵を立てて、その設置が完了したらすぐ通行していただけるようにということで、今言いましたように、この300万というのは、仮設防護柵にかかる経費でございます。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 15ページ目のですね、農業用施設災害復旧事業費の査

定設計委託料30万円の、委託する理由でございますけれども、これにつきましては、トータルステーションとかですね、あとCADソフト等ですね。現在町のほうでは所有をしておりませんので、専門業者のほうに委託しながら、人件費及び機械導入費の管理を考えますとこちらのほうが安価にもなりますので、また併せてですね、境界等の正確な位置も、その際、私有地でございますので、しっかりした精度を測る意味で委託をしているところでございます。ただ、職員でできる数量計算とか査定設計書の実施の設計図とかですね、あとは職員で実施します調査等につきましては実施しております、あと併せて災害のですね、伐採とか査定写真、そういう部分につきましても、もう職員でしっかりしながら積算を作成をしているところでございます。この災害時につきましては、工事担当者ですね、最初の登竜門となっておりますので、育成の観点からもですね、まず現場の専門の測量業者と一緒にですね、この災害設計書を作り上げるというところで、この委託を出しながら土木技術の向上を現在図っているところでございます。なお、災害査定時についてはですね、業者は入れずにですね、担当と課長という中で説明を実施しているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） もしかして300万も、崩土の取り除きはじゃかったいな。ただ、はい分かりました。すいません。実は査定設計書、ちょっと私、次ページのですね、16ページの公共土木を聞くつもりだったんですけども、農災になってしまいました。農災もすばらしい回答していただきましてありがとうございます。同等ですのでね、よかったですけれども、この次ページのですね、16ページのこれが、額が大きい。360万ですので、この件について説明を、先程と同等の、同じような説明を求めます。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） この16ページの分の査定設計委託料につきましてもですね、農林水産課のほうから説明があったところと重複する部分もありますし、今標準断面だけではなくてですね、各測点ごとの断面を図面上出さなければいけませんし、あとは災害の考え方でいろんなフロー図もありましてですね、ここの現場はこういう状況だからどういう工法にするというフロー図はあるんですけども、それがなかなかいくつかのですね、工法が考えられるケースもありますので、そういった場合の2案3案、その工法比較をですね、出さなければいけないところもございまして、なかなかちょっと職員の方だけではできない部分もありますが、先程農林水産課のほうから説明もありましたように、職員でできる部分、もちろん現地を、写真撮りもありますけども、測量設計を受注していただいている業者さんと一緒に現場を見ながら、もちろん勉強という意味も含めまして設計に取り組んでおりますし、農林水産課と同じように、査定の際にはですね、業者さんが行って説明をするわけではありませんで、職員の方、担当職員、そ

れから課長の方で行って説明もしますし、突っ込んだ質問された際の答弁も、職員の方でしております。

それから、査定の中で修正が出てきた場合にですね、もう即座に図面の修正とかが必要なんですけども、そういった中では、職員でできる分は職員で修正作業も行いますけども、ちょっとなかなか難しい部分があったときには、受託業者のほうにですね、図面の修正もお願いするところも出てくる場合があります。

あとは、議員もおっしゃってましたその実施設計ですね。査定後の実施設計についても、この業者さんにまとめてお願いをしてある委託料の金額となっておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私が言うのはですね、標準断面ちゅうのはそこに、現場に応じて、断面がいつも例えばナンバー0からナンバー23まで同じ断面があるのは標準断面図1つでいいと。そして何メーターとか、あるいは展開図をつけると、その程度でいいんじゃないかなと、査定ですので。ですね。私は普通、込み入って云々のじゃなくて、込み入ったところは、それはいくつもの設計書がいると思いますけれども、普通の法止めとか路肩、あるいは河川の護岸等については、断面はそがんはようけはないはずですので、公共土木は特にですね。防災の場合はかなり水路とか何かはありますのでですね、そこら辺をですね、無理して工事を委託せんじゃよかんじゃなろうかなと。私はそう思います。もったいなかですよ360万。1人、1年分ですよ。そしてまた実施設計作つともいるやろうし、やっぱりそこら辺はですね、そら測量は要らんかもしれんですよ。しかし今度は延長切られたり、あるいは断面を変えたりしたときは、それだけの手直しが要るわけですのでね。そして・・・はせにゃならん。現年度発生をする場合ならいいですけども、過年度・・・する場合は、単価も完全に組み直さんばいかん。そこら辺ありますので、ぜひですね、少しずつでも査定設計書を作るとかからですね、慣れていただきたい。これ基本ですのでね。道路改良なんかちゅうの、こん災害の測量設計しければ、道路改良をすれば、自分のとこでするわけですので、それで私がさっき言ったように、この荅北町は、災害の採択率がそんな低い。天草市、当時の本渡市あたりは、本町は栢の原から、大きな川に、出口なんかに赤札がべら一と立とったですよ。それは全然荅北町は立ってない。それはいつの段階か知りませんが、全部外注外注になっていると、やっぱり早く言えば、私たちに言えば、これはいろいろセクハラのパワハラのって言われる、パワハラで今言われよりますけれども、それがなるか、町民から見ればですね、逆にそっちがパワハラになりゃせんかなと思うとですよ、過度な金ば使うわけですからね。ぜひそこら辺をですね、今後はですね、修正をしていただいて、ぜひ前進してもらいたいと思います。

それから、私が昨日言うたところも説明をします。まだ私のところには何も言うてこ
んから、多分そこほたっていっちょいてあったと思います。それから道路も、多分前か
ら崩れとところ町に言うてあつとこは、もう課長が代々変われば、申し送りをしてな
かともあるかもしれん。そこら辺もありますので、ぜひですね、頑張ってください
い、そう思います。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 10ページの物価高騰対策支援給付金1,050万。これにつ
いては、対象人員と、いつこの対象者に支給されるのかを教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 失礼いたします。只今の令和
6年度の給付金の支給状況についてお知らせをいたします。

今回の給付金につきましては、申請日、ご本人からの申請をいただく申請書を、7月
の31日付けで発送をしております。申込みの締切日を10月の31日としておりまし
て、これはオンライン、それから紙での請求書も同日ということで取扱いをいたします。

なお紙の申請書の場合については、当日の必着をお願いをしているところでございま
す。

現在ですね、まず定額減税の給付金ですけれども、調整給付になりますけれども、支
給対象者が1,206名おいでになります。このうち、すいません、これをですね8月
31日現在というところで捉えていただければと思います。支給済みが693名、支給
率としましては、1ベースでは57.46%です。金額は、支給済み金額が3,271万
円。金額での支給率になると62.15%です。これは、個々の調整給付金がお1人お
1人で異なることから、一律のパーセンテージとはならないというところをご了解いた
だければと思います。

2つ目の低所得者世帯への支援給付金です。現在、支給済みが122名で68.9
3%、支給済み額が122万円。支給率で68.93%。これは1世帯当たり10万円
となっております。

3番目に、子ども加算の給付金になります。これが、支給済みが8世帯、対象児童数
が16名、支給率が72.7%、支給済み額が80万円という状態になっております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 6ページの1,400万円。物価高騰対応重点支援地方創生臨
時交付金、これは学校給食の手当といたしますか、何かに回すことはできなかったのか。

新聞なんか見てみると、これを使って学校給食費に手当てを下さいというふうな、その手当てをしたというふうな実例もあるようですので、そういうことを考えられなかったのかお尋ねをします。

それから、これは13ページに限らないわけですが、役場の仕事は屋外で作業される人もかなりおられますが、その方々の作業服といいますか、今作業服には扇風機んついととのあつですね、それでこの暑さ対策のためにそのような制服の支給は考えておられないのかお尋ねをします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） すいません、6ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですけども、これは先程説明いたしましたとおりですね、定額減税の補足給付金並びに物価高騰対策支援給付金として交付されておるものでありまして、その歳出先っていうのは定められておりますので、その他の費用に充てるということではできません。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 現場作業員さんのですね、作業服についてですけども、昨年度かその前の年度に土木管理課の作業員さんにつきましては作業服をですね、購入をしております、その中にはおっしゃってますその扇風機のついたやつも含めて支給をしておりますが、あとは活用されている部分もあるんでしょうけど、そこはちょっとご本人さんのあれですけど、もう1回ですね、やっぱこの真夏の時期あたりは動きにくいということで、もしかしたら着られてない可能性もありますので、ちょっとなるべくですね、支給もさせていただいておりますので、ちょっと話をして、活用を進めていきたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

ここで11時15分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-----○-----

日程第16 議案第47号 公益的法人等への荅北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第16、議案第47号、公益的法人等への荅北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第47号、公益的法人等への荅北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

公益的法人等への荅北町職員の派遣等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年9月9日提出。

荅北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条に基づく公益的法人等に派遣することができる職員の種類を拡大することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、公益的法人等への荅北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）は次のページになりますけれども、改正内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の次のページの新旧対照表をお開き願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正部分となっております。

今回の条例の一部改正は、第2条第2項中第2号の非常勤の職員を削り、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、それぞれ第2号から第4号とするものでございます。

補足説明をさせていただきます。本条例の条文に規定してあります法とは、公益的法人等への一般職の公務員の派遣に関する法律のことを指しております。本条例第2条第2項は、派遣することができない職員に関する規定となります。常勤職員及び再任用職員については、これまでこの本条例です、派遣できない職員として、第2条第2号各号に規定されていないため、これまで派遣が可能でしたが、非常勤の職員については、これまで派遣を想定していなかったため、本条例第2条第2項第2号の規定により、派遣することができませんでした。今回の一部改正により、非常勤の職員を本条例の派遣

できない職員から除外することで、非常勤の職員についても、公益的法人等の、町が指定する団体に派遣が可能となるものでございます。

なお、今回の一部改正で、昨日全員協議会で商工観光課長のほうから説明がありましたけれども、観光協会の自走化に向けた取り組みの中での法人化が予定されておりますので、非常勤の職員である会計年度任用職員について、観光協会に派遣することで、観光協会の自走化と自立化につなげることを想定しております。

それでは前のページの条例（案）に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行する。として施行日を規定するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 団体にですよ、町が雇った人を、非常勤で雇った人をですね、出すということですね。要するに、はっきり言ってあまり身分が、これ語弊になるかもしれないけれども、身分がそう普通の職員さんのように固まっていない方を出すとでしよう。大丈夫かなと思って。それよりも、そのこの団体でその方を雇い上げるようにするような形で、例えば、お金の援助をすとかという方法がよかつじななかか。普通は支援する場合は職員が行って、そしていろいろ指導して、手伝いしてというのが、私はこれ派遣の順当の目的じゃなかろうかと思うとですね。わざわざ非常勤さんを町で雇ってってその方を派遣するっちゅうのは、何か目的かなというようなことがするわけですけども、いかがでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 将来的にはそのようなことが望ましいですが、昨日商工観光課長が説明しましたとおり、現状では、観光協会の事務局というのを商工観光課の中にありまして、事務局長並びに今、会計年度任用職員さんの方にも観光協会の業務もやってもらっております。今、外にある団体が、まだ法人がですね、設立されておられないので、法人の設立も含めて今回派遣をすることで、自立化と自走化を可能にするということの中で、今回の条例の一部改正というふうなことで提案させていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 設立をして一生懸命頑張らにゃんっちゅうとならやっぱり職員さんが入って、そして指導しなければいかんのかなかろうかと。非常勤の職員さんたちをですね、やって、いろいろとお手伝いさせるっちゅうのは、ちょっとおかしいんじゃないかなかろうかと。

それともう1点。非常勤さんを要は、例えば今観光協会が設立すつとですから、どっちみち町が負担、補助金も出すわけですから、その分を負担してあげると、出すと。そうすればもうれっきとした観光協会の職員さんになるという形が、本来ならば、まともじゃなかろうかと私は思いますけれども。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 1点目については先程お尋ねだったということで回答に代えさせていただきます。

2点目の財源についても、職員の在り方についても今後自走化が進みまして、そのこの団体が自立して、経営というかですね、そういった運営がきちとなされるようであれば、おっしゃられたとおり、そのこの団体の中で今後雇用とかっていうふうなところも出てくると思いますけれど、まだその法人への移行の時期でございますので、その間は今商工観光課の中にそういった業務がありますので、そういったところの移行をしていくと。昨日商工観光課長が申し上げましたとおり、いろいろミーティングとか助言とかも密にやっていくというふうなことも申しておりますので、そのようなところで自走化のほうに向かっていくものというふうに理解しております。あくまでも今回は、会計年度任用職員の方も派遣を可能にするというふうな条例の改正の趣旨でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私、昨日もその問題が出てきたときに、職員さんを派遣して、法人がうまく運営するまでに職員さんを派遣したほうがようはなかかというような提案をしました。あえてですね、もしこれがですよ、目的が観光協会の法人化に向けての第1の目的でさらすとならばですね、いつも使われるごてこのままでいいんですけども、条例ですからね。ばってん、今回の観光協会に関してはやはりばちつとした職員さんが入っていただいて、それから帳簿からですね、税関係まで分かるような形できれいに設立仕上げて、立ち上げてから、一本立ちをさせるというようなことをしなければ、今何もここわからんでおってしよつとに、お前どうすつとかと、まして非常勤さんの職員を。非常勤の職員さんが役場の職員さんよりも、正規の職員さんよりも上ならよかですよ。多分上の方もおいでと思いますけれども、慣れとらる方もですね。そこら辺がちょっとおかしいんじゃないかなと思うところですよ。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 観光協会の中の業務についてはちょっと私のほうではもうこの先はあれですけども、いわゆる、これまでは社会福祉協議会等への職員の派遣は再任用職員であったりとかしておりました。で、今後想定しているのが今観光協会だけですけれども、今後それ以外の団体等への派遣も出てくる可能性もございますので、そ

の辺も含めて、会計年度任用職員についても派遣をすることが可能であるというふうな条例にするということでございます。当然、お話しされたように、正規の職員をですね、派遣したほうが良いというふうなところで長が判断した場合は、そのような団体におきましては、職員あるいは再任用職員も派遣もあるかもしれませんけれども、それに加えて非常勤の職員さんも派遣を可能にするというふうなのが今回の一部改正の主な目的でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今あの、ちょっと私もびっくりしました。他の団体に対しても今回この条例を改正して、今はみんな会計年度任用職員ですよ、嘱託職員と呼ばずに。その方たちを派遣するという考えがあるというふうな話をされましたけれども、もともと非常勤の職員を他の団体に派遣するということは問題であったからこそ、条例で非常勤職員は対象外と。これは非常勤職員はですね、1年単位で雇用していきますよね。やっぱり身分的にですね、非常に不安定な立場に非常勤職員はあります。で、当然1年限りで雇用だから、その次の年は雇用は町長が判断するというふうなことになっております。ましてその雇用するときの条件は、町の業務をこうこうこうこうしますので募集をしますという形で、今までしてるはずですよ。それを、あなたはこここのところに行ってもらいます、というものを前提にして募集をかける必要が出てきます。そうしないと、雇用したときの条件がごろっと変わってきますからね。途中であなたはそこに行ってくれていうふうになれば、これ非常に大きな問題ですよ。雇用形態の中で、勝手に雇用主が仕事先を変えるて。それも非常勤職員ですからね、とんでもない話。で、昨日も私も集落支援員、一番最初に予算をつけるときに、観光協会の移行に伴って、集落支援員さんには各地区の実情を把握してもらうために2人雇用します、というような話で予算化をするときの説明があったと思います。まだまだ一般社団法人に独立するところまでの説明はまだそのときはまだきちんとしてなかったから、説明なかったと思いますけれども。そういう中であって、今回その方たちを出すと。そのためにはこの条例がネックになると。だから今回改正するというふうなことになったかと思います。これは、集落支援員自体は特別交付税で、町が雇用すれば特交の対象になるということで、財源的な問題でですね、この道を開くというふうなことを町長も決断されたと思いますけれども、実際に働く側にとってみればですね、それは町の上の課長さんとかで、いろんな職員の下で指導のもとに、その手助けのために働いていらっしゃるんですよ。お金の支出権限も何もなければ、嘱託さんにはですね、与えてないと思いますよ。で、ましてお金を扱うということ、今の非常勤職員がさせてますか。今現在雇用している非常勤職員。今回この方たちが観光協会、観光協会と言いますがけれども、そこに行ったら当然会

員の収入のお金も扱うし、町からの補助金とか業者からの委託費とかも当然、集落支援員プラスもう1人なんかその、何て言わずかな、もういっちょ上のまとめる方がもう1人いらっしやって、3人で動かすと。また、今富岡港にいらっしやる3人の方の給与も当然この皆さんが払うということになって、その支出権限、収入権限も当然与えにゃいかんということになろうかと思えます。そのときに、今までは町職員がやってたから不祥事等も起こらないでやってきたけれども、もしかしたらそれを監督する人自体はもう誰もいなくなりますよね。この事務局の上の協会長っていうんですか、理事長というふうに言うのかどうかわかんないけれども、役員さんは当然非常勤でしょうから、だから今まで役場のそれなりの人がね、行って、その方が全てを仕切ってるから問題なかったけれども、そういう問題も出てくる可能性があります。現にJAなんかも、職員だって横領とかいうのが出てきてる状態ですよ。それが1年限りの雇用の形態の中で、はたしてそこまでさせていいのかどうかというのもまだ私も疑問に思っています。なおかつほかの、観光協会だけを例外的に取り扱って、それ以外はしないというふうなことであればまだいいけれども、今のおっしゃったほかの社協に対しても門戸を開くとか、だから全部役場が採用して、その職員を出すと。非常勤職員も、つてなればこれは大事ですよ。そういうふうなことも念頭に置いてあるならば、この条例改正については反対せざるを得ないというふうに思えます。あまりにも非常勤職員に対する認識が甘すぎるんじゃないかと思えますが、その点、町長にお話をお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今回のですね、この条例に関する職員の派遣につきましては、本事業はですね、昨日も申しましたように長年の課題でありまして、やはり観光協会を自走化してですね、やはり天草地域の観光、そして苓北町の観光振興を図りながら、町の継続的なまちづくりを行っていただくという形でこれまで実施をしてまいりました。そういった中で今回、国の総務省の制度によりまして、地域プロジェクトマネジャー並びに集落支援員の制度があるということで、しかもこれは国からの財政措置、特別交付税措置があるということで、こういった総務省が関わる事業からをですね、採択していただいて、その中でそういった資格をお持ちの方をですね、地域プロジェクトマネジャー並びに集落支援員という形で町が雇用したわけでありまして。この雇用要件の中には当然、観光協会の自走化に向けた動き、これも含めて今回はですね、募集を行い、応募していただいたところございまして、先程山口議員から危惧されるようなことは、何ですかね、最初の就業の規則といいますか、就業の中身と違うんじゃないかということはないかと思えます。そういった中で今回ですね、やはり先程から申しますように、観光協会の自走化に向けて、とにかくまずはですね、パワーのかかるスタートアップ時ということでありまして、この時期にですね、こういったいろんな経験をお持ちの人材

を投入してですね、まず法人化を図ろうということで今回ご提案をしているものでありまして、その後ですね、町の観光協会が安定してまいりましてですね、そういった、それぞれの協会の運営もスムーズにいくようになればですね、それぞれ協会の中でやはり運用していただくという形になろうかと思えます。当然今のところはですね、この非常勤の職員の雇用につきましては、私としてはですね、この観光協会だけしか今のところは考えておりませんし、今、町でしておりますのは社会福祉協議会のほうに再任用の職員を事務局長ということで派遣をしておりました。今現在は派遣をしておりませんが、町の制度においてこれまで派遣をした部分については、社会福祉協議会の事務局長だけでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） やっぱり非常勤職員というのは先程申し上げたように、非常に不安定ですよ。職員と違ってですね。もう少し非常勤職員の給料とか休みとかもやっぱり検討すべき時期に来てるかと思えますけれども、それはこの問題とさておいて、これ確認したいことがあります。条例で、派遣をできないというものは各自治体で決めるようになって、町のほうも非常勤とか、その他これだけの方が出さないと決めてますけれども、今回非常勤を外すといったときに、これはほかの町村もやっぱり実際、集落支援員とかいうのを雇用したときに、ほかの団体の方に、やっぱり同じように、もうその団体に派遣するというような事例は、当然この改正を上げるに従って他の自治体の事例も調査されたと思えますけれども、ほかの市町村の中、県内の市町村の中で、やっぱり同じように派遣ができるというふうに決めてあるところはいくつあるのか。教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 他の自治体で非常勤の職員を派遣することについていうところについては調査を行っておりません。しかしながら、議員危惧されておられますとおり、私どももこの条例からこの非常勤の職員を除外することは少し不安もございましたので、熊本県の市町村課のほうにお尋ねをしてですね、そこは非常勤職員を派遣することを禁止するというのは法的な制約はないと。ただし、派遣にあたっては、あくまでも派遣する職員及び内容等については、長が適切に判断して派遣をするのが望ましいというふうな見解をいただいておりますので、そのような形で今回除外させていただくと。ただ、議員がおっしゃられるとおり、いろいろな権限ですね、お金の管理であったりとか、その辺のところは派遣をするにあたりきちっと整理をする必要があるというふうに認識しております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） これも確認ですけれども。集落支援員については特別交付税措

置がありますが、この人たちを、ほかのところはケースがないと、もしかしたら初めてのケースかもしれません。町で雇用して、それを他の団体の方に派遣するという、又貸しみたいなもんですよね、実際。そうなった場合に、総務省はそれを黙認するのかどうか。それは違うんじゃないかと言って特別交付税をカットすると、対象にしないというようなことがあれば、今度は一般財源で丸々見にかんごととなります。集落支援員の本来の目的と違くと、観光協会の方の勤務をさせるということになれば、本来総務省が考えてる制度とは違う、逸脱するんじゃないかと。ふるさと納税でいろいろ厳しく言われてるのと同じように、ていうふうな可能性もあろうかと思いますが、その辺りは、これを上げるにあたっては十分調査等をされていらっしゃるのかどうかをお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 只今の質問ですけれども、以前地域活性化起業人が苓北町に着任していただいております。起業人がですね、苓北町に勤務していただいていた際に、この観光協会の法人化にかかりまして、いろいろな日本全国の団体ですね、先進地の調査のほうを実施いたしております。そのような、同じようなですね、法人であったり、DMO、観光推進の団体とかですね、そういったところの調査を実施いたしまして、同じようにですね、日本全国多数の自治体で、集落支援員であったり地域おこし協力隊であったりとかですね、そういった人材が、そのような観光協会であったりDMOであったりにですね、同じように出向なされている事例がございます。ちょっと数まで今ちょっと資料がございませんのでお答えはできませんけれども、そういった出向ですね、総務省の特別交付税措置というのは認められている状況でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 1点だけ確認をさせていただきます。

先程総務課長も町長も言われましたけれども、社会福祉協議会に派遣していたと。ですね。非常勤職員を。ちゅうことは、再任用で。これと一緒にしょ。臨時職員じゃないんですか。違うんですか。違うんなら私の勘違いで、すいません。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第48号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第17、議案第48号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 議案第48号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。

苓北町税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年9月9日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正並びに公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正概要といたしましては、国におきまして、公益を目的とする信託による事務の実施を促進して活力ある社会を実現することを目的に、公益信託制度の見直しが行われ、これに合わせて公益信託に関する税制上の措置を講ずるため、所得税法等の改正も行われたところです。

このことに伴いまして、本町税条例の関係規定を整備する必要が生じたことから、今回ご提案させていただくものです。

それでは、改正内容の詳細について、新旧対照表でご説明をいたしますので、次の次のページ、3枚目の新旧対照表をお開きください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。

第1項では、「第2号に掲げる寄付金」と、「次に掲げる寄付金若しくは金銭」を「次に掲げる寄附金」と改め、寄付金の字句の修正をするものです。

同項第1号では、同じく寄付金の字句の修正を行うものです。

第1号、第4号では、「所得税法第78条第2項第2号及び第3号」を「第4号まで」に改め、寄付金の字句の修正をするものです。

次に、下段部分から次ページにかけてになります。

附則の改正です。

改正前の、（公益法人等に係る町民税の課税の特例）第4条の2につきましては、今回の改正により不要となりますので、当該条文を削除いたします。

恐れ入りますが、2ページ前、条例（案）本文のページに戻っていただきまして、附則として、（施行期日）第1条、この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。（町民税に関する経過措置）第2条、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例第34条の7第1項第4号の規定の適用については、同号中「寄附金（）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項及び）」とするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号、苓北町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第49号 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第18、議案第49号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第49号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年9月9日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による健康保険の被保険者証の廃止が、令和6年12月2日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。苓北町国民健康保険条例（昭和34年苓北町条例第57号）の一部を次のように改正する。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されることに伴い、国民健康保険の被保険者証も廃止となるため、国民健康保険の被保険者証について規定をする、苓北町国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

補足説明をいたします。令和6年12月2日からの現行の保険証は発行されなくなりますので、医療機関等を受診の際にはマイナンバーカードを利用することになります。

なお、マイナンバーカードを持っていない、マイナンバーカードを保険証として登録していない場合は、資格確認書の交付により、引き続き医療を受けることが可能となっております。また、現在所有されております保険証につきましては、令和7年7月31日まで使用可能となっております。

条例（案）本文の2ページに戻っていただき、附則。施行期日、第1条、この条例は、令和6年12月2日から施行する。経過措置、第2条、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ちょっとお尋ねしますけども、マイナンバー保険証に変わるといふことですが、これ変わるとですね、非常に便利のところもございまして、限度額適用認定とかなんかについてももう紐付けされてくるからですね、非常に便利がいい

かと思えます。ただ、現在マイナンバーカードの発行は何%ぐらいされているのでしょうか。そうすると残りの方々は、やはり早くしていただかんと、先程説明がありましたけれども、資格証明書でということですが、やはり早くカードを作られて、そちらのほうに移行するような、やっぱり指導というのも必要じゃないかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○8番（錦戸俊春君） それとすいません、もう1つありますので。それと各医療機関とか薬局にですね、カードリーダーというんですかね、読み取りの、あれは設置は完全になされているのかどうか。そうすると苓北町に限らず、町外の受診の方もおられるわけですので、全て12月からってことでなれば、当然されるかと思えますけれども、そこら辺はどんななっているかということ。それとカードを紛失した場合ですね、これも先程説明がありましたけれども、資格証明のほうで処理されると思えますけれども、それもどのような形にされるのか。それと再発行、その紛失した場合に、再発行の期間というのは大体どのくらいかかるものだろうかと思うわけですね。そこら辺をすみません。

それと今までに健康保険証が送付されていましたが、新しく更新される場合、定期的に更新というか、何ていうんですかね、更新しなければなりませんよね。そのときの手続きというのは1回1回出向いて、要するにマイナンバーカードに紐付けさせないかんとかどうかちゅうことですね。それでちょっと参考までにお伺いしますけれども、国民健康保険とか後期高齢者以外の保険者の方々は、このような手続きというのは、そういう何ですかね、マイナンバーに紐付けさせるのはどのような手続きになるわけですかね。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） すいません、マイナンバーカードの保険証としての所有者ということで、国保ですので、すいません。ここで国民健康保険のマイナンバーカードをですね、保険者証として紐付けている方が、すいません、令和6年6月末が最新でございます、1,256人です。国保の被保険者数が1,604人でございますので、普及率につきましては78.3%という状況でございます。

あと、カードリーダーの部分でございますが、苓北町の医療機関、薬局につきましては100%設置をされております。天草管内でございますが、管内で201軒、医療機関等がございます。そのうちの167軒に設置がされておりますので、率といたしましては83.1%がカードリーダーが設置をされていると、天草管内ですけども、そういう状況でございます。

あと、カードを紛失された場合ということですので、これマイナ保険証ということで

すかね、これにつきましては再発行ですね、また手続きを多分してもらう必要があるかと思うんですけど、後でよかですか、私の部分だけ答えさせてもらって、発行に係る期間ですね。これ現在は2週間で、マイナンバーカードの紛失したときには、2週間で次のカードを発行できるということですが、今、国のほうで進められておりますのが、12月2日からはこの期間を5日間に短縮するような動きが現在のところあっているというところがございます。

次に、国保の更新の部分でございますが、毎年国保では年次の更新ということで、7月にですね、これまでは保険証を送っておりましたが、来年度からはマイナ保険証を持っている人、これ紐付けをされた人ですね、この方につきましては、資格情報。それ以外の方ですね、マイナンバーカードを持っているけども紐付けをしていないとか、マイナンバーカードを持っていない方につきましては、資格確認書の方を毎年7月、これまでどおりですね、そういう情報をお送りするように計画をしております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今のご質問の中にありましたマイナンバーカード紛失ですね、当然保険証機能が付属しておりますので、これを紛失されたときにどうなるのかというところがございますが、国保の保険証としての資格の部分については資格確認書を発行しますので、国保の資格の窓口のほうへご相談をいただくということが1つになります。また紛失がですね、屋外であった場合には警察への遺失物届等が必要になります。その後、税務住民課のほうで再発行の手続きをいたしまして、福祉保健課長が申しましたとおり、現在2週間程度かかっているものが通常でございますが、今後、国のほうで制度のスピーディーな対応を行っていくという趣旨からですね、5日程度、約1週間程度のうちに直接ご本人へ届く、今までは役場の窓口で再発行のものを受け取っていただいておりますが、これを直接ご本人へ発送するというところで時間の短縮を図るという取り組みがされるというふうに聞いております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 分かりました。そうすつとこれほかの、要するに後期高齢以外、国保以外はないんですかね。紐付け、このマイナンバーカードに変わるということはないということで理解していいですかね。

それと、天草管内で201軒のうち167軒ということですがけれども、完全に移行する12月頃、これまでは設置はされるんでしょうからですね。そうすつとマイナンバーカードを持って行って、何ていうんですかね、保険証確認できませんというような形が出てきやせんかなと思うとですね。もし、こん設置されてない、もうこのカードリーダーを設置されてない医療機関に行った場合にはですね、ここら辺はやはり国の方から

の指導が行くか、県の方から指導が行くか、何かの形をとっていただかんと、保険証がないから10割払ってくださいとか何かになってくる可能性がないとも限らんからですね。すいません、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 今回の改正が国民健康保険だけかということですが、これは後期高齢者医療の部分についても同じです。ですから私たちは共済組合ですけども、そこも12月2日から全て保険証が発行されなくなるということでそういう取り扱いになっております。国の方はもうマイナンバーカードと保険証を紐付けしようという動きの中で進めておられますので、保険証の発行がなくなるというところで考えております。

あと、先程のカードリーダーですね、医療機関等がない場合はどうするのかということでございますが、その場合は紐付けされている方は当然マイナ保険証、マイナンバーカードですね、それと資格情報、先程申し上げましたが、資格情報をですね、一緒に窓口の方で提示をしていただくという、そういった手続きがちょっとですね、出てくるといいますので、当然今後はですね、医療機関さんの方でですね、カードリーダーの設置が進んでいくものと私どもは考えているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 私もリーダーの設置は進められていくと思いますけれどもですね、ただ、マイナンバーカードに紐付けされた場合は、もうそっちしか持っていかなと思うとですよ。もう資格証明とかなんかについてはですね。私も紐付けして現在持っただけですけども、保険証と2枚常に携帯しただけですよ、もしなにか時がとって、天草はもうほとんど、入っているからですね。苓北はもう全部一応入っているから、マイナンバーカードのカードリーダーで全部毎月ですね、チェックをさせてもらいよかったですけれども、そういうようなことについて、やはり今後広報いほくあたりでもですね、町民の方にはもう周知していただくようにお願いします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 今回国保の条例改正がありましたけれども、後期高齢者は必要はなかったっでしょうかね、条例を見とらんとですけども。条文の変更とかなんかの改正はなかったのかどうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 後期高齢者医療につきましては、熊本県の後期高齢者医療広域連合の方の規約の方ありますので、議案第62号においてですね、規約の一部変更についてご説明をしたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 町には関係なかつちゅうことですかね。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 熊本県内でしている部分でございますので、町のほうにおきましては、今回の議会においてですね、議決を経る必要があるためですね、今回、議案第62号におきまして、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてをご提案させていただいております。これにつきまして後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、1時まで昼食のため休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後 0時 1分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ではございますが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その前に、浜口雅英議員から発議第5号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について、同じく浜口雅英議員から発議第6号、苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定の発議が9月11日提出されております。

議長としてこれを受理し、本定例会4日目となる9月18日の議事日程に組み込むこととし、皆様方に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第19 議案第50号 苓北町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） それでは会議を再開いたします。

日程第19、議案第50号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第50号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例について。苓北町下水道条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年9月9日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由は、下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）が令和6年1月4日に公布され、その一部の規定が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町下水道条例の一部を改正する条例（案）。苓北町下水道条例（平成10年苓北町条例第38号）の一部を次のように改正する。

内容についてご説明しますので、次のページの新旧対照表をお願いいたします。

苓北町下水道条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表。

（除害施設の設置等）基準に適合しない下水を継続して排除し使用する場合は条項であります。先の提案理由の法令の改正に伴い、第20条第1項第10号中、改正前の「大腸菌群数」が、改正後に「大腸菌数」に改められております。

2枚目に戻っていただきたいと思っております。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） すいません、ちょっと私がよく分かんなくて。大腸菌群数と大腸菌数といったときに、これはあの、どのような違いがあるのか、その大腸菌群っていうこういういくつかの塊の数なのか、大腸菌っていうのは小さい粒と思っておりますけど、その辺りもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 山口議員の質問に答えさせていただきます。

お尋ねがありました大腸菌群数とは、大腸菌も含まれております。そのほかにもですね、エンテロバクターとかですね、サイトロバクターという細菌も、いろいろな細菌、

いくつあるかちょっと私手元に資料がございませんのでお答えはできませんが、そういった菌もですね、含めて、大腸菌群数と今までなっておりましたが、今般ですね、環境基本法に基づく水質汚濁に関わる環境基準のうちですね、生活環境の保全に関する環境基準の項目とされておりました大腸菌群数について、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたということを踏まえまして、これに加えてですね、よりの確に糞便汚染を捉えることができる指標大腸菌を用いることとなったためでございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 最終的には三会川下流に放出するわけですよね。ですね。それは変わらんとですね。それは流域といいますか、地域住民には何らの影響もないんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 地域住民の方には全く影響はございません。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第51号 令和6年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第20、議案第51号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第51号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は前年度決算によるもののほか、本年6月の豪雨にて被災した農地及

び河川等の災害復旧事業に要する費用等を補正するものでございます。

内容につきましては企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第51号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億968万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,071万円とするものです。

5ページをお願いします。第2表、地方債の補正です。

1、追加は、1つ目に、本年6月の豪雨にて被災した白岩崎キャンプ場の海側法面の復旧に係る法面对策事業充当分として、緊急自然災害防止対策事業債440万円を追加。2つ目に、同じく6月の豪雨にて被災した小路川ほか4箇所の復旧に係る公共土木施設災害復旧事業充当分として、災害復旧事業債740万円を追加するものです。

2、変更は、単県急傾斜地崩壊対策事業の使用率区分について、本県営事業が国庫補助金を活用しての実施のため、緊急自然災害防止対策事業債を充当することができないことから、緊急自然災害防止対策事業債1,200万円を減額するものです。

3、廃止は、釜海岸の単県海岸保全事業について、先程の単県急傾斜地崩壊対策事業と同様に、国庫補助金を活用しての実施のため、緊急自然災害防止対策事業債を充当することができないことから、緊急自然災害防止対策事業債を廃止するものです。

8ページをお願いします。歳入です。

款12分担金及び負担金、項2、目2農林水産業費分担金は、6月豪雨により被災した農地2箇所の災害復旧事業に係る農地等災害復旧費申請者分担金23万9,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款13使用料及び手数料、項2、目4災害復旧手数料は、先程の分担金と同じく、農地2箇所の災害復旧事業に係る農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料1万円の増額です。

10ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1、目2衛生費国庫負担金は、申請件数の増加による未熟児養育医療費等国庫負担金15万円の増額です。目3災害復旧費国庫負担金は、6月豪雨にて被災した小路川ほか4箇所の災害復旧事業に係る災害復旧費国庫負担金（現年災）1,500万7,000円の増額です。

11ページをお願いします。

項2、目1総務費国庫補助金は、戸籍情報システムの改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金（法務省分）126万5,000円の増額です。目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金には、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修に係る、障害者自立支援給付審査支払等システム事業国庫補助金46万2,000円の増額。節2児童福祉費補助金は、児童手当制度改正に伴う、システム改修に係る子ども・子育て支援制度管理システム改修補助金、及び児童手当制度改正対応事務に係る子ども・子育て支援事業費国庫補助金、合わせて316万円の増額です。

12ページをお願いします。

款15県支出金、項1、目2衛生費県負担金は、申請件数の増加による未熟児養育医療費県負担金7万5,000円の増額です。

13ページをお願いします。

項2、目2民生費県補助金は、天草2市1町で実施する巡回支援専門員整備事業に係る地域障害児支援体制強化事業県補助金13万4,000円の増額です。目4農林水産業費県補助金は、交付決定による経営所得安定対策推進事業費県補助金3万8,000円の増額です。目7災害復旧費県補助金は、農地2箇所の災害復旧事業に係る農地等災害復旧費補助金352万2,000円の増額です。

14ページをお願いします。

項3、目1総務費県委託金は、交付決定による学校基本調査委託金ほか3件を合わせて17万2,000円の増額です。

15ページをお願いします。

款18繰入金、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、令和5年度地域支援事業費の確定による介護保険特別会計繰入金320万円の増額です。

16ページをお願いします。

項2、目6減債基金繰入金は、財源調整に伴い、減債基金とりくずし415万8,000円の減額です。

17ページをお願いします。

款19繰越金、項1、目1繰越金は、前年度繰越金1億6,812万円の増額です。

18ページをお願いします。

款20諸収入、項5、目1雑入は、旧都呂々中学校校舎施設使用に係る電気・上下水道使用料110万円の増額。今年度廃止となった宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金4万円の減額。新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン価格上昇分の助成金として、新薬・未承認薬等研究開発支援センターが助成する、新型コロナウイルスワクチン接種助成金、接種1,183回分で981万8,000円の増額です。

目2過年度収入は、節1町有地使用料過年度収入の町有地使用料過年度収入から、節

5 民生費県負担金過年度収入の児童手当県負担金過年度収入まで、合わせて930万9,000円の増額です。

19ページをお願いします。

款21町債、項1町債は、5ページの地方債補正で説明したとおりで、合わせて190万円の減額です。

20ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1、目1一般管理費は、前年度繰越金の財政調整基金積立1億1,000万円の増額です。

目2文書広報費は、宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金の減額による財源内訳の変更です。

目5財産管理費、節12委託料は、上津深江港海岸メンテナンス事業に係る上津深江川河口付近の土地分筆測量委託料50万円の増額。

節27繰出金は、令和5年度事業費確定による、宅地造成事業特別会計繰出金20万円の減額です。

目6企画費は、福岡及び東京で開催される移住定住フェアへの出展に係る、節7報償費の報償費から、節11役務費の運搬料まで合わせて38万9,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、申請件数の増加による住宅リフォーム等支援事業補助金50万円の増額です。

目10交通安全対策費は、カーブミラーの修繕等に係る修繕料30万円の増額です。

21ページをお願いします。

目11地域間交流費は、各地で開催される交流の機会に参加するために不足する普通旅費、地域間交流推進委員費用弁償、合わせて19万1,000円の増額。

節10需用費は、旅費に同じく、交流の機会に参加するために不足する食糧費3万円の増額です。

目12庁舎管理費、節10需用費は、庁舎内身障者用トイレの自動洗浄機能つき便器への更新に係る修繕料45万円の増額。

節12委託料は、人件費高騰による一般廃棄物収集運搬業務委託料16万4,000円の増額です。

目13電算システム管理費、節8旅費は、電算システム帳票出力業務に伴い不足する普通旅費5万2,000円の増額。

節12委託料は、児童手当制度改正に伴う、人事給与システム改修に係るシステム改修委託料200万円の増額です。

22ページをお願いします。

項2、目1税務総務費は、不足する扶養手当、児童手当合わせて59万円の増額です。

目2 賦課徴収費は、手数料額の確定による軽自動車税環境性能割徴収取扱手数料1万5,000円の増額です。

23ページをお願いします。

項3、目1 戸籍住民基本台帳費は、ふりがな通知出力機能の追加に係る、戸籍情報システム改修業務委託料126万5,000円の増額です。

24ページをお願いします。

項5、目2 指定統計費は、統計調査委託金の増額に伴う、節1 報酬の調査員報酬から節1 1 役務費の郵便切手代まで、合わせて20万8,000円の増額です。

25ページをお願いします。

款3 民生費、項1、目1 社会福祉総務費は、国保標準システム導入に係る国民健康保険特別会計繰出金（事務費分）74万7,000円の増額です。

目3 老人福祉センター費は、消防設備点検において改善指導を受けた誘導灯ほか、消防設備の修繕料16万8,000円の増額です。

目4 介護保険事業費、節1 0 需用費は、公用車の修繕料6万5,000円の増額。

節2 2 償還金利子及び割引料は、令和5年度事業費確定による、介護保険事業返還金39万1,000円の増額。

節2 7 繰出金は、郵便料金改定等に伴い不足する事務費分の増額、及び令和5年度給付実績による、介護給付費分の増額を合わせて、介護保険特別会計繰出金2,826万3,000円の増額です。

目6 障害福祉費、節1 1 役務費は、郵便料金改定に伴い不足する後納郵便代の増額、及び申請件数の増加による医師意見書作成手数料の増額を合わせて10万7,000円の増額。

節1 2 委託料は、障害福祉サービス等報酬改定に伴う、障害福祉システム改修委託料92万4,000円の増額です。

26ページをお願いします。

項2、目1 児童福祉総務費は、児童手当制度改正対応事務に係る、節1 0 需用費の消耗品費から節1 1 役務費の後納郵便代まで合わせて116万円の増額。

節2 2 償還金利子及び割引料は、令和5年度事業費確定による、保育所関係補助金等国庫返還金から、子ども・子育て支援交付金事業補助金返還金まで、合わせて550万円の増額です。

27ページをお願いします。

款4 衛生費、項1、目1 保健衛生総務費、節1 1 役務費は、郵便料金改定に伴い不足する後納郵便代9,000円の増額。

節1 2 委託料の産婦健康診査委託料は、償還払への変更に伴い、節1 9 扶助費の産婦

健康検査（償還払）への組み替え。

節 1 9 扶助費は、申請件数の増加による未熟児養育医療費等給付費、新生児検査（償還払）に、先程の産婦健康診査（償還払）を合わせて 3 2 万円の増額。

節 2 2 償還金利子及び割引料は、令和 5 年度事業費確定による、未熟児養育医療費等国庫負担金返還金及び県負担金返還金を合わせて 8 万 6, 0 0 0 円の増額です。

目 2 予防費、節 1 2 委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る、ワクチン価格上昇分の新型コロナウイルスワクチン接種委託料 9 8 1 万 8, 0 0 0 円の増額。

節 2 2 償還金利子及び割引料は、令和 5 年度事業費確定による、風しん抗体検査国庫補助金返還金から、次のページの新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金まで、合わせて 4 1 6 万 3, 0 0 0 円の増額です。

目 3 環境衛生費は、環境審議会の会議回数増加見込みによる、節 1 報酬の環境審議会委員報酬と、節 8 旅費の環境審議会委員費用弁償を合わせて 1 2 万 5, 0 0 0 円の増額。

節 2 7 繰出金は、公営企業会計適用債等の借り入れ利率確定による、水道事業会計繰出金（公債費分）から、特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金（公債費分）まで、合わせて 5 6 万 1, 0 0 0 円の増額です。

目 5 健康増進事業費は、健康ポイント事業の実施に係る、節 7 報償費の賞品代から、節 1 1 役務費の運搬料まで予算の組み替え。

節 2 2 償還金利子及び割引料は、令和 5 年度事業費確定による健康増進事業県負担金返還金 5 2 万 2, 0 0 0 円の増額です。

2 9 ページをお願いします。

目 6 保健センター費は、施設内トイレの修理に係る修繕料 8 万 8, 0 0 0 円の増額です。

3 0 ページをお願いします。

項 2、目 2 塵芥処理費は、出来町区ごみ収集ステーションの水道設備設置に係る一般廃棄物収集対策事業補助金 1 0 万円の増額です。

3 1 ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1、目 3 農業振興費は、県補助金増額による、経営所得安定対策推進事業費補助金 3 万 8, 0 0 0 円の増額です。

目 5 農地費は、環境衛生費に同じく、公営企業会計適用債等の借り入れ利率確定による、農業集落排水事業特別会計繰出金（公債費分） 3 万 4, 0 0 0 円の増額です。

3 2 ページをお願いします。

款 6 商工費、項 1、目 3 観光費、節 8 旅費は、不足する普通旅費 1 0 万 1, 0 0 0 円の増額。

節 1 0 需用費は、天領太鼓の張り替え等に係る修繕料 2 4 万 4, 0 0 0 円の増額。

節12委託料は、6月の豪雨にて被災した白岩崎キャンプ場の海側法面復旧に係る、測量設計委託料450万円の増額。

節13使用料及び賃借料は、富岡海水浴場周辺の流木等除去に係る重機等借上料43万2,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、新たに加入する、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会費の増額、及び観光協会拠点移設に伴い、富岡港船客待合所での観光案内を苓北観光汽船株式会社に業務委託することに要する費用を支援する、あまくさ苓北観光協会補助金の増額を合わせて14万2,000円の増額です。

目5富岡城公園管理費は、富岡ビジターセンター屋外下水管のカメラ点検及び清掃作業に係る修繕料15万円の増額です。

33ページをお願いします。

款7土木費、項2、目2道路維持費、節10需用費は、町道各路線の補修等に不足する道路維持費300万円の増額。

節14工事請負費は、町道津岬1号線の舗装整備に係る工事請負費（単独）130万円の増額です。

目6国県道整備促進費は、県道都呂々宮地岳線の改良事業費増額に伴う、国県道整備事業負担金82万5,000円の増額です。

34ページをお願いします。

項3、目1河川総務費は、5ページで説明した地方債の補正による、単県急傾斜地崩壊対策事業の汐入地区分に係る財源内訳の変更です。

35ページをお願いします。

項4、目1港湾管理費は、上津深江港の外灯修理に係る修繕料15万円の増額です。

36ページをお願いします。

款8消防費、項1、目4災害対策費は、本年10月及び12月に実施される、熊本県総合防災訓練に伴う訓練用ベスト及び電話機購入に係る消耗品費、電話配線改修に係る修繕料合わせて13万円の増額です。

37ページをお願いします。

款9教育費、項1、目2事務局費は、学校教育審議会の会議回数増加見込みによる、節1報酬の学校教育審議会委員報酬と、節8旅費の学校教育審議会委員費用弁償を合わせて23万6,000円の増額。

節13使用料及び賃借料は、各校のスクールバス利用時間重複時の代替として、車等借上料5万5,000円の増額です。

38ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費は、苓北中学校校長室のエアコン修理に係る修繕料6

0万円の増額です。

39ページをお願いします。

項4、目3社会教育施設費は、温泉プール券売機の新紙幣対応に係る備品購入費（券売機）88万円の増額です。

40ページをお願いします。

項5、目1保健体育総務費は、スポットクーラー用の排気ダクトホース購入に係る消耗品費6万6,000円の増額です。

41ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1、目1農業用施設災害復旧費は、6月豪雨にて被災した農地2箇所の復旧に係る工事請負費（補助）400万円の増額です。

42ページをお願いします。

項2、目1河川等災害復旧費は、6月豪雨にて被災した小路川ほか4箇所の復旧に係る、節12委託料の土地分筆測量委託料から、節16公有財産購入費の道路用地購入費まで、合わせて2,323万9,000円の増額です。

43ページをお願いします。

款11公債費、項1、目1元金は、減債基金とりくずしの減額による財源内訳の変更です。

以上で、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 20ページ。これは37ページとも関連してお尋ねしますが、交通安全対策費の需用費が30万円補正してあるんですが、町内の児童の登校通路の横断歩道の箇所にはですね、小さな小旗かなんか、「横断中」っていう小さな旗、あれが今設置してないんですよ。ほって、それは教育委員会、町はご存じなのか。それで、ご存じであって、今後どうしていくつもりなのか。この30万、ほっから、もしかしたら、37ページの162万の報酬、そこら辺からの流用して、子どもたちの通行を守るという気持ちはないのかお尋ねします。

それから、35ページの港湾の管理費の中でですね、15万計上してありますけども、現在上津深江港の背後地に、国道までの高さで土砂が堆積してあるんですけども、あれはどういう、今後どういう形で活用しようと思っておられるのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 1点目の、横断する場所の小旗については、不足するとこ

ろは補充しておりますけれども、そういった、足りないということでございますので、もう1回教育委員会のほうときちっと場所等を確認しまして、児童の安全に努めてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 35ページに関連いたしまして、上津深江港に積んであります土砂につきましては、県のほうの工事で出た泥でありまして、下田のトンネルの泥をあそこに一時仮置きという形でしてありました。それは今後、国道389号の拡幅工事、今年度から着工されるって聞いてるんですけど、それに利用されるということで聞いております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） そんな旗はやはりですね、早めにしてください。それから、材質をどうこう言うわけじゃありませんけども、今のプラスチックの旗はですね、丸めろば丸まったままなんですよ。ですので、布、布状の旗がいいと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 32ページですね。12の委託料450万ですけども、これは全部単費で出とるごたつとですけども、これはどういうものでしょうか。どういった状況なんですか。測量設計委託料が450万出ております。状況を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 32ページの、測量設計委託料の説明でございますけれども、先程ですね、企画政策課長のほうから説明がありましたが、6月の豪雨により、白岩崎キャンプ場の海側法面の方が崩落をいたしております。その分の復旧・・・。

○4番（松本良人君） 状況を。どういった形で。法面聞いたけん。

○町長（山崎秀典君） 豪雨災害で法面がどれくらい崩れとるかという。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 海側法面のほうが、トイレの裏の方ですね、こちらのほうが延長15メートル被災をしております。合わせましてですね、一番キャンプ場の下側、海の護岸部分になるんですけども、そちらのほうも護岸のほうも崩壊をいたしております。その分の測量設計、そこが約延長40メートルですね、その分の測量設計に係る費用でございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はこの測量設計ばっか言うのとつとですけども、かなりふとかけんですね。これは、単費ならば町ででけんもんかなというような、そういった感じもするわけですよ。補助事業なら別ですけどもね。これ災害か何か、観光施設の災害

なんかかけらすとですかね。災害復旧、観光にも災害があるはずですので、そこら辺検討なされましたか。

それからすいません、ちょっと遅れましたけど34ページのですね、地方債から一般財源に1,200万組み替えのここは、1,200万ってふとっかっですけど、一般財源に出すのがですね、そこら辺の分を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 今回のこのキャンプ場のですね、被災の部分につきましては、被災を受けた直後ですね、熊本県の自然保護課及びですね、天草広域本部の林務課のほうに相談をいたしまして、観光施設のですね、災害復旧事業がないかということでお問い合わせをいたしました。回答といたしましてはですね、観光施設に係る災害復旧事業がございませんでしたので、それならばということで今回ですね、起債事業でこの緊急自然災害防止対策事業債というのを活用いたしまして、こちらの方がですね、充当率が100%。そのうちですね、交付税の措置率が70%でございますので、この起債の事業のほうですね、活用して、キャンプ場の被災の復旧を図る計画といたしているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 34ページの起債を充当していたものが、ちょっと今回財源を単費に振り替えるという形になっておりますが、これは具体的な箇所としましては富岡の汐入の急傾斜、もう何回か崩れたりしたところ、かねてから急傾斜の工事を県のほうでもらうように要望してたものが、要望が叶いまして、一応工事をしていただけるんですけども、これが昨年度からですね、測量設計ということでそれにも町の負担金を支出してるんですけど、県の事業の中でも、国の補助、県の方がですね、県営の工事ですので。国の補助を受けてされる部分と、それから単県でされる部分が混在してたような形になっておりまして、町と県が予算を組む際にですね、打ち合わせをするときに、ちょっとこう、国の補助の分が、この緊急自然災害の起債が借りれない、単県の場合は借りれるということなんですけども、その全体の工事の中の、町のほうとしては全部単県っていうんですかね、打合せの中でそこらあたり、単県なのか国の補助なのか、その県との打ち合わせの中の行き違いといいますか、ちょっと確認不足で、本来は交付金の部分、国の補助の分が含まれとって、緊急自債が借りれない分までちょっと借りれると町が判断をして、こういう緊急自然災害の財源としてたものが借りれなくなったという形で、ちょっと打ち合わせの際の行き違い、確認不足であります。大変申し訳ありません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 観光の災害はもうなっかつですかね。観光施設災害復旧って昔は

ありよったですばってん。私何回かしたことあつとですけど、もうなかっですか。本当に？ 本当になか？ 調べてみてください。後でよかです、後でよかです。

この今の、この地方債が何か行き違いでどうのこうのしてから一般財源になったですかね。よう説明分からんやっただす。いい加減じゃなかですか、はっきり言うて。そうですね。県と国と町との諍いなら、県とか国に責任持たしてよかつじゃなかですか、行き違いは。そこら辺まちっとしっかりしてもらわんば。120円ならよかですよ。1,200万ですばい。1,200万、一般財源としてぽすと出すちゅうことですよ。町の今の財政に1,200万の一般財源つち言えばふとかでしょう。私は、そこら辺どう思っておられるのかな。単純に、数字を訂正してですね、間違ごうとりました、いざこざがありましたから、町が負担することになりましたって、そういうことでよかつですかね。今行政として、そこら辺もうちっと詳しくですね、もうこれで3回目ですので、もう再質問できませんので、一発で分かるごてですね、そこら辺よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） ちょっと先程のご説明と、ちょっと重複するかも分かりませんが、この汐入の急傾斜の事業がですね、この緊急自然災害の対象となる国の交付金分と、それから単県分、対象とならない分、その間違いといいますかですね、うちの当初予算の段階では、緊急自然災害の対象になる国補助分だと捉えていたところが、そうではなかったということですので、先程も言いましたように、町の確認不足ということで、大変申し訳なかったと思っております。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 新型コロナワクチン接種が、何か価格上昇分が雑入で入ってます。これもう少し詳しく教えていただきたいということと。

○議長（野崎幸洋君） 山口議員、ページを先に。

○2番（山口利生君） すいません。ページは雑入の18ページ。これは当然歳出の方にもかかってくるので、合わせて教えていただきたいと。

今年、新型コロナウイルスワクチン接種自体、去年まで無償で行っていただきましたけれども、今年65歳以上のワクチン接種の案内がないということではございませんけれども、そこの兼ね合いがどうなっているのかっていうのが1点。

それと、これ歳出の方は27ページですね。それと28ページの新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の返還金がありますけれども、これは令和5年度で受け入れたけれども実績がないということから、補助が減ったんだということでしょうか。多分国のほうではワクチンが相当余ってしまったと。もう期限切れなんですからね、ワクチン自体が。そういう兼ね合いもあったのかどうかっていう、目下、接種の人数が多

く申請して実績が減ったのかということをお聞きいたしたいと思います。

それと、先程私もですね、34ページの起債額の1,200万。これは緊防債で1,200万起債する予定だったのが、あっ、緊急自然災害、緊防債じゃない、緊急自然災害で実施予定と。例えばこれは単県事業でやろうとか、単町事業ですね、単町事業でやろうとしてたのか、補助事業の裏として充てようとしてたのかですけれども、通常だったら公共事業債とかが、国の補助採択になれば、対応ができるんじゃないかと思えますけれども、なおかつそういうふうな他の起債ですね、当然通常の国の補助事業の裏については、公共事業債等が充てられるかと思えますが、そのような起債を充てられなくなったということが、ちょっと私にも理解ができない。負担金であればですね、負担金も充てようと思えば充てられるとは思いますが、その辺りの金額が大きいから、私もちょっと疑問に思いますので、他の起債ってということも検討されたのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

それと、教育委員会の今回の補正とは関係しないんですが、よく聞いとると荅北中学校の校長室のエアコンの修理とかが出ていますけれども、この間の台風10号の避難のときにですね、都呂々公民館に避難された方が非常に、和室のエアコンが壊れとると、それでも暑かったということ。それと、冷蔵庫も壊れているということ等ですね、相当都呂々公民館、できてから相当古いですが、まだ使える状態であれば、そういう台風のときは夜中もですね、避難しとかにやいかんというようなこともあって、その辺り都呂々公民館以外でもエアコンが壊れてるとかというような事例がないのかどうか、っていうところあれば、早急な対応をぜひお願いいたしたいと思えますけれども、その辺りの状況についてお伺いいたしたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 只今の新型コロナウイルスワクチンにかかる部分の歳入と歳出でございますが、今年度の当初予算ではですね、個人負担を2,100円、個人負担がですね。町の持ち出しが4,900円で、合計7,000円というところでワクチン接種費を考えておりましたが、実際には1万3,200円ですね。個人負担を抜いた額ですので、町の持ち出し4,900円から実際の額1万3,200円ですので、その差額が8,300円になります。その8,300円分が今回、新薬・未承認薬等研究開発支援センターを通してですね、助成金が支払われることになりましたので、8,300円かける接種の1,183人分の合計が981万8,900円となっております。返還金の部分につきましては、当然令和5年度ですね、実績が出ましたので、それに伴いまして、返還金が生じたというところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 34ページの河川総務費の財源内訳の変更の件でござ

いますけれども、これについては先程、土木管理課長から説明がありましたとおり、汐入地区の単県の急傾斜地整備事業に係る負担金に充当するものでございます。ただ、当初予定しておりました緊急自然災害防止対策事業債につきましては、県が単独でその事業をして、その負担を町に求めるのであればですね、町のほうとしてもそこには緊急自然災害防止対策事業債を充当することが可能ではあるんですけども、県として国から補助金をもらってその事業をするとなると、それは起債の対象にならない。町が負担金を払うにしても、起債の対象にはなりません。従いまして、今回は起債、緊急自然災害防止対策事業債を外させていただきました。その代わりにですね、公共事業等債等の充当はしますけども、公共事業等債については充当率が90%で、交付税措置率が20%でかなりの低率でございます。このような起債についてはですね、町の考え方として今後はあまり使用しない、できるだけ単費で対応が可能であればですね、一般財源で対応していくような形で考えておりますので、今回の方はそちらのほうは充当はしておりません。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） コロナは分かりました。やっばできるだけ接種者を増やすためにもですね、ぜひもう少し広報等でですね、2,100円かかりますけれども、できれば無償が一番いいんですけど、財源が厳しいということで。それとやっぱり起債の考え方だと思いますね。できるだけ起債はしないと、起債をしなければ一般財源が多く持ち出して、やっぱり最終的にはどうするかと。交付税措置がある起債を借りながら、長期で返していくという、特に財政が厳しいところはそういう手法をとって、財源をできるだけ余らせると。ちょっと私その、さっきの単県の事業のときは充てられるとおっしゃってましたね、当初の時ね。当然、単県の場合は町の負担金が多いはずですけども、県が補助金をもらって、県の事業としてするのであれば、当然町はせいぜい1割か2割ぐらいの負担金を県からとられるんだと思います。県事業であればですね。そういう面から、ここの河川総務費の中でですね、1,200万の起債を減額して、なお一般財源で1,200万を振り替えるというふうなことになってるから、何かその事柄が、起債の問題はそういうふうに県の事業、多分県が緊急自然災害の起債を充ててですね、事業実施するんだと思いますよ、逆に。今度は国庫補助金がとれて県事業ですとすればですね。

○総務課長（錦戸雅志君） いや、できません。

○2番（山口利生君） 県のほうの、いやこれは県の起債ですよ。町の起債じゃなくて。県事業でしたときに、県も一般財源でですね、緊急急傾斜地の崩壊対策事業をすることはないわけですから、県の財政課もできるだけ起債を充てて、補助裏にはですね、公共事業の場合は。やろうとするのが基本ですから、そして県の事業費を当然、地元から負

担金を取るという形で事業をしていくわけですから。だから地元としては、当然負担金額が減ってくるから、その分県への負担金はもう一般財源でやってしまおうかというのが一般的だと思います。やっぱりそこはもう全体の1割、ないし多くても2割ぐらいしか県は負担金を求めないからですね、そのぐらいであればもう一般財源でというふうにはなろうかと思います。その負担金まで公共事業債を充てようというのは私も今言いませんけれども、そういう面で、ただ本当にこの1,200万また最後に調整して、この分一般財源は誤りでしたってということで減額をされる予定で、差し当たっては起債を、一般財源だけ振り替えとって、最後はやろうかと。当然歳出のほうの金額が変わってくるはず。県の事業で実施するとすればですよ。ていうふうには思いますけれども、その辺り十分起債の充当の仕方、それと、町の負担の在り方というのは精査をした上で、行っていただきたいと。県が言うなら間違いないというふうに思い込むとですね、また後で大変なことにまたなろうかと思いますから、その点は十分注意しながら、事業課と財政で検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 都呂々公民館の件は。答弁よろしいですか。

○2番（山口利生君） 都呂々公民館もお願いします。

○議長（野崎幸洋君） じゃあ答弁を。

教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 都呂々公民館以外の状況はどうかというふうなお尋ねだったかと思います。

公民館のですね、エアコンにつきましては、コロナ交付金の活用した中では整備できるところはですね、整備している状況ではあるんですが、更新時期といいますか、機器的に大変古いものもありますので、計画的に整備をするようにはしておりますが、もう一度ですね、点検をしながら、緊急に対応できるものは対応させていただきたいと思いません。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） すいません。できるだけやっぱり公民館は避難場所として指定されてですね、いつ、やっぱりたくさんの方が平常はないけれども、夜中にずっと一晩中おらにゃいかんし、なんか聞いたらテレビも冷蔵庫もだそうでございますのでですね。ちょっと財政課の方も十分考慮をしていただいて、厳しい財政の状況でありますけれども、やっぱり避難場所として指定してところは住民が病気にならないようなことも必要だと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第52号 令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第21、議案第52号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第52号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ207万8,000円とするものでございます。

それでは補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお願いします。

歳入でございますが、款2繰越金、項1、目1、節1繰越金は、令和5年度の繰越金が確定したことにより、繰越金10万4,000円の減額でございます。

7ページをお願いします。歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目2財産管理費、節10需用費は、坂瀬川財産区用地の支障木伐採に係る修繕料4万円の増額でございます。

8ページをお願いします。

款3予備費、項1、目1予備費は、令和5年度決算に伴う繰越金等を含めた繰越金14万4,000円の減額でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第53号 令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第22、議案第53号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第53号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,028万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,731万7,000円とするものでございます。

それでは歳出予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。歳入です。

款1財産収入、項2財産売払収入、目2生産物売払収入、節1立木売払収入は、都呂々財産区と熊本県林業公社が分収造林契約を締結している土地のうち2件について、風力発電事業用地に含まれたことで、一部集造林契約を解除することに伴う補償金として988万円の増額でございます。

7ページをお願いします。歳出です。

款2繰越金、項1、目1、節1繰越金は、令和5年度の繰越金が確定したことによる40万8,000円の増額でございます。

8ページをお願いします。

款3予備費、項1、目1予備費は、前年度繰越金及び立木売払収入の増に伴う1,028万8,000円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、令和6年度
苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第54号 令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第23、議案第54号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第54号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,477万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,784万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定。歳出では、前年度の標準システム導入事業等の実績に伴い、基金立て替え分を精算するものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款1国民健康保険税、項1、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分727万円の減額。

節2後期高齢者支援金分現年課税分248万6,000円の減額。

節3介護納付金分現年課税分87万7,000円の減額は、段階的な税率改定に伴う

当初賦課額の確定により、補正を行うものでございます。

次に7ページをお開きください。

款4 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1、節1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金282万4,000円の増額は、令和6年12月2日から施行されるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向け、システム改修事業及び広報事業に伴うものでございます。

次に8ページをお開きください。

款5 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金は、特定財源となる熊本県国民健康保険団体連合会からの返還金の増額等に伴い202万5,000円の減額。

節2 特別交付金218万円の減額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業費282万円を7ページの国庫補助金へ組み替えるとともに、国保標準システム導入事業のデータ移行機器に係る経費の2分の1となる64万円を新たに補正するものでございます。

次に9ページをお開きください。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1、節1 事務費繰入金74万7,000円の増額は、一般会計繰入対象の事務費が増額したことに伴うものでございます。

次に10ページをお開きください。

款8 繰越金、項1、目1、節1 繰越金975万7,000円の増額は、繰越金の確定によるものでございます。

次に11ページをお開きください。

款9 諸収入、項2、目3、節1 雑入は、前年度の療養給付費の精算により、返還金204万4,000円の増額。前年度に国保財政調整基金で立て替えていた国保標準システム導入事業の精算により、保険給付費等交付金（過年度分）2,424万4,000円を増額するものでございます。

次に歳出でございます。

12ページをお開き願います。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節10 需用費、事務消耗品として10万9,000円の増額。

節2 2 償還金利息及び割引料2万7,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた広報事業の実績によるものでございます。

次に13ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は、財源区分の変更です。

次に14ページをお開きください。

項2高額療養費、目2一般被保険者高額介護合算療養費、節18負担金補助及び交付金は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの連絡により、苓北町国民健康保険に加入履歴のある対象者1名分の1万9,000円を増額するものでございます。

次に15ページをお開きください。

款4保健事業費、項1、目2疾病予防費、節11役務費は、郵便料改定に伴い4万4,000円増額するものでございます。

次に16ページをお開きください。

項2特定健康診査等事業費、目1、節22償還金利子及び割引料は、事業費等の確定に伴い37万9,000円を増額するものでございます。

次に17ページをお開きください。

款5基金積立金、項1、目1財政調整基金積立金、節24積立金は、歳計剰余金による国保財政調整基金積立129万5,000円と、前年度の標準システム導入事業等の基金立て替え分2,270万5,000円を合わせて2,400万円の増額をするものでございます。

次に18ページをお開きください。

款8予備費、項1、目1、節29予備費20万円の増額は、財源調整により予備費を増額するものでございます。

以上が令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 1点、基金への積立金の件でお聞きいたします。

17ページ。今年度2,400万、基金への積立金を行うということできておりますが、令和5年度末現在高が1億1,200万ぐらい、この基金が積み上がっておりますけれども、最終的にどのくらいこの基金を増やしていこうと思われるのかお伺いします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 財政調整基金の積立を、今後いくらまでっていうこと。

○2番（山口利生君） 目標を立ててるのか。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 計画ですかね。以前からですね、1億2,000万円程度というお話の中で今回も積立をしております、決算のほうでも出てはまいりますけれども、今後ですね、熊本県内の国保の統一に向けた中で、この財政調整基金をですね、

どのような取扱いをするのかというのは今後ですね、各自治体で話し合っていきますので、今のところ正式な決定は出てないんですけども、ある程度確保した中ですね、統合に向けた取り組みに向かっていきたいというふうに考えておりました、今の段階ではこれ以上はあまり積立はですね、しないような計画、昔は統一の話がなかった場合は、高戸議員さんの一般質問でもありましたが、町の方で医療費のですね、支払いが多くなった場合には、基金の積立を多くしていったほうが良いというところでもございましたが、今はもう熊本県のほうも入ってきておりますので、今後はですね、維持するような形でいきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 確かに町、各自治体で国保を運営しているときには、住民に癌が出たときなんか相当高額になってしまうといったときに、一気にこう繰り出しが大きくなってきたのは確かだと。1回、3人ぐらい癌で医療費が高くなったという事例がありましたけれども、そういう面も全部県の方がその一時対応はするということになってますので、負担金が増えてくるということになるかと思えますけれども、その場合も全体で均せば各自治体に対しての請求は少なくなってくると思います。最終的に統一がもうほぼなされた状態じゃないですか、国保は。この基金をまた県連合会がいくらか徴収するという事はないですよ。これは各自治体積んでるから。それは絶対ないと思いますので、最終的にこの国保財政調整基金で積み立てた金額についての利用っていうのは、今後どのような形を想定されていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 基金の部分につきましては、今後統一される中で町独自のですね、事業については当然町で見なければならぬというふうにとこの市町村も考えておられますので、当然基金はですね、積み立てをされておまして、私たちがまだ話の途中でございますので決定はしておりませんので、とりあえずはですね、基金を積み立てていく中である程度維持しながらですね、今後進めていきたいということで、当然先程山口議員がおっしゃったようにですね、この基金をどうするのかなんです、当然もう必要ないというふうであればですね、特別会計の方を一般会計の方にですね、繰り入れるという、そういったこともですね、考える必要があるのかなということですので、まだ県内の方の話がまとまっておりませんので、まとまりましたら当然、議員さん方にも報告する義務がありますので、そのときにお話をさせていただきたいと思っております。

○2番（山口利生君） はい、わかりました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第55号 令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第24、議案第55号、令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第55号、令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,534万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,462万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定。

歳出では、前年度精算に伴う介護給付費等の返還金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分2,818万1,000円の増額は、令和5年度の介護給付費の確定に伴うもので、目3、節1事務費繰入金8万2,000円の増額は、郵便料改定及び介護保険制度に係るソフトウェアライセンス使用料に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に7ページをお開きください。

項2基金繰入金、目1、節1介護給付費準備基金繰入金107万9,000円の増額は、今回の補正に伴う不足分を、基金より財源補てんするものでございます。

次に8ページをお開きください。

款8繰越金、項1、目1、節1繰越金2,599万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に歳出でございます。

9ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11役務費6万6,000円の増額は、郵便料改定に伴うもの。

節12委託料39万4,000円の減額は、介護報酬改正等システム改修委託料の減に伴うもの。

節13使用料及び賃借料1万6,000円の増額は、介護保険制度に係るソフトウェアライセンス使用料に伴うものでございます。

次に10ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等給付費は、財源区分の変更です。

次に11ページをお開きください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及び割引料、介護給付費国庫負担金返還金から包括的支援事業・任意事業県交付金返還金合わせて5,245万2,000円の増額は、令和5年度の事業費確定に伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金に対しましての返還金でございます。

次に12ページをお開きください。

項2繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金の320万円の増額は、令和5年度の精算により返還すべき額を一般会計に繰り出すものでございます。

以上が令和6年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 11ページで、償還金・返還金の項目があるんですけど、これはやっぱり言葉として返還金ってのはやっぱ事務の怠慢が結果的に、5年度事業のですね、結果的に返還金という言葉で処理するということになるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 浜口議員、マイクを上げて。

○5番（浜口雅英君） 最初から？

○議長（野崎幸洋君） はい、もう1回お願いします。

○5番（浜口雅英君） 11ページの償還金ですが、これは事務の遅れが結果的に返還金・償還金として処理するという事になったのかどうかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 返還金の部分でございます、ご質問でございますが、

まず一番上の介護給付費国庫負担金返還金3,927万1,000円の部分につきましては、国のほうに変更申請をしたところ、もう国のほうは予算確保ができたので、もう変更はしないでそのまま当初の申請で国が受け付けるので、もらってくれというお話でございましたので、変更の申請はしておりません。

そのほかの部分につきましては、全て年度の途中で変更申請をしまして、この実績に基づいた返還金となっております。事務が遅れたというわけではございません。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 11ページの今の件、私もですね、ここ質問しようと思ってから出しとったんですが、今、国の方によくありますよね。もう時間がないから、もうここで変えると国の方もおかしくなるから、もうそのまま払ってとってくれとか、翌年にお金あげるからとか、今回その逆だったということですが、逆であったんならば、何でその繰越金、当然3,927万1,000円を多くもらってるのであれば、繰越金、その分は残ってるはずだと思いますけれども、2,599万8,000円が繰越金で確定していると。そうなるとその差額、1,400万のお金はどこに行ったのかと思いますけれども、当然国庫負担金の返還金、全額100%国であればいいんですけど、よく県のほうも、国の補助金に引付けてから支払いが来てるというふうなケースがありますけれども、これは、このケースはあくまでも国庫補助金だけで県費の返還金というのは発生しなかったということでしょうか。そこの2点お聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 令和5年度にですね、一般会計のほうから介護保険の方にはもうこの返還金があるので、あえて専決のほうでは上げなかったというところで、交付決定額がですね、2億434万8,204円で、実際のこの介護給付費に係る分が1億6,500万だったというところでの返還金でございまして、本来やったらこれに実績額に近い、先程も申し上げましたが変更申請をする予定でございましたが、受け入れができないというところでしたので、今回改めてですね、実績という形で返還金の額が大きくなりましたが、この部分で計上させていただいたところでございます。

そのほかの部分につきましては、当然変更申請をしておりますので、これが億単位とかなってまいりますと、どうしても端数というのはですね、出てくるもの、なるべく近い数字を出したいんですが、どうしてもですね、実績により金額がこういった形になってしまいますので、とりあえずもらえる分はもらって実績でお返しをするというのが運営上、また町としてもですね、財源持ち出しがないというところで、今回こういった形でこれまでも多分やってきているところではございます。

あと、県の返還金に変更申請によってですね、認めていただいたので、国だけが認め

ていただけなかったと。

○2番（山口利生君） 177万がそれとはまた、これは別に。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 県の方は、交付決定額が1億4,637万5,000円で、実績が1億4,460万5,000円ですので、170万。これだけの返還金ですから、変更を認めてもらえればこれぐらいの金額で済んだんですが、認めていただけなかったもので、こういった大きな金額になったというところでございます。

先程も言いましたが、事務が遅くなったというわけではございません。正規の事務手続きをしております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ちょっと私が言った意味がいまいちわからなかったんでしょうかね。事務の問題は分かりました。浜口さんに回答された。ただ、私が言ったのはこの国のほうの、4,000万近い返還金が出たのであれば、当然町のほうにこの4,000万が令和5年度で入ってきてるはずなのに、なぜ繰越金が2,599万8,000円しかないのかということの理由をお聞きしたい。普通、当然国のお金がいっぱい入ってきてるならば、それを返還せにやいかんから、その財源は繰越金として持つておくべきだったはずですよ、繰越と一緒にだから。これは一般会計のほうで何かをこう、その辺りをちょっと教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 介護保険の国県の、返さなければいけない額よかも繰越金が少ない理由でございます。令和5年度の介護保険の専決予算で、一般会計の繰出金を精算いたしまして、戻しました。その関係で、今の繰越金が減っております。もし返さなければ、5,000万以上の繰越金があったこととなります。一旦戻しましたので、今度の補正でも2,800万ほど、また財源が不足しますので、今回の補正で2,800万、一般会計から繰り出しをしております。よろしいでしょうか。専決で1回戻しました、一般会計に。それを戻してなかったら、今回の決算の繰り出しは5,000万近くあったはずですよ。ようございますか。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 理由は分かりました。分かりづらいようなことをです、それが分かっているのであれば、あえてその戻さずに、結局戻してまた一般会計繰出金を出してるから、合わせればこの分は当然これに充当してるという意味があったわけですね。そこまで深く読めませんでした。ただ、やっぱりそういう国に返さないかんっていうのであれば、一般会計も今、結構繰越金も多かったから、そこまで財源が苦しくてその分をちょっと一時使うというようなことまではなかったわけですね。だからまあそういう面ではちょっと分かりづらいようなことはされない方がいいかと思います。はい、分か

りました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

審議の途中ですが、ここで2時40分まで休憩とします。

-----○-----

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので会議を再開いたします。

-----○-----

日程第25 議案第56号 令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第25、議案第56号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第56号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,953万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款4繰越金、項1、目1、節1繰越金43万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に歳出でございます。

7ページをお開き願います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1、目1、節18負担金補助及び交付金43万4,000円の増額は、令和5年度被保険者保険料負担金の確定によるものでございます。

以上が、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第57号 令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第26、議案第57号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 議案第57号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,291万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましてご説明をいたしますので、6ページをお開きください。
歳入でございます。

款2、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金20万円の減額は、令和5年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を一部減額するものでございます。

次の7ページをお開きください。

款3、項1、目1、節1繰越金52万6,000円の増額は、令和5年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

次に8ページをお開きください。

歳出でございます。

款1事業費、項1宅地造成事業費、目1分譲宅地造成事業費、節10需用費20万円の増額、及び節11役務費12万6,000円の増額は、繰越金の確定に伴い、繰越金の一部を修繕料及び広告宣伝料とするものでございます。なお、修繕料につきましては、明神山の衝錠分譲宅地のうち、旧ふれあい館跡地につきまして、旧ふれあい館時代に使われていて、今現在は使われていない水道の引込み管がいまだ埋設をされている状態でありまして、今後販売していくにあたりまして、この既設の埋設水道管延長30メートルを撤去するための費用でございます。

以上で、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 歳出の方は特にあれなんです、今衝錠の分譲地、去年上下水道管を敷設して販売に入ったところですが、今の状況はどのような状況なってる、応募から、まだ販売は、収入入ってないから出てないと思いますが、どのような状況なってるか教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 衝錠の分譲地につきましては、6区画に分けてまして販売を行っているところでありますけれども、今年の2月から3月にかけて、公募、広報紙、ホームページ等で公募を行いましたけれども、その際も購入希望の方はいらっしゃいませんでした。その後、チラシのほうを作成してありましたので、そのチラシを活用したり、ホームページの更新をかけたりとですね、一応、広告宣伝に努めておりますけれども、今のところ購入希望者からのですね、問い合わせ等はあっていない状況であります。で、広告宣伝費を今回の補正によってちょっと増額させていただいてるんですけども、今言いましたように2月から3月にちょっと大々的に広告をしたので、今年度

中にですね、タイミングを見まして、財の尾も含めたところで、新聞折り込み、もしくは、チラシですね。チラシも町で作つとるやつを業者さんの方にきれいに印刷していただく形で、それを配る、もしくは、SNSとかその辺を活用して、ちょっと今、広告宣伝の方法については検討中ではあるんですけども、この広告宣伝料を使って宣伝に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 多分いろいろな助成を入れたところで5万円弱ぐらいまで価格は引下げ効果を出しているのかなっては思っていますけれども、今現在苓北町自体も、土地の単価が結構下がっている状況ですね。で、ますます家自体に不在の家がどんどん出てくるし、土地自体ももう家屋撤去したら土地自体が余ってる状態でございます。そういう中で、衝錠も6区画新たに分譲されてますけれども、単価自体がやっぱり6万5,000円ぐらいですかね、単純に割れば。そのぐらい、6万ぐらいだったかな。というふうな単価を設定してあるかと思うんですが、もうちょっと高かったかな。まあその辺りは田尻課長が一番詳しいかもしれん、やっぱり土地の売買単価そのものが少し高いような気がしますけれども、やっぱりこれも原価計算をした上で、土地の分譲単価を出して、町の方に負担がないような形での単価設定をされていらっしゃるのかどうか。ただ、ずっと長く売れなければその維持管理費も増えてくるので、財の尾も含めてですね。やっぱりその土地の売買単価自体もやっぱり見直して、早期に売却するという方向を検討しなければならない時期なのかなとは思ってますが、その辺りは検討をされていらっしゃるのか。大体志岐でも4万から4万5,000円ぐらいで取引がされているというふうには聞いておりますので、それから見るともう割高になってるような気がしますけれども、その辺りの検討はされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） この分譲宅地の販売価格につきましてはですね、今の金額で、なかなかここ数年売れていない状況を考えますとですね、確かに価格の単価を下げるということもあるんでしょうけれども、これなんか私がお聞きしたところ、その周辺ですね、民間の宅地の取引に、何か相場に影響を与えてしまうというような、あまり極端に安い金額で町が売ってしまうとですね、何かそういう話も聞いたことがあります。ちょっとなかなか相場から外れたような安い金額は、実際思い切って下げれば売れるんじゃないかという気持ちはあるんですけども、今申し上げたようなこともありましてなかなか、単価を下げることはできないのかなというふうに考えておりまして、その代わり、今この優遇措置として最大で、いろいろいくつも種類があるんですけど、最大で町外在住者であれば最高100万円、町内在住者であれば80万円という優遇措置がありますので、これをもう少し充実させるとかですね、その辺も含めまして、ちょ

っとできるだけ購入につながるように検討していきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 優遇措置の方もですね、あまりに町の宅地だけを優遇して、そこに人を入れようと思っても、やっぱり土地を買おうとする人はやっぱりその環境を重視していくこともありますので、できれば苓北町に移住者を増やそうという政策であれば、民間の土地を購入して家を建てようという方にもですね、逆に補助制度を設けるといふような政策をとる。それとかやっぱりもう誰も住まなくなると、もう危ないといつたところには思い切って補助金を増額するとかいふようなことをして、移住・定住を増やすというようなことも必要かなって思いますので。非常に土地を売るというのはですね、作るのは簡単だけど、やっぱり売るのは難しいですよ。そう思います。ですから、やっぱり最初はいいいけれども、だんだんだんだん長く、もうそこにねまったような感じであればですね、ますます売れなくなりますので、十分将来を見た上で、やっぱり土地の分譲というのは考えていかなければならない。ただ、置いたままだと維持管理がかかってしまうので、できるだけ辺鄙なところはもう思い切って下げてでも貸しつけるとかいふような政策をぜひとっていただければと思います。これは衝錠だけじゃなくてですね、いろんなところを今、町も持て余してる土地があると思いますので、早めにそういうところも含めて検討していただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 1点だけお願いをしときます。今先程山口議員から維持費の問題がありましたけれども、やはり今、草が植わったりですね、草木が茂って、せっかく宣伝しても見に行っても草がぼうぼうしとればですね、なかなか買おうという気持ちにならないと思いますので、やはり手入れをですね、よくしてもらって、草とか何とかやはりこう生えないちゅうか、長くならないような管理をしていただきたいと思います。やはり見てですね、草が茂っていると、なかなかこう欲しくないような感じもしますので、宣伝も必要ですけど、そういったことの管理をですね、お金も要ると思いますが、よろしくお願いします。特に衝錠のところは、あれで看板も取れてますもんね、単価の平米と、今の宅地の金額の。そういったことを見てもらってですね、特に衝錠はまた来月なれば祭りがありますので、ちゃんとしとってもらって、皆さんにですね、「ああ、あがんとったっちゃつまらんばい」って言われんようにお願いをしておきます。

ほかの、先程言われたけども、財の尾も一緒ですよ。前の課長は言ったらすぐ対応していただきましたけれども、そういうことで見回ってですね、「うわー」と言われんような感じにしとってもらいたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですかね。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 町内に宅地は財の尾ですね、衝錠、それから都呂々ですね。それから富岡の温泉ホテル跡、ほいから鞍付にも1筆か2筆あるんじゃないですか。などがあります。ほいで民間も解家されても、なかなかすぐ家が建つということは、何軒かはすぐ建ちよりますが、普通はなかなか建築には手間がかかっているようです。これでこの苓北町全体でこの宅地が何筆、何平米、その、おるとすればその額がいくらなのか、そういうものは捉まえておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） ちょっと今手元にはですね、持ってないんですけども、町全体のこの衝錠、それから財の尾ですかね、それ以外の部分の土地につきましても、一応面積とか、売却するとした場合の価格というのは把握をしております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 今日は宅地造成の補正の審議ですよ。そのときにはそういう資料は持ってくるべきじゃないですか。そういう姿勢がなかなか宅地がうまく売れない、何人売ろうかい言うても、草がぼうぼう、よかたい、そういう感じになってくっとじゃなかかと思えます。すぐ持ってこれるんですか。すぐ持ってこれるならば、コピーしたものを今配ってもらえと思いますが、すぐできんやったらもう・・・。

○議長（野崎幸洋君） それでは誰か担当の方に準備していただいて、その間にほかに審議をさせて。

○土木管理課長（松井徹也君） 準備をすぐいたしますので。

○5番（浜口雅英君） 暫時休憩やろもん。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑を受け付けます。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はこの衝錠ちゅうのは苓北町では中心地です。中心地。それで、子どもたち、あるいはいろいろ遊び場所にもちょうどよいと、社協がおったあそこら辺も空いとるしですね。それで、当時からですが、公園化せろばどうかなというようなことを言っておりました。今ですね、無理してですね、町のを売る時代じゃなかですよ。今はですね、町民の方が売ろうと思っても買うもんがおらんとですから。そこにですね、サービス心出してから、買うてくれる買うてくれると言うのは、やっぱり町民の方のあれを、やっぱりこう、抑えるような感じですので、広場は利用せろばどがんだすかね、もう少しですね。私何年か前にもですね、公園にしたらどうかと。中心地でよかと、避難所もありますのでね。あそこら辺はもうもってこいですよ。それから保育園があるし、神社があるし、そこら辺ぜひ検討しておいてください。

公園化はですね、公園の担当の方はですね、あんまり公園ば作れば、手入ればせんばんというような形ですね、おっしゃる方もおいでですけれども、そこら辺にしても、富岡の富岡温泉、元の富岡温泉センターですかね、あそこのあたりはですね、ぜひもうちょっとこう、柵なんかばしてですね、できればですね、今避難所とかなんかがもう相当言われて、金も相当かけてですね、避難所にしたり、これ広場を持っておくべきでしょう。もし、例えば富岡の出来町あたりから一丁目、二丁目ぐらいがもし災害なんか遭うたときに、やっぱ仮設住宅なんかも要りますね。やっぱりそういったことで持つとかんばんけん。もうちょっとこう拡大した考え方で、やはり公園にするとか、ちょっとした広場にするとか、知恵ば出して管理をしてですね、私はそういった保存の仕方もあるとじゃなかろうかなと。無理に私は個人の、今は売りにかかっとらる町民の方がいっぱいおいでですので、そこにですね、町のお金を使うてから整備して、町民の方と競合するということはやっぱり差し控えるべきだと私は思います。ネットば見とけばもう家でん何でんばりばり荅北売りに出とっですもんね。そして売れません。売れておりません、全然。そういったことをございますので、そこら辺町長、ぜひですね、前向きに検討してですね、本当に真のまちづくりをしていただきたい。そう思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 町が所有します公共的な土地のですね、利活用につきましては、これも数年来の課題でありまして、町のほうではそれぞれ現在遊休土地になっている部分とかそういったものを含めて、どういった活用ができるんだろうかということですね、役場内に検討委員会を立ち上げまして、今後のその土地の利用の方法についてですね、協議をいたしております。そういった中で出てきたのが、衝錠についてはやはり志岐の中心地でもあるということで、まずここは住宅用地、しかも学校も近い、保育園も近いということもありまして、子育て世帯の方の住宅用地に一番いいんじゃないかというようなことで現在ですね、売出しを行っているところでございます。ただ、宣伝の仕方もですね、町としての宣伝の仕方もまだ悪いのかもしれないけれども、なかなかですね、今売れない状況でありますけども、何とか売れるような努力はしてまいりたいと思います。その上でどうしてもですね、これが売れない場合はまたほかの方法を考える必要があるのではないかというふうに思っておりますので、もう少し頑張らせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 町長のお考えも分からんでもなかつすけれども、仮に衝錠がですね、虫食い状態に売れた場合ですよ、何区画かありますのでね。もし後で利用するっちゃうのは、なかなか、今どこも購入者がいないので、広々としとる。そこに公園なん

かば作ればいいんじゃないか。衝錠とこっちの馬場ですかね、志岐の川向かいなんかってちゅうのも、結構、空き地があってですね、やっぱり売ろうとしておられるけれども、売れないっていう状況があったから、それはよかですかね、それから衝錠の後ろの方の元タクシー屋さんがあった、あそこら辺も空き地になっておりますのでね、やはりそこら辺を加味してですね、敷地はいっぱいありますので、学校に近いところ、保育園に近いとこっちゅうのはですね、やはり私はもう民間と、町民の方との競合するちゅうのはやっぱり避けたほうがいいんじゃないかなろうかと私は思いますので、そこら辺もう1回ですね、私の言うのも幾らか耳に留めとっていただいて、まちづくりに専念していただきたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑がありませんけども、今資料の準備をしております。進めますけども、異議がなければ討論に入るんですけども、資料請求された浜口議員が、この資料がなければ先にこの件についての採決に支障が来すようであれば、資料が届くまで暫時休憩としますが、どういたしますか。

[「しよんなか」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） しよんなかというとはどっちですか。

○5番（浜口雅英君） 私は苓北町にですね、この宅地造成、どの程度あるのか、町が持つとつとがな。それを我々は知らんわけですよ。役場ん職員も議員も。衝錠にあるもんねと、財の尾にもあるもん、その程度は分かる。しかし、全部でいくつあつとや。

○議長（野崎幸洋君） それの趣旨は分かります。ですから、この採決にあたりその資料がなければ採決に臨めないというのであれば、資料が届くまで、採決を延ばします。ですから、質問者の浜口議員にお尋ねします。

○5番（浜口雅英君） 臨めない、臨めない。あと何分くらいかかつとや。あと1時間ぐらいや。あと1時間ならまだ。

○議長（野崎幸洋君） それでは暫時休憩といたします。資料の揃う時間をちょっと調べてみてください。

-----○-----

休憩 午後3時1分

再開 午後3時7分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

只今資料について・・・浜口議員から何かありますか。

浜口議員どうぞ。

○5番（浜口雅英君） 資料がすぐ皆さんにですね、コピーして配付できるようであれば話は別ですが、今から準備をするということであればですね、済んでからで結構です。なので、後で回してよかです。

○議長（野崎幸洋君） それでは後ほど資料提出ということで、審議を進めたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第58号 令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第27、議案第58号、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第58号、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出につきまして、増額補正を行うものです。

苓北町水道事業会計補正予算（第2号）（案）の1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出について。収入。

科目。第1款水道事業収益の既決予定額1億9,455万円から、補正予定額2億1万8,000円を増額し、1億9,476万8,000円とするものです。

続きまして、支出。

科目。第1款水道事業費用の既決予定額2億8,573万2,000円から、補正予定

額121万8,000円を増額し、2億8,695万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出について。収入。

科目。第1款水道事業資本的収入、既決予定額2,829万円から、補正予定額25万9,000円を増額し、2,854万9,000円とするものです。

続きまして、支出。

科目。第1款水道事業資本的支出の既決予定額4,917万円から、補正予定額260万円を増額し、5,177万円とするものです。

4ページをお願いいたします。

実施計画になります。

収益的収入及び支出の、収入になります。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目5他会計補助金は、水道事業繰入金利子21万8,000円の確定によるものです。

続きまして、支出になります。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費は、有機フッ素化合物の原水水質検査による委託料52万8,000円を増額です。目2配水及び給水費は、漏水補修用資材32万3,000円を増額です。目4減価償却費1,000円は、端数調整によるものです。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、水道事業債償還金利子36万6,000円の確定によるものです。

5ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、収入になります。

款1水道事業資本的収入、項6負担金等、目1工事負担金は、水道工事延長負担金25万9,000円を増額です。

続きまして、支出になります。

款1水道事業資本的支出、項1施設整備費、目1施設整備費は、水道工事負担費請負額260万円を増額です。

以上で、令和6年度荅北町水道事業会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第59号 令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第28、議案第59号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第59号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は収益的収入と資本的収入につきまして、繰入金の一部の組み替えを行うものです。また、収益的支出及び資本的支出につきましては、増額補正を行うものです。

苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）の1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出について。収入。

科目。第1款下水道事業収益の既決予定額2億9,750万円から、補正予定額749万1,000円を減額し、2億9,000万9,000円とするものでございます。

続きまして、支出。

科目。第1款下水道事業費用の既決予定額5億1,090万円から、補正予定額169万1,000円を増額し、5億1,259万1,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出について。収入。

科目。第1款下水道事業資本的収入の既決予定額3億2,927万9,000円から、補正予定額786万8,000円を増額し、3億3,714万7,000円とするものです。

続きまして、支出。

科目。第1款下水道事業資本的支出の既決予定額3億2,941万4,000円から、補正予定額350万4,000円を増額し、3億3,291万8,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

実施計画となります。

収益的収入及び支出の、収入になります。

款1 下水道事業収益、項2 営業外収益、目5 他会計補助金749万1,000円の減額は、繰入金の事務費分と利子の組み替え調整を行いまして、併せて下水道事業繰入金利子の確定によるものです。

続きまして支出になります。

款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目1 管渠費は、浄化センターの修繕163万円を減額するものです。目2 処理場費115万円は、浄化センター維持管理費委託料の労務単価の改定による増額です。目5 総係費88万1,000円は、浄化センター樹木等管理委託料等による増額でございます。目6 減価償却費1,000円は端数調整によるものです。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は、下水道事業債償還金利子37万7,000円の確定によるものです。目2 消費税及び地方消費税91万2,000円の増額となります。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の、収入になります。

款1 下水道事業資本的収入、項3 他会計補助金、目1 他会計補助金786万8,000円は、繰入金の元金分として、収益的収入の他会計補助金と組み替え調整を行いました。

続きまして支出になります。

款1 下水道事業資本的費用、項1 施設整備費、目1 施設整備費30万6,000円は、木場地区農業集落排水処理施設のポンプ修繕費の増額です。

項2 固定資産購入費、目1 有形固定資産購入費319万8,000円は、富岡浄化センター電気室及び事務室のエアコン購入271万2,000円。並びに、発電機付溶接機48万6,000円の購入による増額でございます。溶接機の購入につきましては、浄化センターの委託業者と協議を行いまして、同施設の修繕予定箇所を直営で実施し、さらに、今後の浄化センターの修繕に係る経費削減を考慮いたしました。

以上で、令和6年度荅北町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第60号 財産の取得について

○議長（野崎幸洋君） 日程第29、議案第60号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 議案第60号、財産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

令和6年9月9日提出。苓北町長 山崎秀典。

- 1、取得の目的 苓北町堆肥センターの作業車両更新に伴うユニック車購入
- 2、取得財産名及び数量 ユニック車（2トン）1台
- 3、契約の方法 一般競争入札
- 4、取得金額 810万3,720円
- 5、契約の相手方 住 所 福岡県福岡市東区東浜1丁目10番85号
名 称 いすゞ自動車九州株式会社
代表者 代表取締役 中村智一

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

今回取得するユニック車2トンタイプ1台につきましては、現在使用しております苓北町堆肥センターにあるユニック車2トンタイプはですね、平成4年登録で平成14年6月に中古車として購入してから、本年で22年が経過し経年劣化が著しいため、令和6年3月議会の当初予算で予算を可決いただき、事業費の2分の1を令和6年度国内肥料資源利用拡大対策事業の交付決定を受けましたので、本事業を活用し、新たに新車を購入するものでございます。

購入するユニック車は、主要諸元につきましては、次のページにありますのでご覧ください

ださい。車両形式はいすゞEFLナローで、エンジン形式はディーゼル4JZ1エンジン、排気量は2,999cc、最大積載量2,000kgでございます。

また、今回契約の方法につきましては、国内肥料飼料拡大対策事業実施要領により、国内肥料資源活用施設総合整備支援に関する補助対象事業の事務及び補助対象事務の取扱規定によりまして、一般競争入札により実施しました。入札の参加者は3者あり、一番入札の低かったいすゞ自動車九州株式会社が落札者として決定しまして、入札仕様書に基づき、仮契約を行いました。予定価格が700万円以上でございましたので、今回提案に至ったものでございます。

また、議決いただいた場合は、納入期限は令和7年の3月7日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 前回のユニック車が2トンというお話でしたから、あれは4トンじゃなかったんですか。ちょっと大きめに感じたんですけど。2トンで間違いはないですかね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 堆肥センターには2トン車と4トン車がございまして、今回購入するのが2トン車ということでございます。

○1番（田嶋健司君） 分かりました。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第61号 財産の取得について

○議長（野崎幸洋君） 日程第30、議案第61号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 議案第61号、財産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

令和6年9月9日提出。苓北町長 山崎秀典。

- 1、取得の目的 苓北町堆肥センターの作業車両更新に伴うホイールローダー購入
- 2、取得財産名及び数量 ホイールローダー1台。
- 3、契約の方法 一般競争入札
- 4、取得金額 979万8,800円
- 5、契約の相手方 住 所 福岡県筑紫野市針摺東3丁目6番1号
名 称 キャタピラー九州株式会社
代表者 代表取締役 林賢一

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

今回取得するホイールローダー1台につきましては、現在苓北町堆肥センターで使用しておりますホイールローダーは、平成13年7月に購入してから本年度で23年を経過し、経年劣化が著しいため、令和6年3月議会当初予算で予算可決をいただき、事業費の2分の1を、令和6年度国内肥料資源利用拡大対策事業の交付決定を受けましたので、本事業を活用し、新たに新車を購入するものでございます。

購入するホイールローダーの主要諸元につきましては、次のページをご覧ください。

車両形式はキャタピラー、ホイールローダー910で、定格出力が82キロワット、バケット容量が1.3立方メートルでございます。

また、今回の契約方法につきましては、国内飼料資源利用拡大対策事業実施要領による、国内肥料資源活用施設総合整備支援に関する補助対象事業事務及び補助対象事業の取扱規定により、一般競争入札により実施しました。入札参加者は1者あり、予定価格以下であったキャタピラー九州株式会社を落札者と決定し、入札仕様書に基づき仮契約を行いました。

予定価格が700万以上のため、今回提案に至ったものでございます。

また、議会議決いただいた場合の納入期限は令和7年3月7日を予定しております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 入札は何者ですか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 1者でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） これ1者なら入札になっとですか、1者で。ですね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 1者でございますけれども、会計法令ではですね、一般競争入札の目的はですね、一般競争入札ということで、入札公告、公開で手続きをしております、誰でもですね、公平に参加できるという競争の機会の確保を経ているところでございます。またこの法令ではですね、予算決算及び会計令というのがございますが、第99条の2に、契約担当者は競争に付しても入札者がいない、又は再度入札をしても落札者がいない場合は、随意契約によることができるというところの文言がございまして、これを解釈しますとですね、92条にはですね、競争入札を実施した結果、入札者がいないとき、あるいは予定価格を超えてしまい落札者がいないときは、事務の効率化観点から随意契約によることが定められていると解釈をしております。つまり誰でも参加できるですね、競争入札であったことから、これにつきましては、1者で落札できるというふうな解釈をしておるところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） この財産の取得について私は反対しませんが、やはり取引の中ではですね、やっぱり1者っちゃうのは問題がありますので、今後十分そこら辺は検討してですね、今後の取り組みをしてください。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 1点だけお伺いいたします。この広報の仕方っちゃうとはですね、どういうふうな形でされたんですか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 公告の方法なんですけども、町のホームページに一般競争入札というところで、7月26日に誰でも入札できるというところで公告をしております。また、町の掲示板等にも公告を行いまして、入札日が8月の13日というところで実施をしたところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 分かりましたけれども、先程のトラックもですね、ちょっと疑義を感じたんですけども、この公告の仕方に町の業者あたりも参加できるわけですかね。ただその公告の仕方の、宣伝の仕方が、町の業者は分からんでですね、指名一般競争入札に参加できなかったということは考えられませんか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） そのようなことを心配しまして、ホームページに出たことをですね、町のいつも指名する業者につきましては、電話にて連絡をしたところがございます。

○町長（山崎秀典君） 入札あったんじゃないや。

○農林水産課長（田尻 悟君） いや、この第61号にはありませんでした。

○町長（山崎秀典君） 60号にはあったんやろ。

○農林水産課長（田尻 悟君） はい。

○町長（山崎秀典君） それば言うとかえよか。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） すみません。今の、前んところがあつたら、ほんなら教えてください。町のもあつて、やっぱ合わんやつたということですね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 今の議案案件の61号の方は1者でしたけれども、先程の、前の案件の60号は3者ありまして、町内業者が1者入っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 価格が合わなかったということで理解してよかですかね。分かりました。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 予定価格は、最低予定価格を今決むつとですか。予定価格は安かろうが、予定価格より安かれば買うとじゃなかつですかね。何か予定価格よりたつた感じがしたもんじゃけん。じゃかつたかな。私間違いかな。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） この61号の方のですね、予定価格に対しまして・・・。

○4番（松本良人君） 700万ぐらいで800万。

- 農林水産課長（田尻 悟君） まず60号の方。
- 4番（松本良人君） 2つともよかですよ、両方。
- 町長（山崎秀典君） 2つとも言え。
- 農林水産課長（田尻 悟君） 言わせていただきます。一応予定価格に対しまして、第60号の方については落札率が93.1%でした。今回61号の方は落札価格が72.07%でした。落札額ですね。
- 議長（野崎幸洋君） 松本良人君。
- 4番（松本良人君） 予定価格が700万って聞こえたもんですけん。
- 町長（山崎秀典君） 700万以上は議会にかけにやいかんけんってことば言いました。
- 議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。
- 4番（松本良人君） そんならよかです。
- 農林水産課長（田尻 悟君） すいません、補足説明で。分かりにくかったんですけども、700万以上の予定価格でしたので、予定価格が700万以上であれば議会にかけなければならないということで提出させてもらいました。
- 4番（松本良人君） 聞き間違いでした。
- 議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。
山口利生君。
- 2番（山口利生君） これの議案じゃなくて、今現在、今度売却も一般競争入札で売却という形で、今古いやつは実施されるのか。これは特殊車両だから、随契あたりで専門業者の方に売却される予定なのか、その辺りをちょっとお聞きしたい。
- 議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（田尻 悟君） 今ある重機ですけれども、それにつきましては各農家のいろいろな協議とかの中でご意見をいただきまして、農家の組合とかそういったところで使わせていただけないかっていうお声もございましたので、まずはそういった農業団体との調整をした上で、もし誰も要られなかったとなると、また売却入札をしたいというところで考えているところでございます。
- 議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。
議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第62号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（野崎幸洋君） 日程第31、議案第62号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

なおこの議案は、関係市町村での同文議決との扱いとなります。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第62号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更する。

令和6年9月9日提出。苓北町長 山崎秀典。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

提案理由でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）の新旧対照表をお開きください。

右が変更前、左が変更後で、下線の部分が変更部分となります。

熊本県後期高齢者医療広域連合の規約において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によって、現行の被保険者証が発行されなくなることなどに伴い、規約の一部の変更が必要となるためでございます。

なお、この規約の変更につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の構成市町村における同文議決となっております。

本文に戻っていただき、附則。

この規約は令和6年12月2日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

9月12日、13日、17日は、決算審査特別委員会による審査のため休会。

また、9月14日、15日、16日は、休日・祝日のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、9月12日から17日までの6日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は18日（水曜日）午前9時30分から開催します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時39分

令和 6 年 9 月 1 8 日 (水)

(第 4 日 目)

令和6年第4回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

令和6年第4回苓北町議会定例会は、令和6年9月18日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本康秀 書記 岩崎えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和5年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和5年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和5年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和5年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 12 | 発議第 5 号 | 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 発議第 6 号 | 苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定 |
| 日程第 14 | | 陳情等文書表について |
| 日程第 15 | | 閉会中の継続審査（調査）の件 |
| 日程第 16 | | 議員派遣の件 |

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第 1 認定第 1号 令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
（委員長報告）
- 日程第 2 認定第 2号 令和5年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）
- 日程第 3 認定第 3号 令和5年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）
- 日程第 4 認定第 4号 令和5年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）
- 日程第 5 認定第 5号 令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について（委員長報告）
- 日程第 6 認定第 6号 令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 7号 令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 8号 令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 9号 令和5年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）
- 日程第10 認定第10号 令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳
入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第11 認定第11号 令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、認定第1号、令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

会議規則第41条の規定により、決算審査特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

山口利生委員長。

○決算審査特別委員会委員長（山口利生君） おはようございます。決算審査特別委員会審査結果について報告させていただきます。

令和6年第4回荅北町議会定例会において、本委員会に付託された令和5年度荅北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査年月日 令和6年9月12日、9月13日、9月17日の3日間
2. 審査場所 大会議室、第1・2委員会室
3. 委員の出席 山口利生委員長、倉田明副委員長、田嶋健司委員、松本良人委員、浜口雅英委員、田崎稔委員、錦戸俊春委員、高戸幸雄委員
4. 委員の欠席 なし
5. 委員外の出席 野崎幸洋議長
6. 監査委員の出席 登本玄一代表監査委員、廣田幸英監査委員
7. 執行部の出席 町長、副町長、教育長、総務課長、企画政策課長、会計課長兼税務住民課長、土木管理課長、農林水産課長、商工観光課長、水道環境課長、教育課長、福祉保健課長兼健康増進室長、行革デジタル対策室長
8. 委員会の書記 松本康秀事務局長、田中総務課長補佐（12日、13日）、武林総務課長補佐（17日）、酒井企画政策課長補佐
9. 審査の過程 本委員会は、令和5年度荅北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。

10. 審査の結果

- ①認定第1号、令和5年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ②認定第2号、令和5年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ③認定第3号、令和5年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ④認定第4号、令和5年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑤認定第5号、令和5年度荅北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥認定第6号、令和5年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- ⑦認定第7号、令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧認定第8号、令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨認定第9号、令和5年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩認定第10号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪認定第11号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上11件、全て認定すべきものと決定しました。

11. 併せて、次の事項について、執行部に対し要望することを決定しました。

(1) 一般会計

歳入について

- ①ふるさとづくり寄附金による収入増に引き続き努められたい。
- ②町税等の収入未済額については、さらなる収入努力に努められたい

歳出について

- ①脱炭素社会に向けて具体的に取り組まれたい
- ②人口減少対策の取り組みに努められたい
- ③企業誘致については、引き続き努力されたい
- ④町有地・施設の管理体制の強化に努められたい

以上、一般会計のほうに要望事項を決定いたしましたけれども、まとめの段階で、ふるさとづくり寄附金が令和4年度2,400万円から、令和5年度には9,400万円余に大幅に増加し、苓北町の財政安定と地場産業の振興に寄与しております。地場産業の振興を図るために、ふるさと納税寄附金に係る返礼品の開発にさらに取り組んでいただきたいとの意見がありましたので、申し添えます。

次に、坂瀬川財産区特別会計、特記事項なし

都呂々財産区特別会計、特記事項なし

国民健康保険特別会計、特記事項なし

介護保険特別会計、特記事項なし

後期高齢者医療特別会計、特記事項なし

水道特別会計、特記事項なし

下水道特別会計、特記事項なし

農業集落排水特別会計、特記事項なし

特定地域生活排水処理事業特別会計、特記事項なし

宅地造成事業特別会計

- ①販売促進に努力されたい。

との1点を記載していますが、まとめの段階において、公有地の公売物件の中には、長期間にわたり購入希望がない土地がございます。このような土地については、新たな利活用の検討が必要ではないかとの意見がありましたので、申し添えます。

令和6年9月17日。

苓北町議会決算審査特別委員会委員長 山口利生。苓北町議会議長 野崎幸洋様。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 委員長の報告が終わりました。

決算審査結果報告についての一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから一括討論を行います。討論はありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

最初に、討論にあっては必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 令和6年第4回苓北町議会定例会、認定第1号、令和5年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で意見を申し上げます。

歳出全般の委託料の内容がよく理解できませんでした。

特に総務費、総務管理費の情報化推進費は、1億1,878万5,000円を追加補正して、2億3,370万1,000円が計上され、2億2,952万5,758円が支出済みとなっています。この情報化推進費の決算の内訳を見れば、消耗品の支出は5万7,448円。ほかに職員給与が1,693万6,800円。職員手当が1,019万1,380円。などがありますが、委託料は総計1億8,596万8,734円で、地域イントラネット等システムに3,524万9,940円。特に総合型及び公開型GIS構築業務委託料には、9,662万7,300円が支出されています。

私は5年度予算の審議時にこれらの内容に不可解な点があり、時期尚早として反対した経緯があります。そして、これの実績は、予算審議時に説明されていた万能システムではありませんでした。

行政の執行には住民の税金が使用されるわけですので、予算策定、そして執行には、周囲の自治体等の現状等もよく把握し、我が町の税金支出に当たるべきです。

このようなことから、令和5年度決算の認定には反対します。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は、認定第1号から第11号までをそれぞれ起立によって行います。

認定第1号、令和5年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和5年度荅北町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和5年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、令和5年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和5年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、令和5年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和5年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第4号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第5号、令和5年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第6号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第7号、令和5年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第8号、令和5年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和5年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第9号、令和5年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第10号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第11号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

先程、特別委員会審査結果報告書の中にありました執行部に対し要望することとした事項については、苓北町議会決算審査特別委員会委員長を苓北町議会議長、苓北町議会議長を苓北町長に読み替え、議長として、町執行部に対しての要望とさせていただきます。

-----○-----

日程第12 発議第5号 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第12、発議第5号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） おはようございます。発議第5号、令和6年9月11日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英です。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由です。

私たちを取り巻く社会の生活は、輸入穀物や資材の高騰等により依然として厳しい生活を余儀なくされています。町は、日頃から農業、林業、漁業の一次産業を町の基幹産業として、これの振興に力を入れると常々と口にされ、私たち議員もこのことに賛同しており、このような社会環境の中で、町民生活の安寧に少しでもお手伝いをすべきです。口先だけでなく、身をもって町民の生活の安寧に力を注ぐべきです。

令和6年度の議員期末手当の残額分支給予定額は336万6,000円で、1人当たりの単純計算で、33万6,600円。これを全額カットすべきです。そして、カットした議員期末手当の残額分支給予定額336万6,000円のお金は、町の全体予算の中では少額かもしれませんが、僅かであってもこれを人口減少、高齢化対策、子育て環境の整備の一部に活用すべきです。世界的な紛争等の続出に起因した生活必需品の物価高騰等を考慮し、住民生活の安定化に寄与するため、令和6年度の苓北町議会議員の期末手当は削減すべきです。

次のページをお開きください。

発議第5号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例（昭和31年条例第48号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（期末手当）第2条、条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和6年度に限り、1月2月1日を基準日とする期末手当は支給しないものとする。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

すいません席移動をお願いします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第5号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第5号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第13 発議第6号 苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定

○議長（野崎幸洋君） 日程第13、発議第6号、苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第6号に係る参考資料として、苓北町議会から令和5年3月16日付で、内閣総理大臣ほか7人の大臣等に提出した乳幼児保育・教育に伴う保育・教育施設等の食費の保育（利用）料及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求める意見書の配付について、許可をいただきたいのですがよろしいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） それでは配付をしてから登壇し、その資料を私にまず見せてく

ださい。配布することには許可をいたします。

登壇してください。

只今浜口雅英議員から発議第6号に係る参考資料の配付願いがありました件について、議長として許可するとともに配付いたします。

それでは、趣旨説明をお願いいたします。

○5番（浜口雅英君） 発議第6号、令和6年9月11日。荅北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、荅北町議會議員、浜口雅英。

荅北町学校給食費の無償化に関する条例の制定。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。

世界的な紛争の続出に起因した原油価格や生活必需品の物価高騰が進む中で、学校給食費を負担する児童や生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進し、加えて、私たちの荅北町議会は、乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育料・利用料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求め、衆参両院議長、内閣総理大臣他へ提出する意見書を原案可決しています。この様な事から、荅北町学校給食費の無償化に関する条例の制定を提案します。

次のページをお開きください。

発議第6号、荅北町学校給食費の無償化に関する条例（案）。

（目的）第1条、この条例は、荅北町立各小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）の学校給食費（学校給食法「昭和29年法律第160号」第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）を全額助成することにより、児童又は生徒の保護者（学校教育法「昭和22年法律第26号」第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

（助成の対象）第2条、助成金の交付を受ける事が出来る者は、町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

（助成金の額）第3条、助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

（委任）第4条、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は令和6年10月1日から施行する。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 主旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 現状をお尋ねしますけれども、これ発議者の了解を受ければですね、教育委員会のほうにご回答をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○5番（浜口雅英君） 私はOK。

○議長（野崎幸洋君） これは発議者にしか、今現在の質問は受け付けませんけども、まず質問を、じゃあ行ってください。

○4番（松本良人君） 現在の学校給食費の、保護者に対する負担の現状をお尋ねしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 保護者に対するその負担金のそれは、現在の、この前決算審査の折にでも、そういう子どもに対する負担額っていうのを質問されてましたので、この場でそれをまた一から資料を調べて答弁させるのは時間かかりますので、この場では却下します。その質問は。今その質問をされるとまた、執行部。

○4番（松本良人君） いや、あのですね、私が言うのは、例えば所得制限でどのくらいぐらいのところにあるかなかとか、そこら辺の現状をですね。

○5番（浜口雅英君） 総額で3,000万円。

○4番（松本良人君） 総額じゃなくてですね。

○5番（浜口雅英君） 個々には今議長が言ったとおりですね、また別の機会に質問してください。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第6号を採決します。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので起立によって採決します。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第6号、苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第14 陳情等文書表について

○議長（野崎幸洋君） 日程第14、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました2件となります。

陳情第1号、現行健康保険証の存続を求める陳情書、陳情第2号、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申合せにより、議員配付とすることに決定しましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

日程第15 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第15、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第4回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時4分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員